

法科大学院認証評価

自己評価書

名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻

平成 25 年 6 月

名古屋大学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	3
	第2章 教育内容	9
	第3章 教育方法	32
	第4章 成績評価及び修了認定	49
	第5章 教育内容等の改善措置	72
	第6章 入学者選抜等	79
	第7章 学生の支援体制	94
	第8章 教員組織	114
	第9章 管理運営等	130
	第10章 施設、設備及び図書館等	136
	第11章 自己点検及び評価等	143

I 現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻

(2) 所在地

名古屋市千種区不老町

(3) 学生数及び教員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）

学生数： 183 人

教員数： 20 人（うち実務家教員 5 人）

2 特徴

(1) 段階的・体系的な教育課程編成

本法科大学院は、プロセスを重視した教育を行うことから、理論教育、実務教育及び両者を架橋する教育を学年進行に合わせて段階的に行うこととし、そのための体系的な教育課程を編成している。

(2) 双方向的・多方向的な授業を行うための少人数教育

双方向的、多方向的な討論を通じて批判的検討能力、創造的思考力、法的分析・議論能力を育成するために、学生数を 1 学年 70 名とし、法律基本科目についてはこれを 2 又は 3 クラスで行うこととして、少人数による授業を実施している。

(3) 養成する法曹像に相応した履修モデル・授業科目の設定

中部日本における基幹大学として、「国際的な関心を持った法曹」、「ホームドクターとしての法曹」、「企業実務に強い法曹」を本法科大学院の目的（後述「目的」参照）としていることから、これに沿った基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を設けるとともに、各法曹像に相応した履修モデルを設定し、とくに、展開・先端科目については、専門性を獲得させるために多様な科目を用意している。

(4) 理論教育と実務教育を架橋するための授業科目・教育手法の導入

理論と実務の架橋を重視するとの観点から、実務基礎科目として多彩な科目を用意し、研究者教員と

実務家教員との共同教育体制をとるとともに、法曹倫理や実務の基礎を学習させながら実務体験型の教育手法を取り入れ、入念な準備に基づいた模擬裁判、ロイヤリング、エクスターンシップ等を実施している。

(5) IT 技術を駆使した教育・学修支援体制の整備
本法科大学院の養成する法曹に共通するものとして「情報・IT 技術に強い法曹」の養成も目的としていることから、IT を利用した教育環境の整備を行い、独自に開発した NLS シラバスシステム、授業の映像収録・分析システムを利用した教育や、「お助け君ノート」、「学ぶ君」のツールを駆使した学修支援を行っている。

II 目的

本法科大学院は、主に3つの教育理念・目的を有する。

第1の教育理念・目的は、豊かな人間性と感受性に裏打ちされ、幅広い教養と優れた法的専門能力を備えた法曹の養成にある。21世紀の社会は、多様な価値観を持った人々が豊かで安全な生活を送ることができ、国際的にも開かれた自由な共生社会でなければならない。そこでは、社会の様々な問題について、合理的で透明なチャンネルを通して、すべての人々が納得のいく、法的に明確な解決が図られることが必要とされる。本法科大学院における教育は、このような法化社会においてこれを支え推進する法曹の養成を目指している。

第2の教育理念・目的は、国際的な関心を持った法曹の養成である。自由な共生社会は、国際的にも強く相互に依存しており、そこで活躍する法曹には幅広い国際的な視野と専門的知識が強く期待されている。我が国の経済活動は欧米のみならず、とりわけ最近ではアジア近隣諸国と強い絆で結ばれているにもかかわらず、我が国の法曹界はこれらに対する関心が必ずしも大きいとはいえない状況にあった。しかし今後は、アジア近隣諸国との関係も含め国際的な関心を持った法曹の養成は焦眉の課題である。本法科大学院では、こうした法曹の養成を目指している。

第3の教育理念・目的は、中部日本における基幹大学として、ホームドクターとしての法曹、企業法務に強い法曹を養成する点にある。名古屋大学が位置する中部地区においても、環境問題、高齢者を中心とした福祉問題、消費者問題、行政活動に関係した問題など、市民生活に関わる多様な問題が発生している。こうした市民が直面する様々な問題をきめ細かく拾い上げ、法的に解決するためには、市民生活に関連する分野について広範な知識を有するホームドクター的な法曹が必要とされる。名古屋大学大学院法学研究科は、NPOの活動支援、あるいは消費者問題や環境問題等についてさまざまな市民組織と協力した教育活動を行ってきた経験と実績を有している。一方で中部地区は、自動車産業をはじめとする巨大な製造業の企業群を擁している。そこでは、様々な企業活動に伴う法務のエキスパートが必要とされており、国内外で活躍しうる能力を持った法曹の養成が強く要求されている。そして、この面についても、名古屋大学大学院法学研究科は、これまでもトヨタ法務会議から派遣される連携教員の協力を得て、中部地区の企業法務と連携を図り、研究体制を整備するとともに、インターンシップ等を通じて社会連携の成果を法学教育に活かしてきた。本法科大学院は、これらの経験と蓄積をもとに、中部日本における基幹大学として、福祉問題、環境問題、消費者保護に関する問題などに通暁し、専門性に優れ、かつホームドクターとしてのサービスも十分に提供できる、バランスのとれた法曹の養成を目指すとともに、中部地区の企業法務との連携をさらに強化し、企業法務に強い法曹の養成を目指している。

なお、以上のいずれの法曹にも共通するものとして、本法科大学院は、情報化社会の進展に伴う法的諸問題について正確な知識を習得し、情報化技術の発展の意味と社会の情報化の意味を理解するだけでなく、情報機器やネットワークを利用して、収集した法情報を分析・要約・整理・統合・加工し、さまざまな資料や各種の文書を作成する技能を身につけた法曹の育成を目指しており、これも目的の一つである《添付資料第1章「法科大学院ウェブサイト『理念と特色』、添付資料「2013年度学生便覧」2頁参照》。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

本法科大学院は、「Ⅱ 目的」で述べたとおり、①国際社会の中で積極的に活動することのできる法曹の養成、②企業法務に強い法曹の養成、③市民生活上の法律問題に関する十分な専門的知識を有する法曹の養成、④これらに共通して情報・IT 技術に強い法曹の養成を教育の理念及び目標としている。これらの理念及び目標にかなった法曹となるためには、当然、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えていることが前提となる。したがって、本法科大学院の教育の理念及び目標は、これらの資質を備えた法曹を養成するという法科大学院制度の目的に適合しており、適切に設定されている【解釈指針 1-1-1-1】。

また、本法科大学院の教育の理念及び目標は、法科大学院のパンフレット、学生便覧、ウェブサイト（「教育の理念と目的」）等において明示されており、それを通じて学内外に配布、発信されているほか、説明会、相談会、入学時ガイダンス等の機会にこれらの資料を利用して説明・履修指導が行われており、その周知徹底が図られている。これにより、本法科大学院の教育の理念及び目標は、本法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、広く社会に公表されている【解釈指針 1-1-1-2】。

基準 1-1-2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準 1-1-2 に係る状況)

1. 教育理念及び目標に対応する授業科目の設置及び教育課程の編成 (第2章の記述参照)

本法科大学院では、上記の各教育理念及び目標に応じた各法曹像に対応した授業科目を開講しており、各法曹像に相応した履修モデルとして、「国際的視野と能力をもった法曹養成のための履修モデル」、「企業法務に通用する法曹養成のための履修モデル」、「市民生活上の法律問題に関して活躍する法曹養成のための履修モデル」の3モデルを設定し、ガイダンス及び指導教員による履修指導を行っている。実際には、各学生の興味に従って科目を組み合わせた多様な履修が行われている。

情報・IT技術に強い法曹の養成に関しては、まず、入学者全員を対象として入学時に行われる情報ガイダンス等を通じて、法曹として必要なIT技術のリストを提示し、法情報処理についての基本技能を育成している。また、独自に開発したNLSシラバスシステムによる総合的な授業運営を行うとともに、法科大学院形成支援経費の援助を受けて独自に開発した実践的な教材・学修支援ツール、すなわち、模擬裁判等における映像収録・分析システム(DRS、STICS)、未修者対象科目の映像収録システム(「お助け君ノート」)、択一問題自習システム(「学ぶ君」)や、法務省の法律文書の表記統一基準に準拠した表示統一ソフト(「黒子」)等の利用を通じて、自ずとIT技術に精通し情報処理能力が養成される体制をとっている。

2. 学生の学業成績及び在籍状況

上述のような教育理念及び目標を達成するため、本法科大学院では多様な教育方法を活用する(第3章の記述参照)とともに、厳格な成績評価及び厳格な進級判定(2010年度以降入学者についてはGPA制度を活用している)・修了判定等を行っており(第4章の記述参照)、その結果は、学生の学業成績の分布状況《第4章「成績分布表」参照》や学生の在籍状況《下記資料1参照》に反映されている。これらの状況に照らし、本法科大学院の教育の理念及び目標は達成されている【解釈指針1-1-2-1】。

	種別	在籍者数						修了者数	退学者数
		上段：全在籍者数 下段左欄：原級留置者数 下段右欄：休学者数							
		1年次		2年次		3年次			
2013年度	法学未修者	31		44		35		/	0
		6	4	8	3	3	2		
	法学既修者	/		42		32			
		3	2	0	0	/			

2012年度	法学未修者	42		40		35		32	2
		4	3	4	2	5	4		
2011年度	法学未修者	41		35		66		61	10
		1	0	3	2	1	1		
2010年度	法学未修者	37		70		57		56	8
		2	2	4	3	3	2		
2009年度	法学未修者	72		58		67		64	0
		2	5	0	1	2	0		
2008年度	法学未修者	41		35		35		35	0
		5	0	5	2	0	0		
2007年度	法学未修者	41		41		23		23	1
		1	1	1	1	0	0		
2006年度	法学未修者	24		24		22		22	2
		0	1	0	1	0	0		
2005年度	法学未修者	22		22		19		19	0
		0	0	0	0	0	0		

(出典「様式2 学生数の状況」)

3. 修了者の進路及び活動状況

(1) (新) 司法試験の合格状況

本法科大学院の修了生は、(新) 司法試験において、これまで常に全国平均を上回る合格率を達成してきている。

すなわち、2008年から2012年までの(新) 司法試験における本法科大学院修了生の合格状況は下表のとおりである(カッコ内は全国の数字)。

試験 実施 年	未修者コース			既修者コース			全体		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
2008 年	70 (3259)	19 (734)	27.1% (22.5%)	28 (3002)	13 (1331)	46.4% (44.3%)	98 (6261)	32 (2065)	32.6% (33.0%)
2009 年	94 (4118)	27 (777)	28.7% (18.7%)	26 (3274)	13 (1266)	50.0% (38.7%)	120 (7392)	40 (2043)	30.0% (27.6%)
2010 年	112 (4810)	34 (832)	30.4% (17.3%)	27 (3353)	15 (1242)	55.6% (37.0%)	139 (8163)	49 (2074)	35.2% (25.4%)
2011 年	106 (5429)	30 (881)	28.3% (16.2%)	30 (3336)	13 (1182)	43.3% (35.4%)	136 (8765)	43 (2063)	31.6% (23.5%)
2012	101	23	22.8%	34	21	61.8%	135	44	32.6%

年	(5071)	(873)	(17.2%)	(3231)	(1171)	(36.2%)	(8387)	(2102)	(25.1%)
上記	483	133	27.5%	145	75	51.7%	628	208	33.1%
計	(22687)	(4097)	(18.1%)	(16196)	(6192)	(38.2%)	(38968)	(10347)	(26.6%)

(出典 法務省の発表による各年(新)司法試験結果)

また、2008年度から2011年度までの修了生の累積合格率(2012年試験までの実績)は、以下のとおりである。

修了年度	受験者数	総合格者数	合格率
2008年度	78	44	56.4% (48.9%)
2009年度	77	46	59.7% (47.4%)
2010年度	66	34	51.5% (43.5%)
2011年度	67	28	41.8% (33.8%)

(出典 第6回法曹養成制度検討会議(2012年12月25日開催)事務局提出資料)

(2) 修了生の進路

本法科大学院においては、法曹となる道をひとつの主要な選択肢として示しつつ、個々の学生の適性に応じた多様な進路の選択を促している。その結果、創設以降、2005年度から2011年度に修了した学生の進路は下表のとおりとなっている。実務法曹になった者が多いが、公務員、民間企業、その他法人等、多様な職種に就いている。また、法曹資格を取得した者の中にも、名古屋大学大学院法学研究科がアジア法整備支援事業の一環としてウズベキスタンに設立した日本法教育研究センターで日本法講師を務めた者、行政機関(金融庁)や民間企業等のインハウス・ロイヤーとして活躍する者、研究者を目指して本法学研究科の助教に採用された者などがいる。

以上のように、修了生の司法試験合格実績及び進路の状況に照らしても、本法科大学院は、その教育の理念及び目標を達成している【解釈指針1-1-2-1】。

修了年度 【修了者数】	(新)司法試験合格者						非合格者		
	法曹			公務員	民間企業	その他 *2	公務員	民間企業	その他 *3
	弁護士 *1	裁判官	検察官						
2011年度 【84】						28	3	2	51
2010年度	17	4	0	0	0	13	4	2	38

【78】									
2009年度 【83】	34 (1)	3	3	0	1	5	4	3	30
2008年度 【81】	36	4	1	0	0	3	1	4	32
2007年度 【79】	47	3	0	0	0	0	3	1	25
2006年度 【65】	32 (2)	5	1	0	1	2	2	4	18
2005年度 【29】	20	2	0	1	0	0	3	0	3

*1 企業（組織）内弁護士（2006年度修了生2名、2009年度修了生1名）を含む。

*2 司法修習中の者のほか、本学特任講師として採用された者（2006年度修了生1名）及び本研究科の任期付助教として採用された者（2010年度修了生1名）を含む。

*3 会計事務所勤務の者（2006年度修了生1名）、本学研究員（2010年度修了生1名）として採用された者を含む。

（出典 修了生へのアンケート調査。2013年5月時点で判明している情報による。）

4. まとめ

以上の学生の学業成績及び在籍状況並びに修了者の進路及び活動状況等を総合勘案して判断すると、本法科大学院の教育の理念及び目標は達成されている。

《添付資料

- ・【資料編】「2013年度学生便覧」3頁、20頁
- ・第1章「法科大学院ウェブサイト『教育の理念と目的』」
- ・【資料編】「2013年度法科大学院パンフレット」4頁
- ・第4章「成績分布表」
- ・【資料編】様式2「学生数の状況」

参照》

2 特長及び課題等

本法科大学院出身の法曹には裁判官となった者も相当数いることに加え、企業・官庁等で活躍する者がいるなど、本法科大学院は多方面に多様かつ優秀な人材を輩出しており、教育の理念及び目標が達成されている。これは、「社会の様々な分野において厚い層をなして活躍する法曹を獲得する」という司法制度改革の柱の一つを実現しているものであり、この点は優れた特長である。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

1. 教育課程編成の全般的適切性

本法科大学院においては、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、①法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で②理論的教育と実務的教育の架橋が③段階的かつ④完結的に行われるよう教育課程が編成されている【解釈指針2-1-1-1】。以下①～④の順に述べる。

(1) 法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法の理論的・実務的教育

(a) 教育の水準・内容

(i) 本法科大学院では、専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるため、以下のような科目を設けている。

まず、理論的な教育を通じて、法曹に基本的に必要とされる知識を修得させ、かつ、基本的な思考力、分析力、表現力等も併せて修得させるための法律基本科目として、1年次に各実体法分野に係る講義科目を設けるとともに、2年次前期に「民事訴訟法Ⅰ」、「刑事訴訟法Ⅰ」を開設している。また、2年次においては、やはり理論的な教育を通じて、より高度の法知識、事例に即した検討をするのに必要な（さらには応用的な問題にも対応できる）思考力、分析力、表現力等を修得させるため、各実体法分野に係る演習科目を開設し、かつ、「民事訴訟法Ⅱ」及び「刑事訴訟法Ⅱ」を開設している（以上につき、基準2-1-2、2-1-5に係る記述参照）。

さらに、2年次後期からは、実務的教育を通じて、特に実務において必要な専門的法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるため（従来の司法研修所の前期修習の内容を含む科目たる）実務基礎科目（本学では、「法律実務基礎科目」を「実務基礎科目」という。以下同じ）を開講している。具体的には、訴訟実務の基礎を内容とする科目として「民事実務基礎Ⅰ」及び「刑事実務基礎」を開講している。また、法情報調査については、「リーガルリサーチ&ライティング」廃止後（2011年度以降）は、入学時において、全入学者に参加を義務付ける形で「情報ガイダンス」を実施し、その基本的な技法

を修得させている。また、専門的な（法律的な）文章表現力を養うため、特に「民事実務基礎Ⅱ」（なお、「刑事実務基礎」においても法文書作成に関する教育をしていることについては、後述参照）を、さらには、パフォーマンスとしての表現力を養う実践的な科目として「模擬裁判（民事）」を開設している（なお、後述のように、「刑事実務基礎」においても夏期集中の形で模擬裁判を実施している）。

そして、主に2年次及び3年次において、一層専門的な法知識、一層応用的な思考力、分析力、表現力を修得させるため、主に先端的な法的問題を取り扱う展開・先端科目を開設している。

（ii）豊かな人間性を備えた優れた法曹を育成するためには、法学の専門的知識のほかに幅広い基礎的法的な知見に裏打ちされた能力が不可欠であることから、基礎法学・隣接科目を8科目開設している（なお、これらの科目が、専門的知識、表現力等の習得にも役立つ科目であることはもちろんである）。

（iii）法曹としての責任感及び倫理観を涵養するための科目としては、実務基礎科目として、「法曹倫理」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」（なお、これらの科目も、専門的知識、表現力等の習得にも役立つ科目であることはもちろんである）を開設している。さらに、他の実務基礎科目においても、法曹としての責任感及び倫理観を涵養する内容の教育が折に触れてなされている（基準2-1-6に係る記述参照）。

（iv）以上の科目群のうち、特に「共通的な到達目標モデル（第2次案修正案）」（以下「共通的な到達目標」という）が提示されている法律基本科目及び実務基礎科目については、当該「共通的な到達目標」をミニマム・スタンダードとして本学の到達目標が設定されている《「講義概要」、「講義計画」参照》。

それ以外の科目においても、①理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、②法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、③豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するという三つの要請（の1つないしは複数）に照らして科目ごとに到達目標が設定されている。

そして、本法科大学院では、これらの到達目標が無理なく適切に達成され、上述の各能力等を修得・涵養するのに必要かつ十分な単位数が確保されている（基準2-1-5～2-1-8に係る記述参照）。

（v）このように、本法科大学院では、本基準において要求される適切な水準・内容の科目を設けている。

（b）教育の方法

法律基本科目のうち、1年次に配当される科目及び2年次前期に配当される「民事訴訟法Ⅰ」及び「刑事訴訟法Ⅰ」においては、必要な知識を修得させる教育に重点を置くが、その際も、双方向的、多方向的な教育方法を用いることにより、授業において思考力、表現力を修得させている。また、2年次において開設される演習科目及び2年次後期に開講される「民事訴訟法Ⅱ」及び「刑事訴訟法Ⅱ」においては、既修者レベルにあり、一定の法知識を修得している者に対して、より高度な法知識を修得させ、さらにその際、ケースメソッド、プロブレムメソッドという教育方法を用い、与えられた事案の解決にあたらせ、また、課題に関するレポートの提出等を義務づける等により、知識に

加えて、思考力、分析力、文章力としての表現力を養っている。

実務基礎科目においては、上述の知識・能力等を習得・涵養させるべく双方向的・多方向的な討論を活用した教育を行っている。また、法科大学院形成支援資金を利用して開発した IT 技術を活用した実践的な教材及び科学的な教育手法を 2008 年度以降も継続して活用している（基準 5-1-1 及び基準 10-1-1 に係る記述参照）。

さらに、基礎法学・隣接科目においても、展開・先端科目においても、上述の知識・能力等を習得・涵養させるべく、双方向的・多方向的な討論を活用した授業を行っている。

なお、特に「共通的な到達目標」が提示されている法律基本科目及び実務基礎科目については、当該「共通的な到達目標」をミニマム・スタンダードとして本学で設定された到達目標が予め学生に明示されるとともに、当該目標にそって教育がなされている。また、それ以外の科目についても、適切に設定された到達目標が事前に学生に明示されるとともに、当該目標にそって教育がなされている（以上の教育方法については、第3章の記述参照）。

（2）理論的教育と実務的教育の架橋

2 年次までに終了する法律基本科目の授業においても、実務との架橋を意識した授業がなされているが、特に実務との架橋を目指した科目として実務基礎科目が 2 年次後期から開設されている（基準 2-1-6 に係る記述参照）。

そのうち、「法曹倫理」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」は、大学内での学修と現場での実践的な経験をより効果的に結びつけることを目的として開講されている（基準 2-1-6 に係る記述参照）。

さらに、上述の通り、2011 年度以降は、入学時の「情報ガイダンス」で法情報調査の技能を修得させている。その上で、実体法・手続法の理論的教育の中で法律的な文章を作成する能力を修得させた後、専門的な法文書の作成能力を修得させるべく実務基礎科目として「民事実務基礎Ⅱ」、「刑事実務基礎」を開設し、学生の選択に応じて一層専門的・応用的な法文書作成能力を修得させるべく展開・先端科目として「法の技術と理論」、「企業法務Ⅱ」を開設している。そして、実務家のパフォーマンスとしての表現力については、「模擬裁判（民事）」において修得させている（なお、後述のように、必修科目である「刑事実務基礎」においても夏期集中の形で模擬裁判を実施している）。

そして、展開・先端科目については、いずれの科目においても、実務との融合を図る内容の教育が行われている《以上につき、様式 1 「開設授業科目一覧」参照》。

（3）段階性

本法科大学院においては、上述の知識・能力等の無理のない習得・涵養を可能にしつつ、理論的教育と実務的教育の架橋が段階的になされるように、以下の形で教育課程を編成している。

まず、1 年次・2 年次に法律基本科目を配置し、理論的教育を実施し、実務的教育に進む上での基礎的な能力を修得させている。そして、そうした能力の修得が無理なく効率的になされるよう、1 年次においては実体法分野の講義科目を配置し、2 年次にはそ

の演習科目を配置している。さらに、一定の法知識を修得した2年次から訴訟法科目を開講することにより、実体法科目及び手続法科目の基礎知識の修得段階、応用力の育成段階、実体法と手続法に関する知識の統合段階へと無理なく履修ができるように科目を配置している（なお、3年コース1年次配当の選択科目（法律基本科目）として「実定法基礎」を開設することにより、法学未修者がよりスムーズに本法科大学院における法学教育に順応できるよう配慮している）。

次に、2年次後期以降に実務基礎科目を配置することにより、実体法・手続法（の基礎）についての理論的教育を経て、必要な知識・能力を獲得した上で実務的教育に進めるようにしている。

また、基礎法学・隣接科目については、その教育の内容に鑑み、1年次から履修可能とする一方で、展開・先端科目については、そこでの教育の内容に鑑み、主に2年次・3年次に配置することにより、上述の知識・各能力等の修得・涵養が無理なくスムーズになされるようにしている。

さらに、本法科大学院では、これら科目群の段階的学修の在り方を明示するために、教育課程のチャート図を作成している《【資料編】「2013年度学生便覧」6頁、各科目の「講義概要」、「講義計画」参照》。

そして、「共通的な到達目標」の対象科目については、上述の科目配置にすることを通じて、それをミニマム・スタンダードとして本学で設定された各科目における到達目標が無理なく適切に達成されるよう配慮している。

なお、本法科大学院においては、上述のように、入学時に「法情報ガイダンス」で法情報調査の技法を学び、入学年度前期配当の各法律基本科目の講義の中で、各科目の内容に即した法情報ガイダンスを実施するとともに、各法律基本科目の講義の中で法律的な文章の作成能力を修得させた上で、実務基礎科目、展開・先端科目においてより専門的な法文書の作成能力を修得させており、この面でも無理のない段階的履修に配慮している（以上につき、基準2-1-4に係る記述参照）。

このように、本法科大学院では、学生による段階的履修に資するよう、カリキュラムが適切に編成されている【解釈指針2-1-1-2】。

（4）完結性

現在、法学部のアドミッション・ポリシーは、①グローバル社会に対応するための法律学・政治学等の総合的な知識の修得、②大局的見地に立つてものごとを総合的に判断する能力の養成、③的確な価値判断・意思決定を行う能力の養成である《第2章「法を学ぶ2013」1頁参照》。そこで、法学部には多様な科目が設置されており、また特に法律科目系についていえば、理論的な教育が中心であり、いわゆる法的素養（リーガルマインド）を持ったジェネラリストの養成がその目的となっている。

これに対して、法科大学院は専門職業大学院であることから、従来の司法研修所での前期修習に相当する科目も行なわれ、実務的な能力も有した即戦力としての法曹の養成を目指しており、この点で両者は大きく異なり、連続性はなく、法学部教育の単なる延長線上にあるものではない。なお、法科大学院の1年次においては未修者に対する理論的教育が中心となるため、学部において法律系を中心に学んだ者が法科大学院での既修

者レベルに相当することもありうる。

このように、本法科大学院における教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的のみならず「完結的」に行われるよう編成されている【解釈指針2-1-1-1】。

2. 多様なバック・グラウンドを有する学生のニーズに応じた取り組み

本法科大学院では、2010年度のカリキュラム改革において、実定法に共通して要求される応用能力の基礎を習得するための科目として「実定法基礎（2単位）」（3年コース1年次配当の選択科目たる法律基本科目）を新設し、法学未修者が法学教育に一層スムーズに順応できるように配慮することとした。また、特に法学未修者にとって理解するのが難しいとされる行政法の基本的な考え方や学問体系を学修しやすくするために、3年コース1年次配当必修科目であった「行政法基礎（2単位）」を「行政法基礎Ⅰ（2単位）」「行政法基礎Ⅱ（2単位）」に改編した。さらに、商事法領域における大規模な法改正を受け、教授すべき基礎知識量（法学未修者の学習すべき基礎知識量）が飛躍的に増大したこと等に伴う措置として、「商法基礎（4単位）」を「商法基礎Ⅰ（4単位）」と「商法基礎Ⅱ（2単位）」に改編した。こうした改善措置により、教育課程編成自体において法学部以外の学部出身者を中心とする法学未修者を対象とした教育のさらなる充実を図っている。また、それとは別に、授業時間外の学習支援につき、1年次法律科目担当者のオフィスアワーの固定、弁護士による支援等（基準3-2-1に係る記述参照）や1年次における指導教員の担当学生数の少数化、復習用ツールとしてのお助け君の使用等（基準7-1-1に係る記述参照）のように、法学未修者が学習上支援を受け、また、自ら利用できる様々なツールを用意している。さらに、本法科大学院では、後述の通り（基準2-1-8に係る記述参照）、養成すべき3つのタイプの法曹像に対応した多様な選択（必修）科目を設けているが、これは、同時に、社会人経験を含む多様なバック・グラウンドを持つ学生がそれぞれのニーズに合わせて進路を設定し、学修を進めることをしやすくする意義をも有している。

このように、本法科大学院では、多様なバック・グラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導が行われている【解釈指針2-1-1-2】。

基準 2-1-2 : 重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

1. 法律基本科目

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目【解釈指針 2-1-2-1】たる法律基本科目については、主に法学未修者を対象とする1年次配当の選択科目として「実定法基礎」が設けられているほか、憲法に関する分野の科目として「憲法基礎 I・II」、「憲法演習」が、行政法に関する分野の科目として「行政法基礎 I・II」、「行政法演習 I・II」が、民法に関する分野の科目として「民法基礎 I～VI」、「民法演習 I・II」が、商法に関する分野の科目として「商法基礎 I・II」、「商法演習 I・II」が、民事訴訟法に関する分野の科目として「民事訴訟法 I・II」が、刑法に関する分野の科目として「刑法基礎 I・II」、「刑法演習 I・II」が、刑事訴訟法に関する分野の科目として「刑事訴訟法 I・II」が、それぞれ必修科目として開設されている。

2. 実務基礎科目

実務の経験を有する教員が関与するなどして、法律基本科目などとの連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行う授業科目【解釈指針 2-1-2-2】たる実務基礎科目としては、「民事実務基礎 I・II」、「刑事実務基礎」、「法曹倫理」が必修科目として、また、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判(民事)」が選択必修科目(3科目中2科目選択)として開設されている。

なお、従前1年次必修科目として開講されていた「リーガルリサーチ&ライティング」の基礎的な部分のうち、リーガル「リサーチ」の部分については、現在においてはあえて講義科目として開講して伝えなくても学生の側である程度対応可能なものになりつつあり、法学未修者・既修者を問わず入学時に行われる「法情報ガイダンス」の内容を充実させることで学習させることが可能であること、1年次前期及び2年次前期配当の法律基本科目の第1回授業において、当該科目に要請される文献資料の調査方法、基本的な文書作

成方法を履修させるために必要な措置を採るものとするにより、各授業科目の特性に応じた情報検索能力や文書作成能力を習得させることが可能であること、さらには、リーガル「ライティング」の部分については必修の実務基礎科目である「民事実務基礎Ⅱ」や「刑事実務基礎」においても学習できること、より発展的な内容についても展開・先端科目たる「法の技術と理論」や「企業法務Ⅱ」においても学習可能であることに照らし、2010年度のカリキュラム改革において「リーガルリサーチ&ライティング」を廃止し、上記のような形で対応するものとした。

3. 基礎法学・隣接科目

社会に生起する様々な問題に関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることに寄与する専門的な教育内容を備えた授業科目【解釈指針2-1-2-3】たる基礎法学・隣接科目としては、「法哲学」、「情報と法」、「法制史」、「現代世界の政治」、「比較法Ⅰ・Ⅱ」、「法と心理学」、「法と経済学」が選択必修科目（8科目中2科目選択）として設けられている。

なお、将来の法曹界の担い手として視野を広げるべく他の法科大学院生とも積極的に交流することを促進し、法科大学院教育のメニューを将来的に広げていくことも目的として、2009年度から南山大学大学院法務研究科との教育連携の合意に基づく特定の科目の共同開講がなされることとなり、本法科大学院は、2009年度及び2010年度においては「情報と法」を共同開講科目として提供した（2011年度以降については後述）。

4. 展開・先端科目

社会の多様なニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目【解釈指針2-1-2-4】たる展開・先端科目としては、本法科大学院が教育の目標とする3つのタイプの法曹像に応じて設けた「市民生活と法」、「国際社会と法」、「企業活動と法」の3つのグループ、あるいは、「総合問題研究」、「テーマ研究」のグループのいずれかに分類される43科目が開設されている。学生は、これらの科目のうち、少なくとも10科目（20単位）（ただし、3年コース1年次に「実定法基礎」を選択した者は9科目（18単位））を選択しなければならない。

まず、「市民生活と法」のグループに分類される科目としては、「変容する社会と家族」、「労働法Ⅰ・Ⅱ」、「労働法演習」、「環境法Ⅰ・Ⅱ」、「環境法演習」、「租税法Ⅰ・Ⅱ」、「租税法演習」、「地方自治法」、「比較公共訴訟論」、「消費者法」、「現代刑事司法論」、「社会保障法」、「刑事学」が設けられている。また、「企業活動と法」のグループに分類される科目としては、「経済法Ⅰ・Ⅱ」、「知的財産法Ⅰ・Ⅱ」、「知的財産法演習」、「民事執行・保全法」、「倒産法Ⅰ・Ⅱ」、「先端担保法」、「金融商品取引法」、「企業法務Ⅰ・Ⅱ」、「ビジネス・プランニング」が設けられている。さらに、「国際社会と法」のグループに分類される科目としては、「法整備支援論」、「国際法Ⅰ・Ⅱ」、「国際私法Ⅰ・Ⅱ」、「外国人と法」が開設されている。

そして、「総合問題研究」のグループに分類される科目としては、「総合問題研究（民事法）Ⅰ・Ⅱ」、「総合問題研究（公法）」、「総合問題研究（刑事法）」が、「テーマ研究」

のグループに分類される科目としては、「先端分野総合研究」、「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」、「法の技術と理論」がそれぞれ開設されている。

なお、展開・先端科目については、学生のニーズ・従来の履修状況等に照らし、まず2010年度に「租税法演習（2単位）」を新設し、2011年度には演習科目の設定されていない民事訴訟法、刑事訴訟法、経済法、国際法、国際私法等につき、法学研究科総合法政専攻の科目として開講されている科目を、指導教員及び授業担当教員の承認並びに学務委員会の許可を受けて、法科大学院の展開・先端科目として履修し、単位の認定を受けられるようにしたほか、2012年度には「環境法演習（2単位）」を新設した。さらに、学生のニーズ・従来の履修状況のほか、非常勤講師の任用可能性等も勘案して、2010年度に「国際企業法務（2単位）」を、主に担当教員を継続的に確保することの困難性や「企業法務Ⅰ・Ⅱ」においても国際問題への対応を検討することが可能であることに照らし、廃止した。他方、「リーガルリサーチ&ライティング」を廃止する一方、法情報調査等についての高度かつ専門的な知識・技術を習得する機会を提供するため、「法の技術と理論（2単位）」を新設し、さらに、外国法の視点も取り込んで憲法のより深い理解を可能にする科目として「比較公共訴訟論（2単位）」を、また、国際分野に関する科目の増強を目的として「外国人と法（2単位）」をそれぞれ新設した。

なお、2009年度以降、上述の教育連携に関する合意に基づき、南山大学大学院法務研究科側から共同開講科目として「地方自治法」（本法科大学院ではこれを展開・先端科目としている）が提供されており、2012年度～2014年度においては本法科大学院から展開・先端科目たる「外国人と法」が提供されている。

5. まとめ

以上のように、基準2-1-2を満たす科目が開設されている《以上につき、【資料編】「2013年度学生便覧」4頁、【資料編】「法科大学院パンフレット」（2013年度）、様式1「開設授業科目一覧」、各科目の「講義概要」、「講義計画」参照》。

基準 2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

(基準 2-1-3に係る状況)

1. 法律基本科目

法律基本科目として開設されている上述の各授業科目は、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象としたものである【解釈指針 2-1-2-1】。また、それらすべての授業科目において、「共通的な到達目標」をミニマム・スタンダードとして本学で設定された到達目標にそって教育がなされており、法曹に共通して必要な専門的資質・能力の修得、専門的な法知識の確実な修得、法知識を批判的に検討発展させていく創造的な思考力の育成を図るとの教育上の目的にかなう教育内容を持った科目となっている。

なお、2010年度のカリキュラム改革において、親族法が法律基本科目としての民法科目の中で取り扱われていることをカリキュラム上も明確にし、同時に「変容する社会と家族」の先端・展開科目としての位置づけをより鮮明にするために、「民法基礎Ⅰ（4単位）」を「民法基礎Ⅰ（2単位）」及び「民法基礎Ⅱ（2単位）」に分割し、前者で民法総則を、後者で親族法と相続法の基礎を扱うものとした（なお、これに伴い、従来の「民法基礎Ⅱ」以下は順次「民法基礎Ⅲ」以下に名称変更された。そして、相続法の具体的問題については、名称変更後の「民法基礎Ⅲ」で取り扱われることとなった）。

2. 実務基礎科目

実務基礎科目として開講されている各科目においては、いずれも実務家教員が主体となりつつ、研究者教員との協働のもとで授業が進められており【解釈指針 2-1-2-2参照】、かつ、「共通的到達目標」をミニマム・スタンダードとして本学で設定された到達目標にそって教育がなされており、事案に即した具体的な問題解決に必要な法的な分析・議論能力の育成、法曹としての責任感・倫理観の涵養と社会貢献の機会の提供、法曹に共通して必要な専門的資質・能力の修得、豊かな人間性の涵養・向上等の教育上の目的にかなう教育内容を持った科目となっている。

3. 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目として開講されている各授業科目は、社会に生起する様々な問題に関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることにより寄与する専門的な教育内容を備えた【解釈指針 2-1-2-3参照】ものとなっている。

4. 展開・先端科目

展開・先端科目として開講されている各授業科目は、社会の多様なニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う【解釈指針 2-1-2-4】ものとなっている（なお、上述のような法律基本科目たる民法科目の改編により、3年コース1年次配当選択科目である「変容する社会と家族」の先端・展開科目としての位置づけがより鮮明になった）。

5. まとめ

以上のように、本法科大学院の各授業科目は「法律基本科目」、「法律実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」、「展開・先端科目」の各科目区分にしたがって開設されており、ある科目区分に分類されるべき授業科目が、他の科目区分の授業科目として開設されているようなことはない【解釈指針2-1-3-1参照】《以上につき、【資料編】「2013年度学生便覧」4頁、【資料編】「法科大学院パンフレット」(2013年度)、様式1「開設授業科目一覧」、各科目の「講義概要」、「講義計画」参照》。

基準 2-1-4 : 重点基準

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

1. 単位数

(1) 法律基本科目については、法学未修者を対象とする1年次配当の選択科目として「実定法基礎」(2単位)が設けられているほか、公法系の科目として、「憲法基礎Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)、「憲法演習」(2単位)、「行政法基礎Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)、「行政法演習Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)の合計14単位、民事系科目として、民法では「民法基礎Ⅰ～Ⅵ」(合計14単位)、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)、商法では「商法基礎Ⅰ・Ⅱ」(合計6単位)、「商法演習Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)、民事訴訟法では「民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」(合計6単位)の合計34単位、刑事系科目として、「刑法基礎Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)、「刑法演習Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)、「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」(4単位・2単位)の合計14単位が、それぞれ必修科目として設けられており、教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されている(基準 2-1-5 に関する記述も参照)。

(2) 実務基礎科目としては、「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」(2単位・1単位)、「刑事実務基礎」(3単位)、「法曹倫理」(2単位)の4科目(8単位)が必修科目として、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判(民事)」が選択必修科目(3科目中2科目選択)として設けられており、教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されている(基準 2-1-6 に関する記述も参照)。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、「法哲学」(2単位)、「情報と法」(2単位)、「法制史」(2単位)、「現代世界の政治」(2単位)、「比較法Ⅰ・Ⅱ」(2単位)、「法と心理学」(2単位)、「法と経済学」(2単位)の合計8科目(16単位)が選択必修科目(8科目中2科目選択)として設けられており、教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されている(基準 2-1-7 に関する記述も参照)。

(4) 展開・先端科目としては、教育の理念及び目標に照らして設定された3つのグループのうち、「市民生活と法」のグループに分類される科目として「変容する社会と家族」(2単位)、「労働法Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)、「労働法演習」(2単位)、「環境法Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)、「環境法演習」(2単位)、「租税法Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)、「租税法演習」(2単位)、「地方自治法」(2単位)、「比較公共訴訟論」(2単位)、「消費者法」(2単位)、「現代刑事司法論」(2単位)、「社会保障法」(2単位)、「刑事学」(2単位)が設けられている。また、「企業活動と法」のグループに分類される科目として「経済法Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)、「知的財産法Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)、「知的財産法演習」(2単位)、「民事執行・保全法」(2単位)、「倒産法Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)、「先端担保法」(2単位)、「金融商品取引法」(2単位)、「企業法務Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)、「ビジネス・プランニング」(2単位)が設けられ

ている。さらに、「国際社会と法」のグループに分類される科目として「法整備支援論」（2単位）、「国際法Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「国際私法Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「外国人と法」（2単位）が設けられている。そして、「総合問題研究」のグループに分類される科目として「総合問題研究（民事法）Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「総合問題研究（公法）」（2単位）、「総合問題研究（刑事法）」（2単位）が、「テーマ研究」のグループに分類される科目として「先端分野総合研究」（2単位）、「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「法の技術と理論」（2単位）がそれぞれ設けられている。このように、展開・先端科目については、5つのグループにわたり、合計43科目（86単位）が設けられており、教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されている（基準2-1-8に関する記述も参照）。

2. 分類及び年次配当

本法科大学院では、上述の3つのタイプの法曹を養成することを教育上の理念・目標としているが、まず、各タイプの法曹に共通して必要とされる専門的な法知識、思考力、分析力、表現力などが段階的に無理なく修得できるように必修科目が配置されている。1年次においては、必修科目たる法律基本科目が主として開講される（なお、法学未修者の支援を目的として未修1年次配当の選択科目（法律基本科目）として「実定法基礎」を開講し、法学未修者がスムーズに本法科大学院における法学教育に順応できるよう配慮していることは上述の通りである）。

また、2年次においては、実体法についての演習科目及び訴訟法科目を必修科目として開講することにより、実体法科目及び手続法科目の基礎知識の修得段階、応用力の育成段階、実体法と手続法に関する知識の統合段階へと無理なく履修ができるようにしている（なお、実体法科目については、公法系科目、民事系科目、刑事系科目のいずれに關しても、初学年において基礎を学んだ後により踏み込んだ学習のための演習科目を配置するのが基本となっている。他方、訴訟法科目については、民事訴訟法科目、刑事訴訟法科目とも2年次（2年コースは1年次）以降の学修となっており、演習科目は設定されていないが、実体法の知識を前提に十分な議論ができるように実質上演習科目と同等の位置づけがなされている）。

さらに、特に実務との架橋を目指した科目としての実務基礎科目のうちの必修科目は、法律基本科目の基本的な学修が終了した2年次後期から開講される。そして、上記の教育の理念及び目標に応じ、実務基礎科目についても一定の選択の幅を持たせるべく、選択必修科目（3科目）が開講されるが、これも法律基本科目を修得した後の3年次に開講される。

また、上記の教育の理念及び目標として掲げられている3つの法曹像の区別に応じて多様な選択がなされることを考慮に入れ、種々の選択科目が開講されている。科目（群）の性格にも照らし、基礎法学・隣接科目については1年次から、展開・先端科目については主として2年次から選択科目が開講される（2年次配当科目は15科目（30単位）、3年次配当科目は26科目（52単位）、1年次配当科目は2科目（4単位）である。なお、本法科大学院では、選択科目は一科目の性質上3年コース1年次にのみ選択可能とするのが適切な「実定法基礎」を除き—当該科目の配当年次及びそれ以降の年次において履

修することができるため、必修科目の単位数の少ない3年次においては、どの年次に配当された選択科目でも履修できる)。

なお、3年次前期配当科目である「刑事実務基礎」は刑事法の学修を一通り済ませてから受講させることが望ましいことから、2010年度のカリキュラム改革において、「刑事訴訟法Ⅰ(4単位)」及び「刑事訴訟法Ⅱ(2単位)」を従来よりもそれぞれ一学期繰り上げ、前者を2年次前期に、後者を2年次後期に配置することとした。また、2010年度より、2年次前期に配置されていた「刑法演習(4単位)」を「刑法演習Ⅰ(2単位)」、「刑法演習Ⅱ(2単位)」に分割し、それぞれ2年次前期、2年次後期に配置することにより、学修の空白期間が発生するのを防止し、3年次科目とのよりスムーズな連動を図ることとした。そして、同じく2010年度において、キャップ制に鑑み1年次にも展開・先端科目を配置することが望ましいことや法学未修者にも無理なく履修させることができる内容となっていることなどを考慮して「法整備支援論(2単位)」の履修年次を変更し、1年次後期に配置することとした。これらの措置により、一層効果的かつ無理のない段階的履修が実現されるにいたっている。

そして、本法科大学院では、教育課程に関するチャート図を「名古屋大学法科大学院における教育方針」として学生に明示し、段階的履修の具体的なイメージを掴みやすいようにしている《添付資料【資料編】「2013年度学生便覧」6頁参照》。

3. まとめ

以上のように、本法科大学院では、基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されている。また、教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されている《以上につき、【資料編】「2013年度学生便覧」3頁、【資料編】「2013年度法科大学院パンフレット」(教育の理念及び目標)、様式1「開設授業科目一覧」、各科目の「講義概要」(履修要件含む)、「講義計画」、【資料編】「2013年度学生便覧」7～8頁(授業科目名・単位数・配当年次・分類等)参照》。

基準 2-1-5 : 重点基準

基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目については、別に 6 単位を限度として必修とすることができる。

- (1) 公法系科目 (憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。) 10 単位
- (2) 民事系科目 (民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。) 32 単位
- (3) 刑事系科目 (刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。) 12 単位

(基準 2-1-5 に係る状況)

本法科大学院では、法律基本科目については (法学未修者を対象とする 1 年次配当の選択科目として「実定法基礎」が設けられているほか)、まず、公法系科目として、「憲法基礎 I・II」 (各 2 単位)、「憲法演習」 (2 単位)、「行政法基礎 I・II」 (各 2 単位)、「行政法演習 I・II」 (各 2 単位) の合計 14 単位が必修科目として設けられている。

また、民事系科目として、民法では「民法基礎 I～VI」 (合計 14 単位)、「民法演習 I・II」 (各 2 単位)、商法では「商法基礎 I・II」 (合計 6 単位)、「商法演習 I・II」 (各 2 単位)、民事訴訟法では「民事訴訟法 I・II」 (合計 6 単位) の合計 34 単位が必修科目として設けられている。

さらに、刑事系科目として、「刑法 I・II」 (各 2 単位)、「刑法演習 I・II」 (各 2 単位)、「刑事訴訟法 I・II」 (合計 6 単位) の合計 14 単位が必修科目として設けられている。

このように、法律基本科目としては、公法系科目、民事系科目、刑事系科目のいずれについても、基準 2-1-5 に適合する (各標準単位数を上回り、かつ、当該基準に定められた上限を超えない) 単位数の科目が必修科目として開設されている《以上につき、様式 1 「開設授業科目一覧」、各科目の「講義概要」(履修要件含む)、「講義計画」、【資料編】「2013 年度学生便覧」7～8 頁 (授業科目名・単位数・配当年次・分類等) 参照》。

基準2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴

状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

1. 必修科目たる実務基礎科目

まず、3年次後期(2年コースは2年次後期)に、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として「法曹倫理」(2単位)を必修科目として設けており、同科目については、弁護士である実務家教員(専任教員)が研究者教員と共同して、弁護士倫理だけでなく検察官倫理、裁判官倫理をもテーマとした授業を行っている(なお、本法科大学院では、実務科目等を履修してはじめてより高度な責任感や倫理観を涵養するものとの考えから、「法曹倫理」を3年次後期に担当している)【基準2-1-6(1)ア、(3)】。もっとも、「法曹倫理」は、実務科目を学ぶにあたっての基礎であることから、3年次後期にいたる以前の実務科目においても必要に応じて指導されている。例えば、「エクスターンシップ」においては事前に十分な責任感、倫理観を身につける必要があるが、これらに関しては独自の事前学習を行っている《【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書(2012年度版)」56頁以下参照》。また、後述の「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」、「刑事実務基礎」といった実務基礎科目においても法曹の責任感、倫理観に関連する指導が随所においてなされている【基準2-1-6(3)】。

次に、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として「民事実務基礎Ⅰ(2単位)」が2年次後期(2年コースは1年次後期)に、それを踏まえつつ民事弁護論、法文書作成の基礎について取り扱う「民事実務基礎Ⅱ(1単位)」が3年次前期(2年コースは2年次前期)に配置されている。また、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として「刑事実務基礎(3単位)」が3年次前期(2年コースは2年次前期)に配置されている。これらの科目はいずれも必修とされている。前者の「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」では、2年次前期までの民事系基礎科目及び民事訴訟法科目(「民事訴訟法Ⅰ」)の学修を前提に民事訴訟実務の基礎を理解させるべく、裁判官教員、弁護士教員、研究者教員が共同して授業を行っており、基礎知識を理解した上での理論と実務の融合教育が図られている。また、後者の「刑事実務基礎」でも、2年次後期までの刑法科目及び刑事訴訟法科目の履修後に、検察官教員、裁判官教員、弁護士教員、研究者教員が共同して授業を行っており、法律基礎知識と実務との融合理解が図られている。とくに刑事実務については、民事系科目のように独立した模擬裁判の授業が用意されていないことから、訴訟実務の動的な理解を図るため、「刑事実務基礎」の単位数を3単位とし、前期授業の最後に模擬裁判授業を集中形式で行うなどの工夫をしている【基準2-1-6(1)イ・ウ、(2)ア】。

2. 選択必修科目たる実務基礎科目

本法科大学院では、実務基礎科目の重要性に鑑み、以上の必修科目(4科目(8単位))に加え、「模擬裁判(民事)」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」(各2単位)

を選択科目として設定し、3科目（6単位）中2科目（4単位）を選択する選択必修としている【基準2-1-6（2）】。

「模擬裁判（民事）」は、半期を通じ、民事裁判の過程全体を模擬的に演じることによって、法律実務基礎的技術を修得させるものである。具体的には、学生が原告、被告、裁判官役に分かれ、実際の裁判さながらに演じる他、証人役に演劇関係者の協力を求めるなど、かなり実践的な指導がなされている。また模擬裁判は記録装置を完備した法廷教室で録画され、事後の学習も十分になされている【基準2-1-6（2）ア】。

「ロイヤリング」は弁護士実務に必要な技能を修得させるための科目であるが、具体的には依頼者との面接技術や交渉、調停の際の技術についての実践的な指導がなされる。この科目においてもロールプレイのような体験型の学習が積極的に取り入れられている【基準2-1-6（2）イ】。

最後に「エクスターンシップ」は、本法科大学院で特に力を入れている実務基礎科目でありその内容もきわめて充実したものになっている【基準2-1-6（2）エ】（基準3-2-1-5に係る記述も参照）。

なお、本法科大学院では、上記「模擬裁判（民事）」、「ロイヤリング」のほか、基礎法学・隣接科目である「法と心理学」において、一般市民の模擬証人や模擬相談者役を用いた授業を行っている。そのような授業を可能にするために本法科大学院では、法科大学院教育を支援するボランティア団体 CLESS(Community Legal Education Supporting Service)を組織し、一般市民の協力を仰いでいる。このようなボランティアの参加を仰ぐことによって市民感覚に溢れる法曹の養成に努めている。

3. 法情報調査及び法文書作成についての指導

法情報調査、法文書作成に関しては、まず、法学未修者、既修者を問わず入学時に行われる「法情報ガイダンス」において、法令、判例及び学説に関して、今日利用可能な各種のデータベース等を活用し、基本的な情報検索をなしうるよう学修させるとともに、1年次前期及び2年次前期配当の法律基本科目の第1回授業において、当該科目に要請される文献資料の調査方法、基本的な文書作成方法を履修させるために必要な措置を採るものとするにより、法情報調査のみならず法律家として必要とされる基本的な文章表現にかかわる訓練がなされるよう配慮している。また、これらの基本的技術の修得を前提に、より専門的な法文書の作成に関しては、必修科目の「民事実務基礎Ⅱ」で文書作成指導が重点的に行われるほか、「刑事実務基礎」においても、起訴状、論告要旨、弁論要旨あるいは判決書等の起案を課題等の形で課すことにより、文書作成指導がなされている（さらに、展開・先端科目の「法の技術と理論」では、法情報調査、法文作成技術等についてのより発展的な内容を取り扱い、また「企業法務Ⅱ」では企業法務関係の文書作成に関するより細やかな指導を行うことになっている）【基準2-1-6（4）】。

4. 実務家教員と研究者教員の協力

第3章で述べるように、実務基礎科目については、担当実務家教員及び研究者教員との間で入念な事前協議をし、その結果を反映する形で講義計画・講義内容を決定しており、さらに、それに基づき実務家教員及び研究者教員の協働の下、少人数のグループ討議、ロ

ールプレイ、レポート課題による事前学習の促進など、授業内容を考慮した教育手法を活用して、講義を実施している。

また、実務と理論の架橋を目指すべく、本法科大学院では実務基礎科目担当者会議を組織し、定期的に会議を開催し、授業方法についての十分な議論をしている。さらに、実務基礎科目担当者だけでなく、広く実務家教員と研究者教員が教育内容・方法について一堂に会してともに考える機会を提供するべく、FD活動も活発に行っている。海外での教育状況をも参照すべく、実務家教員も含め、海外視察も実施してきたほか、外部からゲストスピーカーを招き、FD活動も盛んに行ってきた《【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2008年4月～2012年3月）49 - 51頁》（第5章の記述参照）。また、研究者教員も、司法研修所における教員研修への参加、エクスターンシップの受入法律事務所・企業の訪問やグループ学習等への参加といった形で実務研修に赴いている。

このように、実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するについて、実務家教員と研究者教員が協力している【解釈指針2-1-6-1】。

5. まとめ

以上のように、基準2-1-6に適合する形で実務基礎科目が必修科目又は選択必修科目として開設されており、その教育内容も同基準に適合している《以上につき、様式1「開設授業科目一覧」、各科目の「講義概要」（履修要件含む）・「講義計画」、【資料編】「2013年度学生便覧」7頁（授業科目名・単位数・配当年次・分類等）、同表紙裏（法科大学院行事予定表—法情報ガイダンス日程）、第2章「法情報ガイダンス配付資料」参照》。

基準 2-1-7：重点基準

基準 2-1-2 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-7 に係る状況)

基準 2-1-2 (3) の定める基礎法学・隣接科目としては、「法哲学」、「情報と法」、「法制史」、「現代世界の政治」、「比較法Ⅰ・Ⅱ」、「法と心理学」、「法と経済学」の合計8科目(16単位)が配置され、その中から2科目(4単位)を選択することが義務づけられている。特に本法科大学院では「国際的視野と能力をもった法曹」、「企業法務に通用する法曹」、「市民生活上の法律問題に関して活躍する法曹」といった3タイプの法曹を養成することを目指していることもあり、その目標に見合うように、国際関係については、多様な比較法学習に対応できるよう「比較法Ⅰ・Ⅱ」が設置されている。また、企業法務の基礎となる「情報と法」、「法と経済学」といった科目、市民生活上の問題を考える基礎としての「法と心理学」といった科目が設置されている。これらの科目は、基礎法学・隣接科目として1年次に配置されているが、必要に応じ後年次においても履修可能なように配慮されている。

以上のように、基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が選択必修とされている《以上につき、添付資料様式1「開設授業科目一覧」、各科目の「講義概要」(履修要件含む)、「講義計画」、【資料編】「2013年度学生便覧」8頁(授業科目名・単位数・配当年次・分類等)参照》。

基準 2-1-8：重点基準

基準 2-1-2 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-8 に係る状況)

本法科大学院のひとつの特徴は、高い専門性を有する法曹を養成する点にある。そのため、本法科大学院では、上述のように、「国際的視野と能力をもった法曹」、「企業法務に通用する法曹」、「市民生活上の法律問題に関して活躍する法曹」といった3つのタイプの法曹養成を目標として掲げているが、展開・先端科目に関しては、まさにそれら3つのタイプの法曹にあわせ、「国際社会と法」、「企業活動と法」、「市民生活と法」というグループに属する科目があり、それぞれ豊富な選択科目が準備されている(それぞれ6科目、13科目、16科目である)。国際社会関係が少ないようであるが、「企業活動と法」に分類されている「企業法務Ⅱ」、「知的財産法Ⅱ」は、国際的視野も養う融合的な科目であることから、これらは実質的には国際関係の科目でもある。

展開・先端科目には、上記3グループ以外に、「総合問題研究」と「特殊問題研究」というグループがある(それぞれ4科目である)。前者は、個別の法分野を横断する総合的・融合的問題を対象とし、広範で高度の専門的実務的知識を修得することを目的とするものである。また、後者は「先端分野総合研究」、「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」及び「法の技術と理論」からなる。「先端分野総合研究」は、本学が総合大学である利点を生かし、本学の他研究科の教員と共同して、特定テーマに踏み込んだより専門的な知識を有する法曹養成のために設置された科目である(なお、「先端分野総合研究」の取扱いテーマは、2008年度～2010年度が「インターネット世界の法技術」、2011年度が「外国人と法」、2012～2013年度が「環境・災害と国土都市政策」である)。

また、「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」は本学が中部地区の研究者養成のための基幹校であることに鑑み、法律学の研究者を目指す者が実務的な視点に加え、より高度な専門知識を修得するために設けられた科目である(「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」における研究内容については、以下の資料1を参照)。なお、「法の技術と理論」は、法情報調査及び法文書作成に係る高度の知識及び技術を習得させることを目的として設置された科目である。

資料1 「テーマ研究」履修状況

履修年度	履修者数	研究テーマ
2008年度	0	-----
2009年度	1	一人計算及び電子記録債権を利用した多数当事者間決済制度の可能性と問題点
2010年度	2	自己決定権は裁判官の恣意を生むのか
		契約交渉破棄者の責任に関する理論的考察
2011年度	1	内部統制とガバナンス・取締役の責任
2012年度	2	臨時・非常勤職員の現状分析及び今後の課題
		M&A事例にみる構造的な利益相反と裁判所による介入テー

		クモ事件最高裁決定を手掛かりとして
--	--	-------------------

以上のように、展開・先端科目に関しては、本法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目【合計 43 科目 (86 単位)】が開設されており、学生は、これら豊富な科目の中から自らの志望にあわせ、本基準において定められた標準 (12 単位) を上回る 20 単位 (3 年コース 1 年次に「実定法基礎」を選択した者は 18 単位) を選択することが義務付けられている。これにより、学生には、法律基礎知識にとどまらず、十分な専門知識を身につけることが要求されている。なお、選択にあたっては、上記 3 つのタイプの法曹を目指す場合にいかなる選択の可能性があるかを示すモデル履修案が提示され《添付資料【資料編】「2013 年度学生便覧」20 頁》、本法科大学院の求める法曹の養成が目指されている。

以上のように、展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12 単位以上が選択必修とされている《以上につき、【資料編】「2013 年度学生便覧」3 頁、【資料編】「2013 年度法科大学院パンフレット」4 頁 (教育の理念及び目標)、様式 1 「開設授業科目一覧」、各科目の「講義概要」(履修要件含む)・「講義計画」、【資料編】「2013 年度学生便覧」8 頁 (授業科目名・単位数・配当年次・分類等) 参照》。

基準 2-1-9 : 重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準 2-1-9 に係る状況)

本法科大学院では、前期・後期の2期制を採用し、授業を展開している。開講授業科目は、①講義・演習科目と、②実習科目であるエクスターンシップにより構成されている。そのうち、①については、大学設置基準21条第2項第1号に則って、授業時間15時間をもって1単位とし、また、②については、同基準21条第2項第2号に則り、授業時間30時間をもって1単位として実施している《【資料編】「2013年度学生便覧」表紙裏の「行事予定表」、各授業科目の講義計画、様式1「開設授業科目一覧」参照》。なお、上記授業時間について休講措置がとられた場合には、適切に補講が実施されている《第2章「補講一覧」参照》。

本法科大学院では、①については、教員が教室などで授業を行う時間の2倍の予習・復習を行うことを学生に求めており(基準3-2-1に係る記述参照)、NLSシラバスシステム上で予習・復習課題が適宜指示されている《「講義概要・講義計画」参照》。また、②については、事前学習、実習の打ち合わせ、事後報告会のほか、研修先で60時間以上の実習を学生に行わせている。

このように、本法科大学院においては、①、②について、大学設置基準第21条第2項が定める、1単位の授業科目を、45時間の学修を必要とする内容をもって構成しており、各授業科目における、授業時間等を、単位数との関係において、大学設置基準第21条から23条までの規定に照らして適切に設定している。

《添付資料

- ・【資料編】「講義概要」「講義計画」
- ・【資料編】様式1「開設授業科目一覧」
- ・【資料編】「2013年度学生便覧」
- ・第2章「法を学ぶ2013」
- ・【資料編】「法科大学院パンフレット『Nagoya LAW』」
- ・【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書(2012年度版)」
- ・【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書(2008年4月～2012年3月)」
- ・第2章「法情報ガイダンス配付資料」
- ・第2章「補講一覧」

参照》

2 特長及び課題等

(1) 特長

本法科大学院では、教育内容につき、以下の特長がある。第1に、教育理念に沿ったモデル履修案を提示するだけでなく、本法科大学院の教育課程のチャート図を作成し、開講科目群全体の段階的履修のあり方を明示している。第2に、2年次後期から実務基礎科目と法律基本科目との並行履修システムが採用されており、理論的教育と実務的教育の架橋を無理なく実現するための方策が講じられている。第3に、研究者教員と実務家教員が協力して教材を作成し共同して教えるチーム・ティーチング体制が多くの科目で採用されている。第4に、法律基本科目及び実務基礎科目についてIT技術を活用した実践的な教材と科学的な教育手法の開発が行われている。第5に、授業科目について、たゆまぬ見直し改善を継続的に行っている（基準2-1-2、2-1-3、2-1-4に係る記述参照）。そして、将来の法曹界の担い手として視野を広げるべく他の法科大学院生とも積極的に交流することを促進し、法科大学院教育のメニューを将来的に広げていくことも目的として、2009年度から南山大学大学院法務研究科との教育連携の合意に基づき共同開講科目を開設し、両法科大学院の学生に提供している。

(2) 課題等

一方、研究者教員と実務家教員が協力して教材を作成し共同して教えるチーム・ティーチング体制を維持するためには、実務家の協力が不可欠であり、また、大学内だけでなく、大学外で法科大学院生の研修の機会が保障されることが必要となる。しかしながら、このような教育指導体制を実現するためのシステムとしては、現状では実務家を常勤ないし非常勤教員として雇用するしか方法がなく硬直的である。また、大学外での研修の機会も制限されている。実務法曹を育成する専門職大学院として合理的で効果的な指導体制を確立するためには、大学外の実務家の協力を得やすい請負・委任などの契約形態やそのための財政的基盤の強化が必要であり、また、裁判官・検察官・弁護士・企業法務担当者などとの人的ネットワークの継続的な構築について今後とも一層の改善が必要である（なお、この点の改善の一環として2008年度に発足した本法科大学院の民法及び民事訴訟法の専任教員・兼任教員全員と名古屋地方裁判所の民事部所属の裁判官全員との合同による「名古屋民事実務研究会」は、現在でも継続中であり、これにより、一定の人的ネットワークの構築は図られている）。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本法科大学院では、プロセスを重視し、双方向的、多方向的な授業が行なわれるよう、少人数による授業を実施しており、法律基本科目はもとより（基準3-1-2に係る記述参照）、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目についてもほとんどの科目につき、同時に授業を行う学生数は50名以下となっている《2008年度から2012年度までの科目ごとの受講者数につき、「受講者数一覧」参照》。

なお、2010年度の入試制度改革により法学未修者の入学者数の目安が変更されたこと、他の方策により法学未修者の学習支援の充実が図られることになったことを踏まえ、2011年度から、法学未修者1年次については1クラス化されたが、その後も50名を下回る数の学生に対して授業を行っている。

このように、すべての授業で少人数による双方向的又は多方向的な授業が行なわれるよう、適切な規模が維持されており、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、基準3-1-1に適合する数の学生に対して授業が行われている【解釈指針3-1-1-1】。

なお、上述の学生数は、当該授業科目を再履修している者を含む【解釈指針3-1-1-2】。また、他専攻等の学生及び科目等履修生が法科大学院の科目を履修すること自体は禁止されていないため、そうした学生がいれば、上述の学生数に当然参入されることになる【解釈指針3-1-1-2】。ただし、他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の授業科目の履修については、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限定し、基準3-1-1に適合する学生数を維持するため、研究科委員会（学務委員会）の許可が必要とされている【解釈指針3-1-1-3】（下記資料1参照）。そして、現在まで、他専攻等の学生又は科目等履修生に法科大学院の授業科目の履修を認めた例はない。

資料1 他の研究科等の授業科目の履修等

名古屋大学大学院法学研究科規程

第9条 研究科委員会が適当と認めたときは、次に掲げる授業科目の履修を認めることができる。

- 一 研究科の他の専攻
- 二 他の研究科
- 三 法学部

四 前号以外の学部

2 前項各号の授業科目において履修し修得した単位は、それぞれ10単位を超えない範囲で、課程修了に必要な単位として認定することができる。

3 研究科委員会が適当と認めたときは、大学院共通科目規程に定める授業科目の履修を認め、修得した単位は、課程修了に必要な単位として認定することができる。

名古屋大学大学院通則

第21条 学生は、他の研究科の授業科目を履修することができる。この場合においては、所属研究科長を経て、当該研究科長の許可を得なければならない。

2 学生は、大学院共通科目規程に定める授業科目を履修することができる。この場合においては、所属研究科長を経て、教養教育院長の許可を得なければならない。

(出典：「2013年度学生便覧」46、60頁)

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

本法科大学院では、1学年の定員が70名であるところ、2年次配当の法律基本科目についてはすべて2あるいは3クラスで授業を行っており、同時に授業を行う学生数は50を超えていない。また、1年次については法学未修者の入学者数の目安が40名であるところ、2011年度からは1クラスで授業を行っているが、同時に授業を行う学生数が50を超えたことはない(1年次においても2年次においても50名以下の学生に対して授業を行っており、75名を超えることはない【解釈指針3-1-2-1は該当なし】)《以上につき、様式1「開設授業科目一覧」及び「受講者数一覧」参照》。

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

1. 専門的な法知識の確実な修得及び法曹として必要な能力の育成のための適切な方法
 本法科大学院では、以下に述べるように、各科目群の性質に応じた授業方法をとっているが、科目群の違いや講義科目・演習科目の違いにかかわらず、共通して、NLS シラバスシステムにおいて予習課題や復習課題を毎回指示し、また、ほとんどの科目において、課題を提出させたり、授業中に小テストを行ったりしている。また、特に「共通的な到達目標」の対象科目（法律基本科目・実務基礎科目に分類される科目）については、当該到達目標をミニマム・スタンダードとして設定された個別の授業科目ごとの到達目標を事前に学生に周知し、その到達目標にそって授業を行っている。これらのことを通じて、各授業科目において法曹として必要と考えられる水準及び範囲の法知識を確実に修得させるようにしている【解釈指針3-2-1-1】。

(1) 法律基本科目のうち、3年コース1年次配当科目では、特に法学未修者の存在に配慮して、講義形式と質疑を併用した双方向的又は多方向的な討論を通じた授業を行っている。具体的には、①予習課題に関する基礎知識を質問しながら講義を進行する、②予習課題に関する簡単な事例問題を提示して双方向的な質疑によって解答を導きつつ次第に事例を変化させていく、③予習課題として事例問題を課し、その解答を授業で検討する、④基本的な法知識を教授し、その後に具体的な事例を提示して検討する、などのバリエーションがあるが、いずれも双方向的又は多方向的な討論を通じて【解釈指針3-2-1-3】、必要に応じて講義形式をそれと適切に組み合わせるなど、授業方法を工夫しながら【解釈指針3-2-1-4】、当該科目における法曹として一般に必要なと考えられる水準及び範囲の法知識を修得させることに重点を置いている【解釈指針3-2-1-1】。

また、2年次前期配当科目である「民事訴訟法Ⅰ」及び「刑事訴訟法Ⅰ」では、上記①～④の形式を適宜組み合わせ、双方向的又は多方向的な討論を通じた授業を行うことにより、当該科目における法曹として一般に必要なと考えられる水準及び範囲の法知識を

修得させている【解釈指針3-2-1-1】。

さらに、2年次配当科目のうち、各演習科目においては、演習形式による事例研究を中心的な授業方法としている。具体的には、①予習課題である重要判例を取り上げて、その意義・射程等を検討する、②判例を素材とした事例問題を作成し、それに対する法律構成を検討する、③全く新たな問題を作成して、それに対する解答を検討する、などのバリエーションがある。また、「民事訴訟法Ⅱ」及び「刑事訴訟法Ⅱ」においても、①～③を実施している。そして、いずれの場合も、双方向的又は多方向的な討論によって【解釈指針3-2-1-3】、素材とする事例について、事実関係や当事者の主張を正確に整理・分析し、問題解決の方策を考え、組み立てさせる訓練を徹底して行っており、これにより、具体的な事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力を育成している【解釈指針3-2-1-2】。

(2) 実務基礎科目では、「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」及び「刑事実務基礎」において、手続の基礎を修得させるとともに、基本的な法律文書の書き方も修得させている（なお、その前提として、入学時における「情報ガイダンス」においてコンピューターを利用して受講生全員に実際にその場で作業をさせる方法により、また、入学年次に配当される法律基本科目の講義内での個別の情報ガイダンスにおける指示・説明により、実務家として必要不可欠な法律情報の検索・収集の仕方、判例の読み方等を理解させている）【解釈指針3-2-1-1】。

また、「民事実務基礎Ⅰ」では、研究者教員と実務家教員が合同で、独自の事例問題を開発・作成し、それを予習課題として課すとともに、授業では、担当教員の間で毎回入念な事前打ち合わせを行ったうえで、それらの問題と課題に対する解答等を素材としながら、演習方式による双方向的・多方向的討論を行っている。「刑事実務基礎」でも、全体的な講義内容についての実務家教員、研究者教員の事前の打ち合わせを経て、実務家教員が中心となって選定した記録教材を事前に学生に配付した上で、それに基づいて予習事項・予習課題を設定し、それらの事項・課題を中心として双方向的・多方向的な討論を行っている。「模擬裁判（民事）」では、実例に近い詳細な独自問題・資料を素材にして、ロールプレイにより、弁護士への法律相談から判決に至るまでの実際の裁判過程を画像に収録しながら模擬的に体験させる方法をとっている。「ロイヤリング」では、依頼者との面接技術や交渉、調停の際の技術についてロールプレイのような体験型の学習を取り入れた実践的な指導がなされている。「法曹倫理」では、研究者教員と実務家教員とが共同してチーム・ティーチングを行っており、学生をいくつかの班に分けて行うグループ学習や、弁護士（元裁判官を含む）をスポット的に招いて行う事例研究を実施している。

このように、これらの科目では、双方向的・多方向的な討論を駆使した授業が行われている【解釈指針3-2-1-3】。

さらに、「エクスターンシップ」は、3年前期（2年コース2年前期）の配当科目であるが、あらかじめ2年前期（2年コース1年前期）の開始時に説明会を行い、その時点での学生の希望調査を実施して派遣先を確保したうえで、2年後期（2年コース1年後

期)に仮登録をさせ、派遣先を決定している。その後、派遣の実施に先立って、事前学習として、法曹倫理の基本と法曹実務・企業法務に関する講義を実施し、法令を遵守し、専門職倫理や派遣先の業務における守秘義務に反することがないように注意事項を徹底させるとともに、誓約書を徴し、また、万一の場合のために損害保険に加入させている《添付資料「法科大学院生教育研究賠償責任保険のご案内」参照》。守秘義務に対する重大な違反がある場合には、エクスターンシップ担当教員及びエクスターンシップ運営委員会での事情聴取・調査及び学務委員会での議を経て、必修科目である法曹倫理の単位を取り消すとともに、懲戒処分を行うこととしている。このように、エクスターンシップでは、参加学生による関連法令の遵守、守秘義務等に関する指導監督を入念に行っている(下記資料2、資料3参照。なお、現在まで、守秘義務に対する重大な違反があるとして処分された例は存在しない)【解釈指針3-2-1-5(1)】。

資料2 エクスターンシップに関する注意事項

エクスターンシップにおいては、弁護士事務所や企業の法務部門等で、実際の法律実務を体験・実習する機会が与えられるが、派遣先において遵守が求められる法令、専門職倫理に反することがないように、十分な注意が求められる。とりわけ、派遣先の業務において守秘義務が生じる事項については、実習の過程はもとより、その終了後においても、それに反することがあってはならない。

詳細は、エクスターンシップの事前指導等において説明し、実際の派遣にあたっては誓約書を徴するが、違反があった場合には、専門職を養成する大学院として、必要な措置をとる。

*違反に対する措置

守秘義務に対する重大な違反がある場合には、法律家としての基本的な資質に欠けるものとして、所定の手続を経て、次の措置をとることがある。

- ① 法曹倫理の単位を取り消す。
- ② 1年間法曹倫理の単位を認定しない。

専門職倫理に反する行為は、懲戒処分の対象となることがある。

(出典：「2013年度学生便覧」35頁)

資料3 「誓約書書式」

誓 約 書

平成 年 月 日

殿

名古屋大学

大学院法学研究科(実務法曹養成専攻) 年

学籍番号

氏 名 _____ 印

今般、貴法律事務所においてエクスターンシップを実施させて頂くにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. エクスターンシップ期間中は、大学の指導を遵守し、貴事務所の指示に従う。
2. エクスターンシップに際しては、次の事項を遵守する。
 - ① 貴事務所の名誉を毀損するような言動は行わない。
 - ② 貴事務所の営む業務等を阻害するような言動は行わない。
 - ③ エクスターンシップを通じて知り得た貴事務所の機密に属する情報は、エクスターンシップ期間中及び終了後、一切漏洩しない。
3. 故意又は過失により、貴事務所に対し損害を及ぼした時には弁償する。
4. エクスターンシップ中の貴事務所の責に帰さない事故、災害については、自己の責任において処理する。

(出典：「2012年度教育改善報告書」76頁)

また、「エクスターンシップ」の実施にあたっては、実務家教員及び本研究科におけるインターンシップに精通している研究者教員からなるエクスターンシップ運営委員会を構成して「エクスターンシップ」の全体について責任体制を確立し、複数の担当教員が派遣先の選定・派遣学生とのマッチングを行っている。また、派遣先の担当弁護士による指導・監督が明確な責任体制の下で遺漏なくなされるよう、派遣先弁護士に対する事前説明会を開催して、「エクスターンシップ」の概要や留意点を記載した「エクスターンシップのしおり」(下記資料4参照)を配布し、指導のポイントを理解してもらうとともに、「エクスターンシップ」実施期間中に、各派遣先を訪問するなどして、常に派遣先との連絡を密にとりながら、教育目的が確実に実現できるよう努めている。さらに「エクスターンシップ」終了後は、研修報告書の作成・提出を義務づけるとともに、エクスターンシップ委員と学生とによる事後報告会によって実習経験についての情報・意見交換を行ったうえで、同委員会委員の協議により、3年前期(2年コース2年前期)に単位を認定している。本法科大学院では、「エクスターンシップ」を希望する学生すべてを派遣しており、その数は該当学年の学生の8割程度(年度によっては9割以上)にのぼっている《添付資料第3章「エクスターンシップ評定書作成の依頼について」、添付資料第3章「評定書」・「実習日誌」参照。派遣者数については、下記資料4、派遣先については、添付資料第3章「2012年度エクスターンシップ派遣先」参照。また、添付資料「講義概要」・「講義計画」のエクスターンシップ参照》。

このように、エクスターンシップでは、法科大学院の教員が派遣先の実務家と連携をとりながら学生を指導監督し、成績評価に責任をもつ体制をとっている【解釈指針3-2-1-5(2)】。

さらに、本法科大学院では、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生が派遣先から報酬を受け取ることが禁止しており(下記資料4参照)、現在まで、派遣先から報酬を受け取ったとして処分された例も存在しない【解釈指針3-2-1-5(2)】。

資料4 2012年度 名大エクスターンシップのしおり（抜粋）

1. 名大法科大学院のカリキュラム上の位置づけ
3年前期（2年コースの場合は2年前期）、選択科目、2単位
2. 名大エクスターンシップの目的とねらい
法律事務所等の現場で実務を経験することにより、
 - ① 実務家としての職務、役割についての基本事項の理解、
 - ② 法曹として必要な責任感・倫理観・人間性についての理解、
 - ③ 他の講義の履修によって習得した知識の確認
 を目的とする。

（以下、原則として項目のみ抜粋）

3. 実施期間
4. 対象学生
5. 指導弁護士
6. 事前学習
7. 研修内容
 （2）実際の法律事務への関与に際しての留意点
 ①学生に関与させる事件は、指導担当弁護士が受任し、又は（国選弁護人等として）選任されている事件であること。学生による報酬の受領や要求を行わないこと。
8. エクスターンシップの留意点—学生にどうしても気をつけてほしいこと—
9. エクスターンシップで何を学んでくるべきか
10. 法律事務所でどのようなことを見てくるか
11. 成績評価
12. その他
13. 問い合わせ先

（出典：「2012年度教育改善報告書」59頁～64頁）

資料5 エクスターンシップ派遣者数、派遣（≒派遣希望）率

年度	派遣学生数			派遣率（派遣者数／該当学 年在籍者数）
	総計	法律事務所	企業法務部	
2008年度	80名	70名	10名	0.909
2009年度	65名	58名	7名	0.813
2010年度	84名	76名	8名	0.903
2011年度	62名	53名	9名	0.795
2012年度	64名	57名	7名	0.842

（3）基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のうち、受講者数が多い科目では、上記の法律基本科目と同様、講義形式と質問・討論を併用した双方向的な授業又は事例研究

を中心とした授業を行っている。また、受講者が少ない科目では、一方的な講義形式にならないよう、対話を中心とした双方向的授業を行っている【解釈指針3-2-1-3】。

展開・先端科目である「総合問題研究（公法・民事法・刑事法）」では、実務家教員と研究者教員によるチーム・ティーチングを行っており、時間をかけて練り上げた長文の事例問題と資料を素材に、問題発見、整理、分析、法的表現の総合能力を養うため【解釈指針3-2-1-2】に、ロールプレイや教員・学生間の徹底した討論による双方向的・多方向的な討論による授業を行っている【解釈指針3-2-1-3】。このため、予習課題に対するレポートの作成・提出はもちろんのこと、授業後も復習課題として授業内容を反映させたレポートの改訂・提出を求めたりしている。

以上のように、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目でも、双方向的・多方向的な討論を通じた【解釈指針3-2-1-3】事例研究によって、具体的な事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力を育成している【解釈指針3-2-1-2】。

2. 1年間の授業計画、各授業科目における授業内容・方法、成績評価の基準と方法の事前周知

本法科大学院では、以上のような方法による授業に実効性を持たせるために、以下のように、1年間の授業計画、授業内容・方法、成績評価の基準・方法をあらかじめ学生に周知する措置を講じている。

(1) 前年度末には、NLS シラバスシステムによって全科目の講義概要、最終授業日までの講義計画すべてを公表している。「講義概要」では、統一的な書式によって、当該科目の講義概要、到達目標、教科書、参考書・参考資料、成績評価方法、履修条件、その他の注意を明記している。また、「共通的な到達目標」を踏まえて当該講義の到達目標が設定されていることも明記するようにしている（なお、「共通的な到達目標」については、印刷したものを綴じたファイルを自習室に備えることにより、学生が随時確認できるように配慮している）。また、「講義計画」では、毎回の授業のテーマと授業日、講義内容を明示するとともに、授業時間外の学修活動において、事前に予習しておく事項と資料の指示、事前・事後に提出する課題の指示などを行っている《添付資料 各科目の「講義概要」・「講義計画」参照》。さらに、特に新入学者に対しては、「入学者ガイダンス」（入学年の1月に実施）の段階で、入学年次前期開講法律基本科目については「事前学習の手引き」を配布し、事前準備を効率的に行えるよう配慮している（第7章の記述参照）《添付資料第3章 入学者ガイダンス配付資料参照》。そして、2012年度以降は、前年度の期末試験問題を前期講義開始後なるべく早い時期に（2013年度からは4月中を目途に）シラバスシステムの「科目一覧」のページに、年度ごとの法律基本科目の試験問題をまとめたページへのリンクを張ることにより公開し、当該授業における到達目標等のより具体的なイメージを学生に持たせるようにしている《添付資料 第3章 NLS シラバスシステム「全講義一覧」ページ、年度ごとの「過去の定期試験問題（法律基本科目）」ページ参照》。

これに加えて、NLS シラバスシステム上の「お知らせ」欄や「掲示板」を利用して、学生に対する事前の指示等を細かく行っている。これによって、学生は当該授業に関する

すべての情報を一元的に把握している。

本法科大学院では、これらにより、1年間の授業計画、各授業科目における授業内容・方法を学生に事前に周知している《添付資料 各授業科目の「講義概要」・「講義計画」参照》。

(2) 各授業科目の成績評価については、講義概要の中で、どのような要素をどのような割合で評価の対象とするかをあらかじめ明示している。具体的には、NLS シラバスシステム上の「学ぶ君」システムの利用又は紙媒体で行う小テスト、NLS シラバスシステム上で課すレポート、予習・復習課題、授業での発言・討論状況、期末の最終試験などを評価対象として、各授業の担当者がそれぞれ割合を設定しているが、共通して、最終試験の結果に偏った評価をするのではなく、当該授業を全体的に捉え、プロセスとして評価することに留意している《添付資料：各授業科目の講義概要「成績評価方法」の項目参照》。

本法科大学院では、これにより、成績評価の基準と方法を予め学生に周知している。

3. 授業時間外における学習を充実させるための措置

本法科大学院では、学生が授業の事前事後の学習を効果的に行えるようにするために以下のような措置を講じている。

(1) 授業時間割の編成にあたっては、学生の自習時間を考慮して、特定の曜日に授業が集中することや特定の学年に配当する科目が集中することがないように注意するなど、授業科目が適切に配置されるようにしている《添付資料【資料編】「2013年度学生便覧」28、29頁「時間割表」参照》【解釈指針3-2-1-6(1)】。

(2) 毎回の授業で取扱う内容及び予習・復習の設定にあたっては、以下のような措置を講じている。

①各科目において使用する教科書及び参考書等の補助教材を適切に選定した上、シラバスシステムの「講義概要」において、事前に明示している【解釈指針3-2-1-6(2)】。

②シラバスシステムの「講義計画」では、毎回の授業のテーマと授業日、講義内容を明示し、これを科目担当者が講義の進行に応じて適宜更新しており、また、「授業時間外の学修活動」において、事前に予習しておく事項と関係資料の指示、事前・事後に提出する課題の指示などを行っている《添付資料 各授業科目の「講義概要」・「講義計画」参照》。また、シラバスシステム上の「お知らせ」欄や「掲示板」を利用して、学生に対する指示等を細かく行っている【解釈指針3-2-1-6(3)、(4)】。

予習課題は、内容を授業に関連するものに厳選し、レポートを中心に授業を組み立てるなど授業の進行に最大限活用している。また、復習課題は授業では十分な時間が取れない問題や授業の確認のために厳選して課している。予習・復習課題やレポートの関係資料の配布は、シラバス上で行う(関係資料の指定をする場合を含む)、プリントアウトした現物を配布する、両者を組み合わせる、のいずれかの形で行っている【解釈指針3-2-1-6(3)】。提出された課題やレポートに対する教員による添削、評価、コメ

ントなどは、NLS シラバスシステムを通じて学生に伝えるか、プリントアウトした現物を返却することにより学生に伝え、さらなる復習の素材を提供している。なお、課題やレポートの評価については、独自に開発した匿名投票システムによって、学生自身が他の者の提出したものを評価し、また自己の今後の課題・レポート作成の参考にすることができる。

③「共通的な到達目標」との関係では、同到達目標に掲げられた項目のうち、講義時間内に取り扱うことのできない項目については、自習において検討すべき内容に含まれることを、シラバス上（あるいは配付資料上）明示するようにしている【解釈指針3-2-1-6(3)】。

④授業時間外の自習が可能となるよう、基準10-1-1に適合する自習室、その他必要とされる設備、機器及び図書等が備えられている。すなわち、本法科大学院専用の自習室内に各人専用のキャレルを全員分配置し、24時間利用可能としている。また、自習室内には、法学研究科の図書室（以下「図書室」と表記）とは別に、学生専用の図書（基本書・参考書等）を配架し、自習室の外にコピー機を配置している。さらに、自習室の隣に法律相談室を設置するとともに、自習室付近に共同利用スペースを設けて机や椅子などを配置し、それらを利用して学生間での事前・事後の共同学習を行えるよう配慮している。そして、判例等を検索するためのデータベースへも、ウェブサイトから簡単にアクセスできるようにしている（以上につき、基準10-1-1に係る記述も参照）。なお、授業内容の理解度を随時確認できるよう、旧司法試験や各種試験の択一式問題を参考にして独自に作成した問題集をシラバスシステム上の「学ぶ君」システムで公開しており、学生がこれにいつでも自由にアクセスして繰り返し利用できるようにしている【解釈指針3-2-1-6(5)】。

(3) 以上の方策のほかにも、本法科大学院では、以下のような形で事前事後の学習を効果的に行えるようにしている。

①1科目の1回の授業の予習・復習時間としては、原則としてその2倍の時間（授業1時間につき2時間で合計3時間、1単位の授業15時間につき合計45時間）が求められることから、これを学生便覧に明記する《添付資料【資料編】「2013年度学生便覧」13頁（キャップ制に係る記述部分）参照》とともに、ともすれば各科目が課す予習・復習がこれを超えがちになり、あるいは授業科目間で課題の提出等が重複することにより、学生にとって過度の負担となることのないよう、予習・復習として課す課題はこれを超えるものでないことを教員全体の了解事項とし（基準7-1に係る記述参照）、また、毎週の予習・復習課題、小テスト等が授業科目間で重複し、あるいは補講が入ることにより、学生の負担が過重にならないよう配慮するために、各担当者が事前に文系教務課法科大学院担当に課題と提出時期、小テスト等の実施日、補講の日時を届け出て、同担当者が週単位の一覧表を作成し、教員に配布している（基準7-1に係る記述参照）《添付資料第3章「中間試験、補講及び課題等の一覧例」参照》。

②法律基本科目（「実定法基礎」及び演習科目を除く）については、本法科大学院が独自に開発した「お助け君ノート」システムに基づき、毎回の授業を画像収録して、無線LANを通じてリアルタイムで受講生のコンピューター画面上に再現し、受講生が授業を受

けながら書き込みをしたり、分かりにくい箇所にもその場でコンピューター上の画面にマークを付すことによって、授業後に当該箇所を再確認したり、関連情報を学習したりすることができるようにしており、これにより学生が事後の学習を効果的に行えるようにしている（基準10-1に係る記述も参照）。

③予習・復習に関する質問や授業に関するその他の質問が簡単にいつでもできるようにするため、全教員がオフィスアワーを設定している（基準7-1に係る記述参照。担当者が常時学内にいることが多いので、ほとんどが随時訪問可能としている）。

④特に法学未修者の学力向上のため、1年次に開講される法律基本科目の担当教員は、少なくとも当該科目が開講される学期については、1週間に1度、原則として第5限相当時間帯にオフィスアワーを設けなければならないことになっている。また、同じく法学未修者の自主的な学習を支援するため、「弁護士チューター」が憲法、民法、刑法、行政法、商法の各分野について通年あるいは後期限定で毎週1回ゼミを開講し、初学者には理解が難しい問題の考え方や、レポートの作成方法などについて指導している（なお、「実定法基礎」についても科目支援者として弁護士（非常勤講師）を配置し、法学未修者の学習支援を図っている）。

⑤④のような法学未修者1年次における学習支援に加え、本法科大学院では、演習系科目の理解の補助のため、すべての演習科目（法律基本科目のみ）に「課題指導員」として、さらに、「総合問題研究（公法・民事法・刑事法）」についても科目支援者として、弁護士（非常勤講師）を配置しており、これらの弁護士は、2・3年次の学生の当該科目における課題に対する理解を促進するべく、課題添削や質問対応等の業務に従事している（基準7-1に係る記述参照）。

（4）集中講義については、各年度当初に講義計画において講義内容、予習・復習内容について掲載してあるほか、参考資料についても約2週間前には掲載するよう依頼することを通じて、予習・復習のための十分な準備期間を与えるようにしている《添付資料第3章「2013年度名古屋大学法科大学院シラバス作成(改訂)のお願い(詳細版)」》。また、実際の講義は2単位のものを4日間で行うことが多いが、通常の授業のない夏期休暇、冬季休暇期間に集中講義を行い、予習・復習が負担とならないようにしている。そして、なるべく連続とならないよう間を空けるように要請し、2008年度以降2012年度までの期間における集中講義については、「法と心理学」を除きすべての科目が全日程連続とはなっていない。さらに、試験の実施時期については、集中講義の終了後、十分な時間を取ったうえで、別途集中講義の試験実施期間を設定している《添付資料第3章「集中講義日程」参照》。

このように、本法科大学院では、集中講義の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が十分に確保されるよう、実施の時期、授業時間割及び試験日の設定等について配慮されている【解釈指針3-2-1-7】。

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することができる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

本法科大学院では、授業時間外において十分な予習・復習を行う時間を確保することができるよう、各学年において、学生が履修できる授業科目の単位数には、上限を設けており、1年次においては38単位【解釈指針3-3-1-1但書(1)】、2年次(2年コース1年次)においては36単位【解釈指針3-3-1-1本文】をそれぞれ上限とし、選択科目を中心とする3年次(2年コース2年次)においては、学生の問題関心に従った多様な選択の可能性にも配慮し、44単位を上限としている【解釈指針3-3-1-2】。

この上限を超えて履修登録をすることは認めていない(下記資料6参照)《添付資料【資料編】「2013年度学生便覧」31頁、13頁も参照》。

資料6 履修単位の限度

名古屋大学大学院法学研究科規程

第5条(授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導)

2 実務法曹養成専攻の授業科目、その単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

別表第2(第5条第2項関係)

(履修方法)6 履修単位の限度

各年次において履修できる授業科目の単位数は、次の単位数を超えることができない。

第1年次	38単位
第2年次(法学既修者第1年次)	36単位
第3年次(法学既修者第2年次)	44単位

(出典:「2013年度学生便覧」45、54頁)

上記の履修できる授業科目の単位数には、集中講義の単位数も当然含まれるほか、研究科委員会が適当と認めて履修を許可した法学研究科総合法政専攻の授業科目、他の研究科の授業科目、他の大学院の授業科目の各単位数も含まれる。また、原則として、前年度に履修したにも関わらず単位修得できなかった授業科目を再履修する場合の当該授業科目の単位数も含まれる【解釈指針3-3-1-3】。ただし、1年次の必修科目の一部について単位未修得のまま進級を認められた2年次の学生が当該単位未修得の必修科目を再履修する場合に限り、4単位を限度として、上記の単位数に算入することなく履修することを認めている(下記資料7参照)【解釈指針3-3-1-3但書】。

資料7 必修科目の再履修と履修登録制限

「学修に関する注意事項」

4 授業科目の履修登録

(3) 履修の限度

* 必修科目の再履修と履修登録制限

3年コース1年次に配当された必修科目の一部について単位修得できないまま2年次に進級した者が、単位修得できなかった必修科目を再履修する場合、再履修する必修科目に限り4単位を限度として、履修限度を超えて履修することができる。なお、3年コース3年次(2年コース2年次)では、進級前の学年に配当された必修科目を再履修する場合でも、履修限度を超えて履修することはできない。

(出典:「2013年度学生便覧」31頁)

なお、エクスターンシップは、実習を2年次(2年コース1年次)終了後の年度末休業期間に実施するが、3年次(2年コース2年次)になって実習報告書を提出したうえ報告会を行って完結するため、3年次(2年コース2年次)科目として扱っている。

上記の年次ごとの履修の制限を徹底するため、授業科目の履修登録は、年度当初に、前期授業科目はもとより、後期授業科目、集中講義科目についても、一括して行わせることとしている。また、学生が履修登録を行う際には、あらかじめ履修登録表に指導教員の承認印を受けることとしており、履修登録しようとする授業科目が各年次の上限を超えることがないように指導教員による確認が行われている(下記資料8参照)《添付資料第3章「2013年度履修登録表」参照》。

資料8 履修登録手続

「学修に関する注意事項」

4 授業科目の履修登録

(1) 授業科目の履修・単位修得と履修登録の必要

授業科目を履修し単位を修得しようとする者は、各年度初めの所定の期日までに、その年度に履修しようとする授業科目について履修登録をしなければならない。

各年度において単位を修得できるのは、当該年度において履修登録をした授業科目に限られる。(例えば、前年度において履修登録をした授業科目についても、前年度において単位修得することができず本年度において改めて単位修得しようとする場合には、再度、履修登録をして履修しなければならない)。

(4) 履修登録手続

履修登録又はその変更は、所定の履修登録表又は変更表を、指導教員の

承認を受けた上、法科大学院窓口に提出して行う。なお、前期配当の授業科目のみならず、後期配当の授業科目の履修登録についても年度当初に行わなければならない。

(出典：「2013年度学生便覧」31頁)

履修登録は、前期授業科目の単位修得状況により、後期以降に開講される授業科目について変更する機会を与えているが、前期に履修した授業科目は、仮に単位修得できなかった場合であっても、上記の単位数に算入され、履修登録の変更は、単位修得の有無にかかわらず履修済みの授業科目の単位数と合わせて所定の上限に収まる範囲内でしか許可していない(下記資料9参照)。

資料9 履修登録の変更

「学修に関する注意事項」

4 授業科目の履修登録

(3) 履修の限度

*履修限度と履修登録の変更

上記の単位数は、履修の限度(単位修得の限度ではない)であるから、実際に単位を修得したか否かを問わない。したがって、例えば、年度の初めに履修限度の上限まで履修登録を行った場合、仮に前期に単位を修得しなかった授業科目があったとしても、その分、後期に履修する授業科目の履修登録を変更して、授業科目を増しすることはできない。

(4) 履修登録手続

*後期授業科目の履修登録の変更

後期配当(9月24日以降に開講される)の授業科目については、前期の成績発表後、所定の履修登録変更期間内に、履修登録の変更をすることができる。ただし、年度当初の履修登録において、履修登録者がなかった授業科目は、当該年度には開講しないので、変更による履修登録はできない。

(出典：「2013年度学生便覧」31頁)

【解釈指針3-3-1-4】は該当なし。

《添付資料

- ・第3章「受講者数一覧」
- ・【資料編】様式1「開設授業科目一覧」
- ・第3章「2012年度エクスターンシップ説明会資料」

- ・ 第3章「2012年度エクスターンシップ派遣先」
- ・ 第3章「法科大学院生教育研究賠償責任保険のご案内」
- ・ 第3章「エクスターンシップの実習についての手続及び留意事項」
- ・ 第3章「エクスターンシップ評定書作成の依頼について」
- ・ 第3章「評定書」・「実習日誌」
- ・ 【資料編】「講義概要」・「講義計画」のエクスターンシップの項
- ・ 【資料編】「2013年度学生便覧」
- ・ 【資料編】「講義概要」の「成績評価方法」の項
- ・ 第3章「NLSシラバスシステム「全講義一覧」ページ」
- ・ 第3章「2011年度・2012年度『過去の定期試験問題（法律基本科目）』」
- ・ 第3章「入学者ガイダンス配付資料」
- ・ 第3章「中間試験、補講及び課題等の一覧例」
- ・ 第3章「2013年度名古屋大学法科大学院シラバス作成(改訂)のお願い（詳細版）」
- ・ 第3章「集中講義日程」
- ・ 第3章「2013年度履修登録表」
- ・ 第3章「学生の履修登録状況（2008年度～2012年度）」

参照》

2 特長及び課題等

(1) 特長

本法科大学院では、独自に開発した NLS シラバスシステムにより、予習・復習等の授業に関する情報及び資料の提供（のほか、課題やレポートの提出・評価）、質問への対応、学生の自習の支援等を全科目で統一かつ一貫的に行うことができ、学生が学習を効率的・効果的に行える体制をとっている。

また、「お助け君ノート」（ビデオ収録）による授業、「学ぶ君」による復習・学力確認等、最新のコンピューター技術を駆使して、学習を支援している。

このような IT を利用した効率的かつ一貫した教育ないし教育支援システムの活用によって、少人数教育の実をあげるための教材の工夫や授業方法の工夫にゆとりと広がりが生じ、担当者間の綿密な打ち合わせによって、独自の事例問題の開発や、添削などに見られるきめ細かな指導を実施している。

「エクスターンシップ」では、担当教員間の事前・実施中・事後の打ち合わせ、学生に対する事前の説明会を行っているほか、派遣先弁護士が本法科大学院の教育目的を十分理解したうえで、偏りがなくかつ質の高い指導・研修ができるよう、派遣先弁護士に対する事前説明会も開催するなど、十分かつきめ細かい事前準備態勢をとっている。また、「エクスターンシップ」を希望する学生全員を派遣しており、その数も毎年、当該学年の学生の 8 割程度に及んでいる。

以上の点において、本法科大学院の教育方法には特長が認められる。

(2) 課題等

特になし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- （1）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （2）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （4）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- （5）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

1. 達成度の設定

各授業科目における達成度は、「共通的な到達目標」の対象たる法律基本科目及び実務基礎科目については、それをミニマム・スタンダードとして設定された個々の科目ごとの到達目標に基づいて設定されている。また、それ以外の科目についても、その配当年次・学期（段階的履修との関係）及び当該授業科目の性質（講義科目・演習科目の別、科目群の別等）に基づき、将来法曹となる上で必要な基本的学識を考慮して設定されている【解釈指針4-1-1-1】。

2. 客観的かつ厳正な成績評価

各科目における成績評価は、上記の達成度に照らして適切な内容・水準である期末試験問題等を利用して、以下に見るように、明確な基準（ランク分け、各ランクの分布のあり方についての指針）に基づき、その客観性及び厳正性が担保される制度の下で実施されている。

3. 各号該当性

（1）成績評価の基準の設定及びその学生への周知【基準4-1-1（1）】

本法科大学院では、プロセスを重視する教育であることに鑑み、平常点、小テスト、定期試験等の多様な評価項目要素を設定して成績評価をすることとしている。そして、その科目での到達目標と成績の評価項目を明示し、成績評価に際して学生の目標到達度について、どの評価項目により判定するかをあらかじめ定め客観的な評価がなされるようにしている。なお、到達度判定に際して用いられる評価項目及び各評価項目が評価全体の中で占める割合は科目の特性により異なるが、各授業で予め設定している評価項目、

評価基準については、NLS シラバスシステムの「講義概要」において事前に学生に周知している《添付資料「講義概要」参照》。これにより、成績評価の考慮要素が予め明確に示されている【解釈指針4-1-1-2】。

また、本法科大学院では厳正な成績評価を実施しており、その一環として成績評価は素点により行い、60 点以上が合格である。ただし、学生との関係では、これを特 A (90～)、A (80～89)、B (70～79)、C (60～69)、D (60 未満) に区分して評価しているが、科目の性質によりそのような区分が適切でないものについては、合否で判定している(具体的には、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判(民事)」については合否のみの判定となっている)(下記資料1、資料2参照)。

資料1 成績のランク分け

名古屋大学大学院法学研究科規程

第15条

授業科目の成績は、総合法政専攻においてはA、B、C及びDの区分により、実務法曹養成専攻においては特A、A、B、C及びDの区分により評価する。

ただし、この区分により難しいものについては、合格及び不合格の区分によることができる。

2 前項による評価で、特A、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(出典：「2013年度学生便覧」47頁)

そして、成績評価については、当然合格とすべきレベルがあることから、「合否」の判定については絶対的評価となるが、合格点の中での評価については、厳格な評価となるよう、その分布については特A10%、A30%、B40%、C20%を目途とするものとしており(下記資料2参照)、教員はこれを目安にしながら、学生の到達度に従い成績をつけている《添付資料第4章「成績に関する取扱い1、2」、「成績分布表(2008～2012年度)」参照》。このように、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針が設定されている【解釈指針4-1-1-2】。

そして、成績の前述の特A、A、B、C、Dのランクの方法、分布の目安は、学生便覧のほか、法科大学院のパンフレットやウェブサイトでも明示されている。また、履修学生が少ないために目安と異なる分布になりうる科目がある旨は学生便覧で明示する《添付資料「2013年度学生便覧」33頁参照》とともに、そうした科目については各授業で学生にその旨説明している。

資料2 成績のランク分け及び成績分布の目安

「学修に関する注意事項」

7 授業科目の成績評価と合格・不合格

各授業科目の成績評価の基準と方法は、シラバス・システムにおいて示す。

授業科目の成績は、特 A(100-90 点)、A(89-80 点)、B(79-70 点)、C(69-60 点)及び D(60 点未満)の区分により評価し、特 A、A、B 及び C を合格、D を不合格とする。合格者中の成績分布は、特 A10%、A30%、B40%、C20%を目途とする（ただし履修学生数が少ない科目については、この限りでない）。

なお、次に掲げる授業科目の成績は、合格及び不合格の区分で評価する。

ロイヤリング

エクスターンシップ

模擬裁判(民事)

(出典：「2013 年度学生便覧」33 頁)

(2) 基準に従った成績評価の実施を確保するための措置【基準 4-1-1 (2)】

厳正な成績評価を確保する手段の一環として、成績について、学生による確認制度を設け、学生が学期末に発表された自己の成績について疑義がある場合にこれを確認できるようにしている(下記資料 3、下記資料 4 参照)《添付資料第 4 章「成績確認願」参照》。こうして、成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられている【解釈指針 4-1-1-3 (1)】。

資料 3 成績確認制度

「学修に関する注意事項」

7 授業科目の成績評価と合格・不合格

* 成績確認制度

成績に疑義がある者は、成績発表後所定の成績確認期間内に、成績確認を求めることができる。成績確認を求める場合には、所定の用紙を法科大学院窓口に提出して行う。成績確認期間経過後は、成績に関する疑義の申立てには応じない。

(出典：「2013 年度学生便覧」33-34 頁)

資料 4 成績確認申請件数

2008 年度前期	6	2008 年度後期	5
2009 年度前期	15	2009 年度後期	0
2010 年度前期	1	2010 年度後期	1
2011 年度前期	5	2011 年度後期	6
2012 年度前期	7	2012 年度後期	2

また、定期試験の答案は、学内規程に基づく申し合わせに従い(下記資料 5 参照)、所定の期間事務の倉庫内において保管されている(基準 11-2-2 に係る記述参照)。

資料5

法学研究科での法人文書管理に関する申し合わせ

2006年4月19日 研究科教授会決定

名古屋大学法学研究科における法人文書管理については、「名古屋大学法人文書管理規程」、「名古屋大学の情報公開における開示・非開示の審査基準」（以下「審査基準」という。）及び「教員が保有する行政文書の取扱い方針」（以下「取扱い方針」という。）に定めるもののほか、次のとおり定めることとする。

1. 外部機関が行う認証評価に用いられた法人文書は、教員が保有する文書も含め、評価の時から5年保存するものとする。
2. 開示若しくは一部開示又は不開示の別、開示の場合の開示期間については、法人文書の類型に従い、審査基準及び取扱い方針に基づき取り扱う。

さらに、成績分布に関するデータ（科目ごとの成績分布一覧表（グラフ）及び科目ごとの成績不可一覧表）は、教員のFD活動の中で各教員に開示するとともに、法学研究科教授会の資料としても配付しており、各教員の評価の結果について教員間で情報が共有されている【解釈指針4-1-1-3（2）】。これにより、教員自身による問題点の発見、教員の相互監視により是正する機会を確保し、偏りのある成績分布がないようにしている。

（3）成績評価結果の学生への告知【基準4-1-1（3）】

学生には自らが履修した各授業科目における成績評価の結果（素点）を通知するほか、成績分布の一覧表（受講者が5名未満の科目を除く）をウェブサイトで公表することにより、成績分布を告知している（なお、年度末には、GPA一覧表（氏名を伏せたもの）も学生に公表している）《添付資料第4章「学生公表用成績分布表」、「学生公表用GPA一覧表」参照》。また、定期試験の採点基準についても、NLSシラバスシステム等に掲載した講評において、学生に示すことが制度化されており、これも定期試験を行った全科目について実施されている。また、上述の通り、提出された各課題に対する教員による添削、評価、コメントなどは、同システムを通じて学生に伝えるか、プリントアウトした現物を返却することにより学生に伝えている。

このように、成績評価の結果が、成績分布に関するデータ及び筆記試験における成績評価の基準を含む「必要な関連情報」【解釈指針4-1-1-4】とともに学生に告知されている。

（4）期末試験の実施方法における配慮【基準4-1-1（4）】

期末試験の実施に際しては、六法を含む資料の持ち込みの面で公平性が担保できるようにしている。具体的には、すべての科目において六法は法科大学院側が試験時に貸与するもののみを利用するものとしており、かつ、ほとんどの科目において、資料の持ち込みは不可とされている（持ち込みを可としている科目においても、受験者の学習の成果を的確に反映することができるよう配慮されている）《添付資料第4章「期末試験実施

要領」、2008年度～2012年度「期末試験時間割」、「2013年度学生便覧」34頁（「学期末試験の注意事項」参照）。

（5）再試験・追試験受験者の不当な利益・不当な不利益の防止【基準4-1-1（5）】

現在のカリキュラムの下では、再試験は実施していない（2010年度（入学者）から年次進行で再試験を廃止した）。旧カリキュラムが適用される学生に対して実施される再試験では、定期試験とは別の問題を出題し、定期試験と同レベルの水準と採点基準により厳正な採点を行っている。このことは、再試験を受験しても合格できなかった者がいる現状からも明らかである《添付資料第4章「必修科目再受験者数一覧」参照》。なお、再試験を経た場合の総合成績は、C又はDとするものとしている（下記資料6参照）。

資料6 再試験

「学修に関する注意事項」

8. 学期末試験

(3) 再試験

2010年度以降は再試験制度は廃止されている。2009年度以前入学者及び2010年度2年コース入学者については、必修科目の試験で不合格となった者（試験を欠席した者を含む）は、学期末試験の再試験を受けることができる。

*再試験の方法等

再試験を受けようとする者は、各学期の成績発表後3日以内に、所定の再試験申請書を法科大学院窓口に提出しなければならない。ただし、不合格となった必修科目について、所定の成績評価の基準・方法により、再試験を受けても合格の可能性がない場合には、再試験の受験を認めない。その場合には、成績発表に際し、通知する。

再試験は学期ごとに行う。再試験の受験は、各学期8単位を超えることができない（不合格科目の総単位数が8単位を超える場合にも、8単位を超えない範囲の授業科目について再試験を受けることができる）。

再試験には、土曜日等の休業日を当てることがある。再試験の時期、方法その他必要な事項は、学期末試験に必要な事項と同時に公示する。

再試験による成績は、C及びDとする。

（出典：「2013年度学生便覧」35頁）

また、一定のやむをえない事情により定期試験を受験できなかった者については、あらかじめ追試験の実施日を用意し（下記資料7参照）《添付資料「2013年度学生便覧」表紙裏「行事予定表」参照》、定期試験期間終了後に本人の申請に基づいて速やかに、定期試験とは別問題で追試験を実施している。追試験は、やむをえない事情によるものであるため、成績評価は、通常の定期試験の場合と同様に扱い、特に不利にも有利にもならないよう、配慮している。

資料7 追試験

「学修に関する注意事項」

8. 学期末試験

(2) 追試験

病気その他やむを得ない事由により学期末試験を受けることができなかった者は、当該授業科目について追試験を受けることができる。

追試験は、学期ごとに行う。追試験を受けようとする者は、原則として試験実施当日中に、理由を明記した上、追試験を希望する旨を法科大学院窓口まで申し出なければならない。

また、追試験の受験前までに、所定の追試験申請書を法科大学院窓口提出しなければならない。

学期末試験を受けることができなかった事由を証明する書類（医師の診断書など）については、追試験申請書の提出時ないしは提出後、所定の日時まで速やかに法科大学院窓口へ届け出なければならない。所定の日時まで、上記証明書類の提出がない場合には追試験申請書の提出がなかったものとみなす。

追試験には、土曜日等の休業日を当てることがある。追試験の時期、方法、その他必要な事項は、追試験の受験が認められた者に対し通知する。

追試験を受けることができなかった者に対する再度の追試験は実施しない。

（出典：「2013年度学生便覧」34頁）

基準 4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-2 に係る状況）

1. 進級制の採用とGPA制度を活用した進級判定

本法科大学院では、プロセスで育成するという法科大学院制度の趣旨を踏まえ、1年次及び2年次において進級制度を採用し、成績が一定水準に達しなかった者について、次学年への進級を認めないものとしている。

そして、進級判定の厳格化を図るため、本法科大学院は、2010年度から、GPA制度による進級判定の枠組みを導入した。

GPA制度による進級判定は、各年次の終了時において法律基本科目（必修）におけるGPAの数値が1.5に満たない者は、次年次に進級することができないとするものである《添付資料「2013年度学生便覧」16頁（2011年度・2012年度入学者の進級要件の項）参照》（本法科大学院の採用するGPAとは、具体的には、当該年次終了時までに修得した法律基本科目（必修）の総評点（特Aの成績を得た科目の総単位数×4の値、Aの成績を得た科目の総単位数×3の値、Bの成績を得た科目の総単位数×2の値及びCの成績を得た科目の総単位数×1の値の総和をいう）を、当該年次までに配当されている法律基本科目（必修）の総単位数で除して得た数値をいう）。なお、2013年度からは、GPAの数値が1.5以上の者であっても、1年次終了時に修得単位数が18に満たない場合、あるいは、2年次終了時に修得単位数が54に満たない場合には、進級を認めないものとした（現在の進級要件及びGPAの定義につき、資料9参照）。

もっとも、GPA制度の適用されない学生については、従前の制度に基づき、修得単位数（1年次28単位、2年次57単位）による進級判定がなされる《添付資料「2013年度学生便覧」18頁（2007～2009年度入学者、2010年度2年コース入学者の進級要件の項）参照》。

資料 8 進級要件における GPA 制度の活用

名古屋大学大学院法学研究科規程

第5条（授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導）

2 実務法曹養成専攻の授業科目、その単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

別表第2（第5条第2項関係）

（履修方法）

3 進級要件

各年次の終了時において法律基本科目における次項に規定するグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）の数値が1.5に満たない者並びに各年次の終了時において既修得単位の合計が第1年次 18 単位及び第2年

次 54 単位に満たない者は、進級することができない。

4 GPA の定義

前項において「GPA」とは、当該年次終了時までに修得した法律基本科目（必修）の総評点（特 A の成績を得た科目の総単位数×4 の値、A の成績を得た科目の総単位数×3 の値、B の成績を得た科目の総単位数×2 の値及び C の成績を得た科目の総単位数×1 の値の総和をいう）を、当該年次までに配当されている法律基本科目（必修）（法学既修者として修得したものとみなされる第 1 年次の科目を除く。）の総単位数で除して得た数値をいう。

（出典：「2013 年度学生便覧」45、54 頁）

このように、進級制を採用するに当たり、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）が適切に設定されている【解釈指針 4-1-2-1】。

2. 進級制の下での原級留置者（留年者）の取扱い（再履修を要する授業科目の範囲等）

上記の進級判定により原級に留め置かれた者（留年者）は、次学年配当の科目を履修できない。もっとも、留め置かれた年次あるいはそれより前の年次に配当された科目については、キャップ制による制限の範囲内では履修することができる。なお、すでに B 以上の成績により修得した授業科目の単位数が失われることはないが、留年した年次において C の成績を得た法律基本科目（必修）の修得は無効となり、当該科目については再履修しなければならない（GPA 制度の適用がない学生については、従前の制度による。したがって、留年した場合でも、既に修得した授業科目（C の評価を受けた科目も含む）の単位数が失われることはない）。また、指導教員が事情を聴取し、履修について必要な指導をし、2 年連続して留年した者については、成業の見込みがないと認めるときは、退学を勧告することがある（下記資料 9 参照）。

資料 9 原級留置者の取扱い

「学修に関する注意事項」

10 進級・留年

本学生便覧 14 頁（2012 年度以前入学者については 16 頁及び 18 頁）に掲げられた進級要件を満たさず留年した者については、指導教員が事情を聴取し、履修について必要な指導をする。

2 年連続して留年した者について、成業の見込みがないと認めるときは、法科大学院の専攻教員会議において、退学を勧告することがある。

① 2013 年度以降入学者

各学年の修了時において法律基本科目における GPA の数値が 1.5 に満たない者、各学年の修了時において既修特単位の合計が第 1 年次 18 単位及び第 2 年次 54 単位に満たない者は、時学年に進級することができず、当該年次において

C の成績を得た法律基本科目（必修）の修得は無効となり、再履修しなければならない（進級が認められず留年した場合には、次年度に配当された授業科目の履修が認められない。再履修すべき必修科目のほか、留め置かれた年次（あるいはそれ以前の年次）配当のすべての選択科目（ただし、「実定法基礎」を除く）を履修することができる）。

② 2010 年度 3 年コース（法学未修者）入学者及び 2011・2012 年度以降入学者

各学年の終了時において法律基本科目（必修）における GPA の数値が 1.5 に満たない場合には、次学年に進級することができない。この場合、当該年次において C の成績を得た法律基本科目（必修）の修得は無効となり、再履修しなければならない（進級が認められず留年した場合には、次学年に配当された授業科目の履修が認められない。再履修すべき必修科目のほか、留め置かれた年次（あるいはそれ以前の年次）配当のすべての選択科目（ただし、「実定法基礎」を除く）を履修することができる）。

③ 2010 年度 2 年コース入学者及び 2009 年度以前入学者

各学年の終了時において既修得単位の合計が次の単位数に満たない場合には、次学年に進級することができない。ただし、すでに修得した授業科目の単位は失われない（進級が認められず留年した場合には、次学年に配当された授業科目の履修が認められない。再履修すべき必修科目のほか、留め置かれた年次（あるいはそれ以前の年次）配当のすべての選択科目（ただし、「実定法基礎」を除く）を履修することができる。）

（出典：「2013 年度学生便覧」35 - 36 頁）

このように、進級制を採用するに当たり、各学年における達成度に照らして、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する授業科目の範囲）についても適切に設定されている【解釈指針 4 - 1 - 2 - 1】。

2008 年度～2012 年度において原級に留め置かれた者の数及びその内訳は、下記資料 10 の通りである。GPA 制度による進級判定の枠組みが導入された年度以降の年度においては、導入前の年度における数を上回る数の原級留置者が出るにいたり、かつ、当該原級留置者の中には、従前の判定方法によれば進級できていた者も相当数含まれている（下記資料 10 の③参照）。このように、本法科大学院では、進級判定において、GPA 制度を効果的に活用している【解釈指針 4 - 1 - 2 - 2】。

資料10 原級留置者の状況

	①原級留置者 （総数）	② ①のうち、GPA 制度を活用した 進級判定により 原級に留め置か	③ ②のうち、修 得単位数のみを 基準とする進級 判定によってい	④ ①のうち、修 得単位数のみを 基準とする進級 判定により原級

		れた者	れば進級を認め られていた者	に留め置かれた 者
2008年度	9	-----	-----	9
2009年度	12	-----	-----	12
2010年度	15	4	3	11
2011年度	25	16	11	9
2012年度	21	17	11	4

(原級留置者には休学者を含む。)

3. 進級要件等の周知

進級要件及び原級留置となった場合の取扱いについては、学生便覧において詳しい説明をしている《添付資料「2013年度学生便覧」14頁、35-36頁参照》ほか、年度当初のガイダンスにおいても十分に説明し、学生への周知徹底を図っている【解釈指針4-1-2-1】。

本法科大学院では、進級制を採用しているため、【解釈指針4-1-2-3】は該当なし。

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

- | | |
|---------|------|
| ア 公法系科目 | 8単位 |
| イ 民事系科目 | 24単位 |
| ウ 刑事系科目 | 10単位 |

エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

1. 修了要件の概要 (他の大学院等において履修した科目の取扱いを含む)

(1) 本法科大学院では、3年以上在籍し、98単位以上の単位を修得していることを修了要件としている(下記資料11参照)【基準4-2-1(1)】(なお、2年コースの学生の修了要件については、下記(3)参照)。

資料11 標準修業年限及び修了要件単位数

名古屋大学大学院法学研究科規程

(実務法曹養成専攻の課程)

第4条 実務法曹養成専攻の専門職学位課程は、3年の課程とする。

(授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導)

第5条

2 実務法曹養成専攻の授業科目、その単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

別表第2 (第5条第2項関係)

(履修方法)

1 修了要件

次に掲げる単位を含む98単位以上を修得しなければならない。

- 一 法律基本科目 62単位
- 二 実務基礎科目のうち民事実務基礎Ⅰ、民事実務基礎Ⅱ、刑事実務基礎及び法曹倫理の8単位並びにロイヤリング、エクスターンシップ及び模擬裁判のうちから4単位
- 三 基礎法学・隣接科目4単位
- 四 展開・先端科目18単位
- 五 法律基本科目(選択)又は展開・先端科目のうちから2単位。ただし、法律基本科目(選択)は、第1年次に履修したものに限る。

名古屋大学大学院通則

第5条(標準修業年限)

3 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

(出典：「2013年度学生便覧」45、54、56頁)

(2) 学生が、本法科大学院の教育課程を修了するためには、本法科大学院に設置されている授業科目を履修して単位を修得することが原則である。他方、本法科大学院に設置されていない授業科目であっても、内容的に法科大学院の展開・先端科目としてふさわしいものである場合には、本法科大学院の教育課程の一体性を損なうおそれはなく、一定の場合には、多様で専門性を有する法曹を養成するために教育上有益とも考えられる。このような観点から、本法科大学院では、規程を特に設け《添付資料第4章「実務法曹養成専攻学生による同専攻以外の授業科目の履修等についての取扱要領」(以下、「取扱要領」という)参照》、以下のような条件の下に、①法学研究科総合法政専攻、②名古屋大学の他の大学院、③他の大学院(名古屋大学以外の国内の大学院。なお、前述の南山大学法科大学院との共同開講科目のうち、南山大学法科大学院が提供する科目については、同法科大学院との協定に基づき(本法学研究科委員会の許可を別途得るまでもなく)履修することを認めているが、当該科目については、本法科大学院では「他の大学院」の科目履修の単位数制限が適用されるものとしている《添付資料「2013年度学生便覧」33頁参照》)、④外国の大学院での履修結果をもとに、本法科大学院の課程を修了するための単位の修得を認めている。すなわち、研究科規程(下記資料11参照)により、教育上適当と認めるときは、①本研究科の他専攻、②本学の他の大学院、③他の大学院、又は④外国の大学院の授業科目を履修し、それぞれ10単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。また、⑤入学前に大学院で取得した科目についても教育上適当と認める場合には、同様の扱いが認められる。ただし、①～⑤により認められる単位をあわせて14単位を超えることができず(したがって、30単位を超えることはない)【基準4-2-1(1)ア】、法学既修者については、本法科大学院で修得したとみなされる32単位とあわせて35単位(したがって、実質は3単位)を超えることができないこととなっている(【基準4-2-1(1)ウ】との関係につき、後述(3)参照)。もっとも、⑤については、本法科大学院入学後の教育の一体性を確保するとの観点から、法学研究科規程にかかわらず、課程修了に必要な単位として認定することはしていない(したがって、⑤に基づいて本法科大学院に一定期間在学したものとみなすこともしていない)【基準4-2-1(1)イ】《添付資料「取扱要領」2参照》。

資料12 他の大学院等で履修した科目の法科大学院修了要件単位数への組み込み

名古屋大学大学院法学研究科規程

(入学前の既修得単位の認定)

第8条 学生が研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、研究科委員会が教育上有益と認める場合は、10単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。

(他の研究科等の授業科目の履修等)

第9条 研究科委員会が適当と認めるときは、次に掲げる授業科目の履修を認めることができる。

- 一 研究科の他の専攻
- 二 他の研究科
- 三 法学部
- 四 前号以外の学部

2 前項各号の授業科目において履修し修得した単位は、それぞれ10単位を超えない範囲で、課程修了に必要な単位として認定することができる。

3 研究科委員会が適当と認めるときは、大学院共通科目規程に定める授業科目の履修を認め、修得した単位は、課程修了に必要な単位として認定することができる。

(他の大学院の授業科目の履修等)

第10条 学生が他の大学院で授業科目を履修し修得した単位については、研究科委員会が適当と認めるときは、10単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。

(外国の大学院の授業科目の履修等)

第11条 前条の規定は、学生が外国の大学院で授業科目を履修し修得した単位について準用する。

(単位の認定)

第12条 前4条に定める単位の認定は、あわせて14単位を超えることができない。

- 2 前項の単位の認定は、実務法曹養成専攻の法学既修者については、法科大学院において修得したものとみなされる授業科目の単位とあわせて35単位を超えることができない。

(出典：「2013年度学生便覧」46頁)

なお、上記①～⑤の授業科目は、その授業内容に照らし、法科大学院の展開・先端科目としてふさわしいものであって、対応する授業科目が本法科大学院において設置されていないものでなければならない《添付資料「取扱要領」4(2)、5(2)、6(2)参照》。また、これらの授業科目の成績評価については、本専攻に適用のある成績評価基準にしたがって行ってもらうことを確保し、成績もそれに基づき提出された成績表によるものとしている《添付資料「取扱要領」4(3)(4)、5(2)(4)、「南山大学大学院法務研究科と名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻との教育連携(単位互換)についての協定書」参照》。ただし、外国の大学院で修得した授業科目については、事前の申請を一律に要求するのは合理的ではないと考えられるので、学生本人が提出する単位認定申請書及びそれに添付する書類により、本法科大学院に適用のある成績評価基準に合致した成績評価が可能な場合にのみ、単位を認定し、必要に応じて本法科大学院独自の成績の付け替えができるようにしている《添付資料「取扱要領」6(3)(4)参照》。

さらに、これらの授業科目の履修申請にあたっては、理由を付した申請書を指導教員の承認を受けて提出しなければならないこととし《「取扱要領」4(1)、5(1)参照》、申請する学生に対して、本法科大学院の教育課程の一環として、かつ、本人の学修計画のなかでの位置づけを明確にしたうえで履修させるために、指導する機会を設けている《添付資料「取扱要領」7～9参照》。

以上のように、一定の条件付きで本法科大学院以外に設置されている授業科目の履修に道を開いている。

なお、実際に2008年度から2012年度までの間に上記①～⑤の授業科目の履修が認められたケースは9件あり、その内訳は①9件、②0件、③0件、④0件、⑤0件となっている（なお、①につき、下記資料13参照。また、③のうち、南山大学法科大学院との共同開講科目については、添付資料第3章「受講者数一覧」の「地方自治法」の欄参照）。

資料13 総合法政専攻の授業科目履修状況（科目名、申請人数）

年度/履修時期	前期	後期	備考
2008年度	1	0	国際法特殊研究（国際法判例研究）1名
2009年度	0	0	
2010年度	0	2	国際法特殊研究Ⅲ（国際法判例研究）2名
2011年度	1	5	前期：国際私法研究（国際私法の諸問題）A：1名 後期：国際私法研究（国際私法の諸問題）B：3名 国際法特殊研究Ⅲ（国際法判例研究）2名
2012年度	0	0	

(3) 2年コースの学生については、在籍期間を2年以上とし、3年コースの1年次に配当されている法律基本科目32単位について一括して履修が免除されている（基準4-3に係る記述参照）。免除される単位数の上限は、上述の他の大学院における授業科目についての修得単位数と併せると35単位であり、基準4-2-1(1)を満たしている【基準4-2-1(1)ウ但書、同ア但書、解釈指針4-2-1-1参照】。

2. 各科目群についての必要な単位数の充足

98単位の内訳は、①公法系科目14単位、②民事法系科目34単位、③刑事系科目14単位、④実務基礎科目12単位（必修科目8単位並びに選択必修科目4単位）、⑤基礎法学・隣接科目4単位、⑥展開・先端科目20単位（1年次に「実定法基礎」を履修した者については18単位）である。したがって、本法科大学院では、本基準(2)ア～カにおいてそれぞれの科目群について必要とされている単位数（①8、②24、③10、④10、⑤4、⑥12）以上の単位数の科目の履修が要件となっている【基準4-2-1(2)本文】。

法学既修者については、98単位から32単位が一括免除されるため、66単位以上の単位を修得していることが修了要件となる。66単位には、法律基本科目30単位、実務基礎

科目 12 単位、基礎法学・隣接科目 4 単位、展開・先端科目 20 単位を含まなければならない。したがって、本基準（2）但書においてそれぞれの科目群について必要とされている単位数（①～③につき合計 18、④10、⑤4、⑥12）以上の単位数の科目の履修が修了要件となっている【基準4-2-1（2）但書】。

3. 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の科目の単位数の割合

法律基本科目以外で修得すべき科目の単位は 36 単位（1 年次に「実定法基礎」を選択した者については 34 単位）であり、修了要件単位数 98 単位の 3 分の 1 以上を占めている【基準4-2-1（3）】。

本法科大学院では、修了判定に当たっては GPA 制度を用いていない【解釈指針4-2-1-2は該当なし】。

基準 4-2-2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4-2-2に係る状況)

本法科大学院において修了の認定に必要としている修得単位数は98単位であり、102単位を超えていない(下記資料14参照)。

資料14 修了要件単位数

名古屋大学大学院法学研究科規程

(授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導)

第5条

2 実務法曹養成専攻の授業科目、その単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

別表第2 (第5条第2項関係)

(履修方法)

1 修了要件

次に掲げる単位を含む98単位以上を修得しなければならない。

- 一 法律基本科目 62単位
- 二 実務基礎科目のうち民事実務基礎Ⅰ、民事実務基礎Ⅱ、刑事実務基礎及び法曹倫理の8単位並びにロイヤリング、エクスターンシップ及び模擬裁判のうちから4単位
- 三 基礎法学・隣接科目4単位
- 四 展開・先端科目18単位
- 五 法律基本科目(選択)又は展開・先端科目のうちから2単位。ただし、法律基本科目(選択)は、第1年次に履修したものに限る。

(出典:「2013年度学生便覧」45、54頁)

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

1. 出題内容・水準の適切性の確保

出題にあたっては、各出題委員が各科目を専門とする委員以外の教員とも十分協議し、各部会において委員全員による数回にわたる検討を行い、出題内容、表現等の適切性を確保して、全体として免除する科目にふさわしい問題を作成するようにしている（基準 6-1-3 に係る記述参照）。また、出題委員とは別に点検委員を置き、二重のチェックを制度化することにより、出題内容等の適切性を確保している。試験の形式面においても、すべての科目について短答記述式ではなく論述形式とした上で、論文式試験ばかりでなく、短文記述式試験も併用する等の工夫をすることにより、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かの判断をきめ細かく行えるようにしている《添付資料第4章「第2次選抜試験（法律科目試験）問題（2010、2011、2012、2013）」参照》【解釈指針 4-3-1-1】。

2. 入学者選抜における公平性・開放性・多様性の確保の要請との関係

法学既修者コース（2年コース）への入学を希望する者は、法学部出身であるか否かに関わりなく、また、法学に関する学部段階での一定の単位を修得していなくとも、例えば独学で法律を学んだ者も既修者として認定されうるものとすることにより、法学既修者コース（2年コース）に関する出願における公平性、開放性、多様性を確保している（下記資料15参照）【解釈指針 4-3-1-1】。

資料 15 入学コースの振り分け

7 入学志願票記入上の注意事項

(1) 出願者は、「希望コース」欄の該当箇所（いずれか一方）を○で囲むこと。なお、「法学既修者コース（2年コース）」を選択した者は、「法学未修者コース（3年コース）」を第2希望とするか否かもあわせて選択すること。「法学既修者コース（2年コース）」を選択し、かつ、「法学未修者コース（3年コース）」を第2希望とする者のみ、第2次選抜試験において、法律科目試験と小論文試験の両方を受験することができる。

また、前述の「1 出願資格」（8）により出願する者は、「法学既修者コース（2年コース）」に出願することはできない。

10 法学既修者コース（2年コース）と法学未修者コース（3年コース）の併願について

法学既修者コース（2年コース）を第1希望とし、法学未修者コース（3年コース）を第2希望とした場合のみ両コースを併願することができる。併願を希望する者は、入学志願票・受験票・写真票の「希望コース」欄で「法学既修者コース（2年コース）」を選択し、かつ、第2希望として「法学未修者コース（3年コース）」を選択すること。

法学既修者コース（2年コース）の入学者選抜は、第1次選抜試験（書類審査）及び第2次選抜試験（法律科目試験）で行い、法学未修者コース（3年コース）の入学者選抜は、第1次選抜試験（書類審査）及び第2次選抜試験（小論文試験）で行うので、両コースを併願する場合には、第2次選抜試験の法律科目試験及び小論文試験の両方を受験すること。

法学既修者コース（2年コース）に合格した場合には、法学未修者コース（3年コース）の試験結果に関わらず、法学既修者コース（2年コース）への入学のみを認める。

法学既修者コース（2年コース）に不合格の場合でも、法学未修者コース（3年コース）の合格基準に達していれば合格することができる。

（出典：「2013年度法科大学院学生募集要項」3頁）

また、法律科目試験の出題に際しては、各出題委員が各科目を専門とする委員以外の教員と十分協議し、最近（過去3年間）の学部の定期試験の出題と重なるなどして本学出身者だけが不当に利益を受けることのないよう配慮して問題を作成し、受験生間の公平性の確保を図っている【解釈指針4-3-1-4】。さらに、採点も、出身学部や適性試験の結果、書類審査の結果等とは関係なく実施され、公平性・開放性・多様性の確保が図られている【解釈指針4-3-1-1】。

なお、本法科大学院の入学者選抜（2年コースを含む）にあたり、本学法学部の出身者について優先枠を設け選抜に関し優遇措置を設けるようなことは一切していない【解釈指針4-3-1-4】。

2009年度～2013年度に法律科目試験を経て既修者コースに入学した（あるいは旧入試制度の下で既修者選抜試験に合格した）者のうち本学出身者が占める割合は、各年度において、それぞれ45.5%、38.5%、22.5%、33.0%、36.8%となっている。

3. 既修者認定の適切性の確保（免除される科目と法律科目試験との関係）

本法科大学院では、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行っている【解釈指針4-3-1-3】（下記資料16参照）。

資料16 法学既修者の履修免除

名古屋大学大学院法学研究科規程

（授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導）

第5条

2 実務法曹養成専攻の授業科目、その単位数及び履修方法は、別表第2の

とおりとする。

別表第2（第5条第2項関係）

（履修方法）

2 法学既修者

法学既修者は、第1年次の法律基本科目32単位を修得したものとみなす。

（出典：「2013年度学生便覧」45、54頁）

そして、免除される科目が具体的には「憲法基礎Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「行政法基礎Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「民法基礎Ⅰ～Ⅵ」（合計14単位）、「商法基礎Ⅰ・Ⅱ」（合計6単位）、「刑法基礎Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）であることから、試験科目を公法系科目（憲法及び行政法（地方自治法を除く）からなる）、刑事法系科目（刑法からなる）、民事法系科目（民法及び商法（会社法・手形法を含み、保険・海商法を除く）からなる）とし、かつ、試験時間（公法系科目及び刑事法科目各1時間45分、民事法科目3時間半）及び配点（公法系科目150点、刑事法科目150点、民事法科目300点）に配慮することによって、免除される科目内容に応じた試験を行い、法学の基礎的な学識を有するか否かの判定を適切に行っている（下記資料17参照）【解釈指針4-3-1-1】。

資料17 法律科目試験の配点、内容、試験時間

法学既修者コース（2年コース）

第1次選抜試験（書類審査）成績：第2次選抜試験（法律科目試験）成績＝200：600
（公法系150、刑事法系150、民事法系300）

（3）試験日時・科目、試験場所

	受験を要する科目		
	法学未修者コース （3年コース）	法学既修者コース （2年コース）	両コースを併願
平成24年11月17日（土） 10:15～12:00 公法系		○	○
13:30～17:00 民事法系		○	○
平成24年11月18日（日） 10:15～12:00 刑事法系			
13:30～15:00 小論文	○		○

・試験場所 名古屋大学大学院法学研究科（詳細については、後日掲示する。）

（4）法律科目試験の内容等

・論述試験のみ実施する。

なお、問題には、解答として語句又は短文を記述させる等のものが含まれることがある。

- ・ 公法系科目は、憲法及び行政法（地方自治法を除く）からなる。
- ・ 刑事法系科目は、刑法からなる。
- ・ 民法系科目は、民法及び商法（会社法・手形法を含み、保険・海商法を除く）からなる。
- ・ 試験においては、六法を貸与する。

（出典：平成 25 年度募集要項 7 頁から抜粋）

なお、本法科大学院で履修免除を認めている法律基本科目は、法律科目試験の対象となった分野に対応する授業科目に限られており【解釈指針 4-3-1-2】、法律科目試験に含まれない科目の単位を修得したものとみなすことは行っていない（下記資料 18 参照）。

資料 18 2 年（法学既修者）コースの履修・単位修得の免除

3 2 年コースの履修・単位修得の免除

2 年コースの入学者については、次の授業科目（合計 32 単位）は法科大学院において修得したものとみなし、その履修・単位修得を免除する（2 年コースの入学者がこれらの授業科目を履修することは認められない）。

憲法基礎 I	2 単位
憲法基礎 II	2 単位
行政法基礎 I	2 単位
行政法基礎 II	2 単位
民法基礎 I	2 単位
民法基礎 II	2 単位
民法基礎 III	2 単位
民法基礎 IV	2 単位
民法基礎 V	4 単位
民法基礎 VI	2 単位
商法基礎 I	4 単位
商法基礎 II	2 単位
刑法基礎 I	2 単位
刑法基礎 II	2 単位

（合計 32 単位）

（出典：「2013 年度学生便覧」 30 頁）

4. 他の機関の実施する法律科目試験との関係

本法科大学院では、本法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮した既修者の認定は行っていない【解釈指針 4-3-1-5】。

5. 既修者と認定された者の在学期間の短縮における適切性の確保

既修者として認定された者が修得したとみなされる単位は、法学未修者コース（3年コース）における1年次配当のすべての法律基本科目（必修）32単位であり、短縮される在籍期間と修得したとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている【解釈指針4-3-1-6】。

《添付資料

- ・ 第4章「成績に関する取扱い1、2」
- ・ 第4章「成績分布表（2008～2012年度）」
- ・ 【資料編】「2013年度学生便覧」
- ・ 【資料編】「講義概要」
- ・ 第4章「成績確認願」
- ・ 第4章「学生公表用成績分布表」
- ・ 第4章「学生公表用GPA一覧表」
- ・ 第4章「期末試験実施要領」
- ・ 第4章「2008年度～2012年度期末試験時間割」
- ・ 第4章「必修科目再受験者数一覧」
- ・ 第4章「実務法曹養成専攻学生による同専攻以外の授業科目の履修等についての取扱要領」
- ・ 第4章「南山大学大学院法務研究科と名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻との教育連携（単位互換）についての協定書」
- ・ 第3章「受講者数一覧」
- ・ 【資料編】「平成25年度名古屋大学法科大学院学生募集要項」
- ・ 第4章「第2次選抜試験（法律科目試験）問題（2010、2011、2012、2013）」
- ・ 第4章「既修者選抜試験問題（2009）」

参照》

2 特長及び課題等

(1) 特長

成績評価に際して、本法科大学院では、プロセスを重視する教育であることに鑑み、各科目において到達すべき基準をあらかじめ定め、その上で、平常点、小テスト、定期試験等の多様な評価項目要素を用いつつ、成績評価に際して学生の目標到達度について、どの評価項目により判定するかを明示し、客観的な評価がなされるようにしている点で優れている。また、GPAを進級要件として採用しているところ、同制度は有効に機能している。さらに成績確認制度も実際に利用され有効に機能している。

(2) 課題等

特になし。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

本法科大学院では、教育の内容・方法の改善・充実を組織的に図っていくために、自己評価を行うこととし、自己評価委員会を設置しており、同委員会は法科大学院全体の自己点検・評価を統括するものと位置づけられている。

そして、本法科大学院では、「教育の内容・方法の改善・充実計画」を策定しており、これに基づいて教育の内容・方法の改善・充実を図っている《添付資料【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2012年度版）」79頁以下参照》。上記委員会は、同計画に基づき、委員会が収集し管理する情報に基づき自己評価を行い、改善すべき項目及びその方法を決定している。この結果は『自己点検・評価報告書』として公表し《添付資料【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2008年4月～2012年3月）」》、これに基づき各教員は改善に取り組んでいる。

また、自己評価委員会とは別に、教育改善に特化した組織として、教育改善委員会が設置されている。同委員会は、授業成績評価及びその分布を中心とした教育の現況、授業方法、教育支援を中心とした教育方法、ICTの活用状況、授業評価アンケート、学生との懇談会等の検討により、本法科大学院における教育の改善措置を検討し、その結果を報告書として公表している《添付資料【資料編】『名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2012年版）』》【解釈指針5-1-1-1（1）】【解釈指針5-1-1-1-1（2）】【解釈指針5-1-1-2（1）】。たとえば、この報告を踏まえ2010年のカリキュラム改革がなされるなど、報告書が活用されている【解釈指針5-1-1-1（1）】（2010年のカリキュラム改革については、基準2-1-1に係る記述参照）。

このように、本法科大学院では、教育内容及び方法の改善を組織的かつ継続的に行っている【解釈指針5-1-1-4】。

具体的な活動を挙げれば以下の通りである。

（1）法科大学院形成支援プロジェクト等により開発された教育システムの提供

「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト（PSIM）」においては、実務技能教育教材（模擬裁判、ロイヤリング等の科目に用いる紙媒体・文書データとしての教材や映像教材）の開発・提供を現在でも継続して行っている《添付資料『PSIM報告書』参照》。同プロジェクトは、2004年度から法科大学院形成支援プロジェクトの採択を受けて開始し、

2007年度からは専門職大学院等教育推進プログラムとして採択され、さらに2012年度から一般経費に組み替えられる形で継続している。

また、本法科大学院では、2006年度までに共同プロジェクトにより、STICSの開発をし、単独プロジェクトとして、学務委員会、教育改善委員会等と連携を図りながら、新しい教育方法に関するシステム構築を行った。その成果として、「お助け君ノートシステム」（授業の画像収録による復習支援システム）、「学ぶ君システム」（択一問題システム）等が継続して学生に提供されている。このように、本法科大学院では、上記プロジェクトを通じて、教育方法の改善に関する研究を行い、新しい授業方法及び教材の開発を行っている（下記資料1参照）【解釈指針5-1-1-1（2）】。

資料1 各プロジェクトの目的・概要

1. 共同プロジェクト（「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト（PSIM）」）

法科大学院では、実務法曹養成を目的とすることから、従来の法学教育にはなかった面接、尋問、交渉等の専門技能に関する新たな教育科目が登場した。そのため、各法科大学院のカリキュラム中には、法実務場面を想定したシミュレーションやロールプレイといった新たな教育手法が導入されている。しかし、こういった教育は従来の法学部における教育ではほとんど行われてこなかった領域であるために、教育方法論、教材、人的リソースのすべての面において蓄積がない。そこで本プロジェクトは、名古屋大学を中心に、既に開発済みのITを活用した法的専門技能トレーニング環境をもとに、プロジェクト参加校との間で模擬裁判、ロイヤリング等の科目に用いる映像教材共有化を試みる。そのような教材共有化の試みを通じ、本プロジェクトにおいては、新しい専門教育理論の開発、専門技能を教育できる人材の育成、映像教材の開発・蓄積などを行い、その成果を多様な形態（映像、音声、スライド、テキスト等）の教材としてまとめ、プロジェクト参加校間で共有するデータベースを構築する。（2006年度交付申請書から抜粋）

2. 単独プロジェクト（「自分の技量を随時確認できる多様な環境構築」）

本事業は、学生自身がどこまで専門知識や専門技能を修得したのかを随時自覚できる多様な環境を構築し、学生が構想力や協同性などを含む能力開発をしながら法曹になる努力を続けることのできる機会を提供することを目的とする。

このような目的を実現するために、大学内外の法律家や専門家を動員してITを活用した以下の5つの要素プロジェクトを展開することによって、到達レベルを測るための多様なデータを提供して、学生には自己研鑽の環境を創造し、教員には付随的に教育方法改善の手がかりを与え、プロセスで教育効果を評価するという法科大学院の教育理念を具体化する。

5つの要素プロジェクトは、（1）「お助け君ノート」（講義やゼミの議論のポイントであると学生が判断して、パソコンのキーを押すと、同時デジタル収録中のビデオに検索情報が記録されるシステム）、（2）「法的知識理解度確認システム」（Web上の択一問題システムを改良し、理解度データを提供するシステム）、（3）「文書作成技能確

認システム」(文書作成、口頭発表能力の習熟度情報を提供するシステム)、(4)「Study Group 支援システム」(Web上にクラスや学年を超えて「協同して学ぶ」環境を提供するシステム)、(5)「学生用 e-portfolio」(学生が自分の多様な学習内容を記録し、自己研鑽に生かすシステム)から構成される(2004年度交付申請書から抜粋)。

(2) システム開発の成果の利用

教員は、NLSシラバスシステムを用いることにより、授業計画を分かりやすく比較しやすい形式で立案するとともに、独自に開発した、匿名投票システム、「学ぶ君」、「お助け君ノート」などITを利用した双方向的・多方向的な授業を展開するための教育ソフトウェア群を積極的に利用するよう努めている。また、後述のFD活動を通じて、これらのツールの機能とその導入方法等を共有し、それを各授業の運営に直ちに反映できるようにしている。このように、本法科大学院では、教育内容・教育方法の改善に関する組織的取り組みの成果を実際の授業に反映できるような取り組みを行っている《【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書(2012年度版)」35頁以下参照》【解釈指針5-1-1-1(2)】。

(3) 授業評価アンケートの実施

「教育の内容・方法改善計画」に従い、教育改善委員会が、学期毎に授業終了に先立ち、学生による授業評価アンケートを実施し、アンケート結果をとりまとめている《添付資料「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書(2012年度版)」89頁以下、第5章「法科大学院委員会一覧」、「法科大学院各種委員会職務内容一覧」参照》。このアンケート結果を教員にフィードバックすることを確保するための制度として、「授業実施報告書制度」を設けており、授業を実施した教員は全員、アンケートの結果データをふまえて、授業方法についての評価と今後改善すべき点などを記載した「学生へのメッセージ(授業実施報告書)」を作成し、教育改善委員会に提出しなければならないものとしている。このメッセージは、教員に配布するとともに、法科大学院のウェブサイト(授業関係「教務からのお知らせ」)で学生に公開している《添付資料【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書(2012年度版)」127頁以下参照》。

(4) 教育改善研究集会の開催

教育改善委員会は、授業評価アンケート結果、学生へのメッセージ(授業実施報告書)、各担当教員による成績評価の分布(成績の割合)を調査・分析し、専攻会議で報告するとともに、教育の現況・改善報告書を取りまとめ、年1回、本法科大学院に所属する全教員及び全学生の参加を義務づけた教育改善研究集会を開催している。同研究集会では、2010年度までは、アンケート結果を取りまとめた資料を配布したうえでの報告・質疑及び、学生との懇談会をふまえた当面の課題に関する報告・質疑を行うとともに、教育方法の改善に関して本法科大学院が直面する重要テーマを取り上げて、教員・学生による報告・質疑を行ってきたが、2011年度からは、上記アンケート結果を学生への閲覧に供したことに伴い、アンケート結果報告の代わりに学生との意見交換等を行っている《添付資料【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書(2012年度版)」

267 頁以下参照》。

資料2 教育改善研究集会のテーマ一覧

年度	テーマ		
	第Ⅰ部	第Ⅱ部	第Ⅲ部
2008	法科大学院における授業の現状	学生と教員の意見交換会 「法科大学院教育で何を学ぶのか」	
2009	クラス懇談会報告	データで見る授業評価と 新司法試験	学生と教員の意見交換会 「法科大学院の授業を生かす勉強法」
2010	クラス懇談会報告	授業評価アンケート結果報告	学生と教員の意見交換会 「法科大学院の授業をどう生かすか」
2011	法科大学院における授業の現状	学生と教員の意見交換会 「展開先端科目から見た法科大学院教育」	学生と教員の意見交換会 「法科大学院での学び方」
2012	クラス懇談会から見る法科大学院教育の課題	学修の到達目標	修了生はかく語りき

このように、本法科大学院では、教育改善委員会による研究集会を通じて、教育内容及び方法の改善に関する研究を組織的・継続的に行っており、その報告書を作成している《添付資料【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2012年度版）」参照》【解釈指針5-1-1-4】。

(5) 教員研修

教育内容及び方法の改善に資するため、全教員を対象とし、各教員の工夫や最新の情報を共有するように努めるとともに、司法研修所をはじめとする学外での研修に教員を派遣してその報告書を徴するとともに、重要な情報についてはFD集会で全教員に周知している。また、ITを利用した教育方法についてのシンポジウムや研究会を開催し、教育方法に関するノウハウの普及にも努めている。さらに、海外のロースクール教員等と共同して、教育方法の改善に関する講演会やシンポジウムを開催し、新しい教育方法の導入の試みにも努めている他、他機関開催のシンポジウム等にも積極的に参加し、得られた情報を教員間で共有するため、参加者に「FD研修参加報告書」を提出させてい（資料3「FD研修の開催・参加状況」参照）《添付資料【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2008年4月～2012年3月）」42頁以下、【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2012年度版）」85頁以下》【解釈指針5-1-1-2（2）】【解釈指針5-1-1-3（1）】。

資料3 FD研修の開催・参加状況

	学内FD研修の開催		学外FD研修への参加
	学務委員会等主催のFD研修会	講演会・シンポジウムの主催	
2008年度	7回	0回	12回
2009年度	5回	0回	5回
2010年度	3回	1回	6回
2011年度	6回	1回	6回
2012年度	7回	0回	7回

(6) 教員相互間の連携

複数開講科目で複数の担当者がある科目、実務家教員と研究者教員とのチーム・ティーチング科目など、複数の教員が責任を有する科目では、科目担当者間で教育内容と方法の改善に関する協議・調整を頻繁に行うとともに、授業に先立って事前準備の協議を行い（「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」、「総合問題研究（民事法）Ⅰ」は毎回）、授業を具体的にどのように運営するかについて入念な打ち合わせをしている。

また、科目群毎に科目担当者会議を組織し、科目群に応じた双方向授業の方法のあり方、弁護士チューターの役割、実務家教員と研究者教員の役割分担など、科目群の特性に応じた教育内容及び方法について協議を行っている。

さらに、教育内容及び方法に関する学生の要望等を聴取し、それらの改善に資するために、毎年度末に、各学年・各クラス別の懇談会を開催し、クラス担任教員の司会により教員と学生との意見交換を行い、その結果を取りまとめて教授会で報告するとともに、関係教員に内容を伝えて、各教員において改善策を検討するようにしている《添付資料【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2012年度版）281頁以下参照》。

本法科大学院では、教育内容及び方法の改善のために、以上のように教員相互間の討議を組織的に行っている【解釈指針5-1-1-2(1)】【解釈指針5-1-1-3(2)】。

(7) 実務家教員の教育研修

本法科大学院では、実務家教員と研究者教員とが緊密な連携の下でチーム・ティーチングを行えるよう、実務基礎科目担当者会議を組織し、8月を除く毎月会議を開催して授業の方法等について十分な意見交換を行って授業に臨んでいる。また、研究者教員の授業の見学、学務委員会主催のFD集会への参加、外部における研修への派遣等により、研究者教員の行う授業方法や教育支援ツール等についての最新の知見を深めることができるようにしている。このように、本法科大学院では、実務家教員の教育研修に取り組んでいる《添付資料【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2008年4月～2012年3月）」51頁》【解釈指針5-1-1-3(1)】。

(8) 研究者教員の実務研修

他方、研究者教員が実務上の知見を補完して、実務法曹を養成するための教育に適切に対応できるようにするために、FD 集会の開催や、司法研修所をはじめとする外部での研修への研究者教員の派遣等を行っている《添付資料【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2008年4月～2012年3月）」51頁、【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2012年度版）」85頁以下参照》。また、「名古屋民事実務研究会」を通じて、実務家との定期的な意見交換を行っている。さらに、「エクスターンシップ」を担当する研究者教員は、期間中に弁護士事務所を訪問し、エクスターンシップ運営委員会の構成員である研究者教員も、同科目の一環として弁護士事務所において実施される「グループ学習」等に参加している。このように、研究者教員の実務研修にも取り組んでいる【解釈指針5-1-1-3(1)】。

《添付資料

- ・【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2012年度版）」
- ・【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2008年4月～2012年3月）」
- ・第5章「PSIM 報告書」
- ・第5章「法科大学院委員会一覧」
- ・第5章「法科大学院各種委員会職務内容一覧」
- ・第5章「FD 研修参加報告書様式」

参照》

2 特長及び課題

(1) 特長

教育改善体制について、具体的目標としての「教育改善・充実計画」を策定し、それに基づいて教育改善がたゆまず組織的に行われる制度が確立されている点で優れている。また、授業評価アンケートについて、単に学生の意見を聴取するだけでなく、教員へのフィードバックを確保するための制度として、「学生へのメッセージ（授業実施報告書）」を作成するとともに、それを「学生へのメッセージ」としてまとめ、教員に配布するとともに、学生向けに法科大学院のウェブサイト上で学生に公開している点、さらには、教育改善制度を採用し、クラス別懇談会を開催しているなどの点も優れた点といえる。

また、本法科大学院では、ITを多用した教育を行っていることから、教育改善の一環として、ITを利用した教育に関するシステムの開発及び運用並びにそれらから得られる知見の共有に努めている。ITを利用したシステムを採用している法科大学院は数多く存在するが、実際上の活用度において、本法科大学院は、全国でも先端を行くものである。実務家教員もこれらのシステムの利用を義務づけられることを通じて、研究者教員の有する教育ノウハウを共有できる環境を整え、教育改善を図っている点も優れた点といえる。

(2) 課題

特になし

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院の入学者受入の基本方針は、専攻会議において議論され決定されており、ウェブサイトにより公表されている。また、設置者、教育の理念及び目標、教育上の基本組織、教育組織、収容定員及び在籍者数、入学者選抜、標準修業年限、教育課程及び教育方法、成績評価、進級及び課程の修了、学費及び奨学金等の学生支援制度、並びに修了者の進路及び活動状況の概略をウェブサイト又は法科大学院パンフレットで公表している【解釈指針6-1-1-1】【解釈指針11-2-1-1】。

本法科大学院の教育の理念及び目的は、自由な共生社会を支え、広い国際的関心と視野を持ち、中部日本の需要に応える法曹の養成であるが、このような法曹を養成するためには、入学者は、個々人が、社会・経済に対する関心を有し、基礎的な論理的思考力及び表現力を有すると同時に、集団として切磋琢磨していけるように、多様な背景を有する人々の集まりであることが必要であると考えている。そのような考え方に基づいて、本法科大学院のアドミッション・ポリシーは、次のように定式化されている。

資料1 アドミッション・ポリシー

名古屋大学法科大学院に入学する学生には、まず大学院で学習するための一般的な資質として、幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程及び結果を的確に表現する能力（論述力）を有していることが求められます。そして、それを前提に、法曹を目指すのに必要な、正義や権利に敏感で、社会・経済に対する強い関心を持ち、そこで生じている問題を発見し、これを適切に処理できる基本的な能力を有していなければなりません。これらは、学部段階で学習した専門分野を問わず、すべての学生に共通に求められる能力です。

これに加えて、法学既修者コースで学習するためには、法学の基本的な科目（法学未修者コースの1年次で開講されている科目に相当）について既に十分な知識を有していなければなりません。

法科大学院の教育が実りあるものとなるためには、多様な専門分野やバック・グラウンドを有する人材が入学して、互いに切磋琢磨することが肝要といえます。多様性を実現するには、法学部卒業生のほかにも他学部卒業生、社会活動の経験が豊富な人材、外国留学

の経験やボランティア活動の実践を有する人材等が含まれることが望ましいと考えています。

(出典：本法科大学院ウェブサイト「【2】名古屋大学法科大学院がもつめる学生像」
<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/ls/examination/index.html#1st02>)

上記のアドミッション・ポリシーは、入学者の専門分野、バック・グラウンドにおける多様性を重視する内容のものであり、それに対応して、入学者に求める資質・能力においても、社会に対する基本的な問題関心と知的専門職に必要とされる一般的な論理的思考力や表現力を重視する内容となっている。本学出身者や法学部卒業生に偏することなく、広く人材を集めることができるよう、開放的で公平な入学者選抜を指向するものである。

アドミッション・ポリシーは、募集要項に記載するとともに、本法科大学院のウェブサイト上に公表され、広く周知が図られている。同ウェブサイトには、その他、「理念と特色」（設置の趣旨等を含む）、「教育内容とその方法」、「教員組織」、「入学選抜試験」（入学試験のプロセスを含む）、「募集要項」の各項目が設けられている。また、アドミッション・ポリシーを含む本法科大学院の概要・特色については、各年度入学試験の出願期間前に開催される公開の説明会においても、募集要項を配布してその概略を説明し、出席者からの質疑に回答している他、本法科大学院の受験に関心を有する人々に向けて作成・配布されているパンフレットにも簡略化された形で記載され、広く周知が図られている《添付資料【資料編】「法科大学院パンフレット（2013年度）」参照》。

このように本法科大学院の基本情報や入学試験の情報を入学志願者に対し周知するよう努めている。

基準 6-1-2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6-1-2 に係る状況）

専任教員数名で構成される法科大学院入試委員会が、専攻長（法科大学院長）の監督の下、入学試験の実施について責任を負う体制がとられている。具体的には、入試委員会は、受験資格審査、書類審査並びに本試験問題の作成及び採点について実施の責任を負っている。また、本試験当日の設営・監督業務については、入試委員会と共に専攻長が責任を負って行う体制となっている。さらに第1次選抜（書類審査）の判定及び合格判定は、専攻会議が行う。以上の体制は、未修者入学試験、既修者入学試験に共通である。

基準 6-1-3

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

本法科大学院は、2009 年度入試までは内部振り分け方式を採用していたが、2010 年度入試から外部振り分け方式を採用している(詳細は、基準 6-4-1 に係る記述参照)。

本法科大学院は、(基準 6-1-1 に係る状況)に記載したとおり、アドミッション・ポリシーとして、すべての入学者に対し、①幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程及び結果を的確に表現する能力(論述力)を有していること、②正義や権利に敏感で、社会・経済に対する強い関心を持ち、そこで生じている問題を発見し、これを適切に処理できる基本的な能力を有していることを求め、これに加えて、法学既修者コースへの入学者には、③法学の基本的な科目(法学未修者コースの1年次で開講されている科目に相当)について既に十分な知識を有していることを求めている。また、法科大学院の教育が実りあるものとなるためには、多様な専門分野やバック・グラウンドを有する人材が入学して、互いに切磋琢磨することが肝要と考え、④法学部卒業生の他にも他学部卒業生、社会活動の経験が豊富な人材、外国留学の経験やボランティア活動の実践を有する人材等が含まれることが望ましいとの考え方を公にしている。

法学未修者コース(3年コース)への入学を希望する者については、大学卒業(それに準ずるものを含む)の資格を求める以外に資格要件はなく、基準 6-1-4 について述べる第1次選抜の書類審査及び第2次選抜の小論文試験においてアドミッション・ポリシーの①②③に照らして合否を判定することとしており、出願及び合否判定における公平性及び開放性が確保されている。

法学既修者コース(2年コース)への入学を希望する者は、法学部出身であるか否かに関わりなく、法学に関する学部段階での一定の単位を修得していなくとも、例えば独学で法律を学んだ者も既修者として認定されうるものとするにより、基準 6-1-4 で述べる第1次選抜の書類審査及び第2次選抜の法律科目試験においてアドミッション・ポリシーの①②③④に照らして合否を判定することとしており、法学既修者コース(2年コース)に関する出願及び合否判定における公平性、開放性が確保されている(下記資料2参照)。

資料2 入学コースの振り分け

7 入学志願票記入上の注意事項

(1) 出願者は、「希望コース」欄の該当箇所(いずれか一方)を○で囲むこと。なお、「法学既修者コース(2年コース)」を選択した者は、「法学未修者コース(3年コース)」を第2希望とするか否かもあわせて選択すること。「法学既修者コース(2年コース)」を選択し、かつ、「法学未修者コース(3年コース)」を第2希望とする者のみ、第2次選抜試験において、法律科目試験と小論文試験の両方を受験することができる。

また、前述の「1 出願資格」(8)により出願する者は、「法学既修者コース(2年コース)」に出願することはできない。

10 法学既修者コース(2年コース)と法学未修者コース(3年コース)の併願について
 法学既修者コース(2年コース)を第1希望とし、法学未修者コース(3年コース)を第2希望とした場合のみ両コースを併願することができる。併願を希望する者は、入学志願票・受験票・写真票の「希望コース」欄で「法学既修者コース(2年コース)」を選択し、かつ、第2希望として「法学未修者コース(3年コース)」を選択すること。

法学既修者コース(2年コース)の入学者選抜は、第1次選抜試験(書類審査)及び第2次選抜試験(法律科目試験)で行い、法学未修者コース(3年コース)の入学者選抜は、第1次選抜試験(書類審査)及び第2次選抜試験(小論文試験)で行うので、両コースを併願する場合には、第2次選抜試験の法律科目試験及び小論文試験の両方を受験すること。

法学既修者コース(2年コース)に合格した場合には、法学未修者コース(3年コース)の試験結果に関わらず、法学既修者コース(2年コース)への入学のみを認める。

法学既修者コース(2年コース)に不合格の場合でも、法学未修者コース(3年コース)の合格基準に達していれば合格することができる。

(出典：平成25年度法科大学院学生募集要項から抜粋)

本法科大学院では、入学者選抜における公平性及び開放性を確保するため、具体的に次のような措置を講じている。法科大学院入試委員会の下に法律科目出題部会及び小論文出題部会を設置してそれぞれに責任者(部会長)を置くとともに、部会ごとに出題委員会、点検委員会、採点委員会(出題委員は採点委員を兼ねる)を設置し、出題・点検・採点を実施している。法律科目試験出題に際しては、従前の既修者選抜試験と同様に、きめ細かな判断ができるよう留意している。なお、専攻会議と教授会での合否判定のための資料作成は、法科大学院入試委員会が行っている。

出題に当たっては、各出題委員が各科目を専門とする委員以外の教員と十分協議し、最近の学部の定期試験の出題と重ならないよう配慮して問題を作成し、受験生間の公平性の確保を図るとともに、各部会において委員全員による数回にわたる検討を行い、出題内容、表現等の適切性を確保して、全体として免除する科目にふさわしい問題を作成するようにしている。また、出題委員とは別に点検委員を置き、二重のチェックを制度化することにより、出題内容等の適切性を確保している。

法律科目試験の採点は、出身学部や適性試験の結果、書類審査の結果等とは関係なく実施され、公平性が確保されている。

なお、本法科大学院の入学者選抜にあたり、本学法学部の出身者について優先枠を設け、選抜に関し優遇措置を設けるようなことは一切していない。アドミッション・ポリシーが掲げるように、法科大学院の教育が実りあるものとなるためには、多様な人材が入学して、互いに切磋琢磨することが肝要と考えており、そのことは、法学部出身者についても同様である【解釈指針6-1-3-1(1)】。

2009年度から2013年度の入学者選抜における名古屋大学法学部出身者の割合は、合格者

中の割合がそれぞれ20.8%、19.1%、16.2%、16.7%、21.3%であり、入学者中の割合がそれぞれ22.0%、24.6%、19.0%、19.1%、27.0%である【解釈指針6-1-3-1(1)】。

本法科大学院では、入学者に対し寄附等の募集は、一切行っていない【解釈指針6-1-3-1(2)】。また、身体に障害のある者からの出願の際、本人から申し出があれば、可能な限りにおいて、等しく受験の機会を確保するよう、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫するよう努めている《添付資料【資料編】「平成25年度名古屋大学法科大学院学生募集要項（法学研究科・実務法曹養成専攻）」3頁参照》。これまで具体的には、視覚障害のある者に対して、拡大文字問題冊子の配布や試験解答時間の延長（1.3倍）等、大学入試センター法科大学院適性試験に準じた特別措置を取った【解釈指針6-1-3-1(3)】。

基準6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

1. 「内部振り分け方式」(2009年度入学者選抜まで)

アドミッション・ポリシー(基準6-1-3に係る記述参照)のもと、2009年度入学者選抜までは、本法科大学院の入学者選抜は既修者コースと未修者コースの定員を予め分けることなく、先ず全体として、第1次選抜(書類審査)、第2次選抜(小論文試験)を行って合格者を確定し、合格者中、既修者コース志望者に対し、さらに既修者認定試験(法律科目試験)を行って既修者コース入学者と未修者コース入学者を振り分ける方式により行ってきた。これは、未修者コースに入学する者だけでなく、既修者コースに入学する者についても、法律知識以前に、①幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程及び結果を的確に表現する能力(論述力)を有していること、②正義や権利に敏感で、社会・経済に対する強い関心を持ち、そこで生じている問題を発見し、これを適切に処理できる基本的な能力を有していることを重視していたからである。

2. 定員変更と「外部振り分け方式」の採用(2010年度入学者対象入試から)

本法科大学院では、まず、全国的な規模での「法科大学院教育における質の向上」の要請に基づき、また、当該変更により学生の学習環境の整備やより充実した教育の提供にも資すると考えられたことなどから、入学定員を80名から70名に変更した。

また、それと併せて、法科大学院発足当時に構想された従来の入試制度では法学既修者コース(2年コース)の適正人員(目処として示されていた定員に近い数の学生)を確保することが困難となっていたこと、法学未修者コース(3年コース)の人数が増加することにより1年次の教育負担が増大していたことなどから、2010年度入学者対象入試(2009年秋実施)からは、法学未修者コース(3年コース)志願者を対象とする試験と法学既修者コース(2年コース)志願者を対象とする試験を分けて実施する「外部振り分け方式」を採用した(なお、両コースの併願は可能とした)。また、上記の入学定員の変更に伴い、各コースの定員を、3年コース40名、2年コース30名をそれぞれ目処とするものとした。

この制度においては、第2次選抜試験において、法学未修者コース(3年コース)志願者については小論文試験を実施し、法学未修者コース(2年コース)志願者については、従来の既修者認定試験(法律科目試験)と同じ科目について法律科目試験を実施する。第2次選抜試験の配点比率は、前者においては、適性試験50：書類審査150：小論文試験200であり、後者においては、適性試験50：書類審査150：法律科目試験600である(法律科目試験における各科目の配点比率は公法系150：刑事法系150：民事法系300である)。

なお、法学既修者コース(2年コース)については、書類審査においても、法律知識の有無・程度を評価することが適切と考えられる一方で、法学未修者についてはそうしたことを考慮することが必ずしも適切ではないと考えられることから、本法科大学院では、書類審査の段階において法学既修者について考慮しうる事項と法学未修者について考慮し

うる事項とを区別して設定している（たとえば、司法試験の受験結果は前者には含まれるが、後者には含まれない）。

以上の新入試制度の下においては、小論文試験を受けずに入学する者も出てくるが、従前の制度において、適性試験及び書類審査によって判定しうるものとされていた能力・資質については同じ形で判定されることになり、それらに加えて小論文試験でも判定しうるものとされていた能力・資質（幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程及び結果を的確に表現する能力（論述力）や、正義や権利についての敏感さ、社会・経済に対する強い関心力、そこで生じている問題の発見・適切な処理のための基本的な能力）については、法律科目試験においても判定しうるもので、新入試制度における試験方法とアドミッション・ポリシーとのつながりも十分に認められる。

3. 第1次選抜

第1次選抜の書類審査では、法科大学院適性試験の成績、志願理由書（本研究科を志望する理由と法曹を志望する理由を記入する）、自己評価書（「自己評価一覧」には、学歴、職歴、外国語の能力、その他に分けて関連事項を記載して証明書を添付し、「自己評価書」にはそれに基づく自己評価を記入する）、大学学部における成績証明書に基づく評価を行う。

第1次選抜では、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等を客観的に評価するための資料である独立行政法人・大学入試センター実施の法科大学院適性試験（2011年実施以降は適性試験管理委員会実施の法科大学院全国統一適性試験）の成績に、志願理由書、自己評価書、大学学部の成績証明書などを複数の教員で審査し、感受性や社会的問題関心、社会性や行動力などを総合的に評価し、点数化したもの（書類審査結果）を加えて、その合計点数で判定を行っている。これにより、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が適格かつ客観的に評価される【解釈指針6-1-4-1】。配点比率は、適性試験50：書類審査150である。また、2010年度入学試験からは、適性試験の成績に最低基準点を設定し、それを下回る受験者を不合格とする制度としている【解釈指針6-1-4-2】。

4. 第2次選抜－法学未修者コース（3年コース）の小論文試験

小論文試験（社会科学的な題材の論説文に対する設問に解答させ、読解力と論理的思考力、表現力を見る）を行い、書類審査の結果と総合して合格者を判定する。これにより、アドミッション・ポリシーに示される①幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程及び結果を的確に表現する能力（論述力）を有していること、②正義や権利に敏感で、社会・経済に対する強い関心を持ち、そこで生じている問題を発見し、これを適切に処理できる基本的な能力を有していることが判断される。

5. 第2次選抜－法学既修者コース（2年コース）の法律科目試験

法律科目試験では、既修者と認定された者が免除される科目が未修者コース（3年コース）の1年次配当の憲法基礎Ⅰ（2単位）・同Ⅱ（2単位）、行政法基礎Ⅰ（2単位）、同Ⅱ（2単位）、刑法基礎Ⅰ（2単位）・同Ⅱ（2単位）、民法基礎Ⅰ（2単位）・同Ⅱ

(2単位)・同Ⅲ(2単位)・同Ⅳ(2単位)・同Ⅴ(4単位)、同Ⅵ(2単位)、商法基礎Ⅰ(4単位)、同Ⅱ(2単位)であり、それらの科目に対応した試験を実施することにより、法学の基礎的な学識を有するか否かの判定を適切に行っている(既修者認定については、基準4-3に係る記述参照)。

6. 入学試験の実施状況

2008年度から2012年度において実施された入学試験における受験者数、合格者数、入学者数は、下記資料3のとおりである(なお、各年度の入学者の出身大学、出身学部、社会人・非社会人の別等の内訳については、本法科大学院のウェブサイト参照)。

資料3 入学試験の実施状況

入試年度・コース別		受験者	合格者	入学者
2009年度 入学者選抜		294	96	91
2010年度 入学者選 抜	未修(3年)コース	316	48(+8)	39(31+8)
	既修(2年)コース	151	33	26
2011年度 入学者選 抜	未修(3年)コース	236	55	44
	既修(2年)コース	145	44	40
2012年度 入学者選 抜	未修(3年)コース	195	45	38
	既修(2年)コース	141	38	33
2013年度 入学者選 抜	未修(3年)コース	99	36(+1)	25(24+1)
	既修(2年)コース	86	43	38

※2009年度入学者選抜合格者のうち、既修者選抜試験を受験した者は34名、合格した者は23名、入学した者は22名である。

なお、2013年度入学者選抜において、名古屋大学法学部出身者は、合格者79名中17名(21.5%)、入学者63名中17名(27.0%)である(下記資料4参照)。

資料4 名古屋大学法学部出身者数一覧

年度	合格者数	入学者数
2009	20/96(20.8)	20/91(22.0)
2010	17/89(19.1)	16/65(24.6)
2011	16/99(16.2)	16/84(19.0)
2012	14/83(16.7)	13/68(19.1)
2013	17/80(21.3)	17/63(27.0)

*名古屋大学法学部出身の合格者数・入学者数/全体の合格者数・入学者数(名古

屋大学法学部出身者の割合)

基準 6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

本法科大学院の入学者選抜にあたっては、書類審査においては、適性試験の成績の他、志願理由書、自己評価書（「自己評価一覧」には、学歴、職歴、外国語の能力、その他に分けて関連事項を記載して証明書を添付し、「自己評価書」にはそれに基づく自己評価を記入する）《添付資料【資料編】「平成 25 年度名古屋大学法科大学院学生募集要項」参照》、大学学部の成績証明書が評価の対象となり、それらの資料によって、外国語能力、留学経験、社会的活動経験、資格、大学成績、学位等の個別項目について評価すると共に、志願理由（目的意識や学習意欲等の実質的内容と共に、表現力、国語力等も加味して評価する）、自己評価（自己評価書の記述全体から、法曹への適性、優れた経験・能力の有無などを評価すると共に、証明資料の整え方も評価する）については、総合評価も加え、全体を合わせて、書類審査の結果としている。

これにより、大学等の在学者については、学業成績以外の外国語能力や資格も評価の対象とするとともに、社会的活動経験として、ボランティア活動の実績や大学のサークル活動における実績を積極的に評価しており、特に積極的・恒常的にボランティア活動等の社会的活動に取り組んだ場合や大学の公式的なサークルにおいて卓越した成果を収めた者については、高い評価を与えている。審査におけるこれらの項目を合わせた比重は、大学成績の比重を上回り、学業成績のほか、多様な学識や課外活動等の実績を十分に加味した選抜を行っているといえる【解釈指針 6-1-5-1 (1)】。

また、社会人等についても、社会的活動経験として、1年程度以上の社会経験がある場合には積極的に評価し、特に専門性の高い業務において顕著な活躍が認められる場合には高い評価を与えている。また、資格の評価を通じて、多様な社会経験を評価している【解釈指針 6-1-5-1 (2)】。また、社会人や法学を履修する課程以外を履修した者については、法律家を志望する動機、法律家としての適性が社会経験や専攻分野と関連付けて説明されることが通常であり、それが説得的に示されている限りでは、志願理由、自己評価の総合評価において高い評価を与えるものとしている。これらを通じて、実務経験及び社会経験を十分に加味した選抜を行うとともに、入学者選抜の公平性を害しない範囲で、入学者の内に、法学を履修する課程以外の課程を履修した者、実務等の経験を有する者の割合が一定の割合以上となるよう努めている。2009年度、2010年度、2011年度、2012年度及び2013年度における入学者中社会人あるいは他学部出身である者が占める割合は、各 22.0%、33.8%、23.8%、23.5%、28.6%であり、平均すると 25.9%である。このように年度によりばらつきがあるものの、おおむね 3割程度となるように努めている。なお、2割に満たない年度はない《添付資料様式 2 「学生数の状況」参照》。これらによって、実務経験及び社会経験を十分に加味した選抜を行っているといえる【解釈指針 6-1-5-1 (3) (4)】。

6-2 収容定員及び在籍者数等

基準 6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準 6-2-1 に係る状況)

本法科大学院の収容定員は、 $70 \times 3 = 210$ 名であるところ、2013 年 5 月 1 日現在の在籍者は 183 名である【解釈指針 6-2-1-1】。

入学者のうち 30 名から 40 名程度は法学既修者であることから、標準修了年限を超える者が 30 名程度である限りは収容定員を超過することはない。

なお、この関係で、原級留置者の数が問題となるが、2012 年度から 2013 年度に移行する段階で、各学年に原級留置となった者は、次の通りである（下記資料 5 参照）。

資料 5 原級留置者数

1 年	2 年	3 年
6 (3)	11 (3)	3 (2)

* ()内は、休学を主な原因とする原級留置者であり、内数である。

この数から判断すると、収容定員を上回る事態が近い将来生ずるとは考え難い。

なお、成績不良により進級要件を満たさず原級留置となる学生に対しては、そのような者が大量に滞留することがないように、指導教員が事情を聴取して、履修について必要な指導を行うこととされており、特に 2 年連続して原級留置となった者について、成業の見込みがないと認めるときは、専攻会議において、退学を勧告することができることとされている。

基準 6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6-2-2 に係る状況)

合格者の判定に当たっては、併願状況も加味し、慎重な判断をし、入学定員との乖離が生じないように努めている。

本法科大学院の入学定員は 70 名（2009 年度入試は 80 名）であるが、実際の入学者数の推移は次の通りである。

資料 6 入学者数

2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
91	65	84	68	63

このように、一定の増減があるものの、所定の入学定員との大きな乖離はない。

基準 6-2-3 : 重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準 6-2-3 に係る状況)

本法科大学院では、これまで、志願者及び入学者がほぼ適正数で推移し、入学者競争倍率も比較的高い水準を確保してきた(2009年度入試から2012年度入試までの入学者合格率は、それぞれ2.95倍、5.24倍、3.84倍、3.78倍である。しかし2013年度については、全国的な法科大学院志願者の減少等を受けて2.03倍であった)《様式2「学生数の状況」》【解釈指針6-2-3】。

この間、本法科大学院は、法科大学院制度を取り巻く状況、本法科大学院における教育の現状(学習環境面を含む)等を踏まえ、2010年度から定員を削減し(80名から70名に減)、かつ、同年度入試から入試制度の改革を行った。

その後も、入試方法の改善策について、入試委員会を中心として不断に検討を行ってきた。また、2012年度には、昨今の法曹養成制度全体に関する政府等の動向をも踏まえ、入学定員のあり方等の入学者選抜の問題を含む、本法科大学院としての中長期的視点からの課題の洗い出しを行うことを任務とする基本問題検討ワーキング・グループを設置し、さらに2013年度には同ワーキング・グループを基本問題検討委員会に格上げして、上記課題に対する具体策についての検討を継続的に行っている《添付資料第5章「法科大学院委員会一覧表」参照》。

以上のように、本法科大学院では、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組を適宜行ってきた。

《添付資料

- ・【資料編】「法科大学院パンフレット」(2013年度)
- ・第6章「第2次選抜試験(小論文試験)問題2009、2010、2011、2012、2013」
- ・【資料編】「平成25年度名古屋大学法科大学院学生募集要項」
- ・第6章「法科大学院ウェブサイト『入学選抜案内』」
- ・【資料編】様式2「学生数の状況」
- ・第4章「既修者選抜試験問題2009」、「第2次選抜試験(法律科目試験)問題2010、2011、2012、2013」
- ・第5章「法科大学院委員会一覧表」

参照》

2 特長及び課題等

(1) 特長

本法科大学院は、明確なアドミッション・ポリシーを有し、それに基づいた選考方法が採用され、それを的確に実施している点で優れている。

(2) 課題等

法科大学院制度を巡る諸動向を踏まえつつ、本法科大学院の教育の理念及び目標を実現する観点から、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善について継続的に検討していく必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

1. 履修指導等

(1) 入学時の履修指導 本法科大学院では、入学者に対して、年度当初に本法科大学院の教育に関する導入ガイダンスを2010年度までは2日間、2011年度からは3日間に亘って実施し、本法科大学院の理念、カリキュラム、履修の仕方、学習に関する注意事項、ITツールの利用の仕方等について詳しく指導している(2013年度は1日目はハラスメント相談等の学生生活等ガイダンス、施設・図書ガイダンス、2日目は履修等ガイダンス、在学生向けのIT利用ガイダンス、3日目は新入生向けのITガイダンス及び法情報ガイダンスである《添付資料第7章「2013年度学生ガイダンス配布資料」参照》)。また、入学前の1月上旬(入学手続時)にも導入ガイダンスを実施し、入学後直ちにスムーズに授業を行うことができるよう、NLSシラバスシステムを通じて授業に関する情報を提供する他、入学前に各自でしておいて欲しい事前学習について指導している。本法科大学院では、これらのガイダンスによって入学者に対する全般的な履修指導を行う体制をとっている《各ガイダンスでの内容、学生への配布資料については、添付資料第7章「2013年度学生ガイダンス配布資料」参照》)。

(2) 法学未修者に対する履修指導 本法科大学院では、次に述べるような体制によって、法学未修者が1年次の法律基本科目の学修を無理なく行えるよう配慮している。

(i) ガイダンス 入学時ガイダンスにおいては、全入学者を対象とする全体的なガイダンスを行った後に、3年未修者コースの入学者と2年既修者コースの入学者とに分けて個別のガイダンスを実施しており、未修者コース入学者に対しては、特に、法律基本科目の履修に重点を置いたガイダンスをしている。

(ii) クラス編成 2010年度までは、3年未修者コースの入学者については、大学における既修得単位を個別に細かく見ることによって、主として法学系以外の学部出身者又は法学部出身者ではあっても法律基本科目の履修が不十分な者から成るAクラスと、それら以外の者から成るBクラスとの2クラスを編成していた。これにより、法律基本科目のカリキュラム内容や到達目標は同一であっても、教員がそれぞれのクラスの特徴に応じた授業方法を取りながらAクラスの学修進度がBクラスに遅れることがないよう配慮しやすくするとともに、同じような学修経験を持つ学生相互間での議論・共同学習等がしやすく

なるよう配慮していた。

もともと、2010年度の定員削減（及びコース別定員の配分の変更）に伴い法学未修者の入学者数自体が減少することになったこと、その前提の下で1クラス化したとしても下記のような形で法学未修者の支援体制を充実させるならば教育効果を維持できると考えられることなどに照らし、2010年度からは1年次においては1クラス制を採用することになった。

(iii) クラス担任制・指導教員制

本法科大学院では学年ごとに、学習上の基礎単位としてクラスを置き、必修科目は、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」（3クラスに分割）を除き、原則としてクラス単位で開講される所、各クラスには、クラスの学習全般について助言を与える2～3名のクラス担任を置き、さらに個別的な指導を徹底するために、各担任が平均10名程度の学生を指導する指導教員制を採っている《添付資料第7章「クラス担任及び指導教員一覧（2008年度～2013年度）」参照）。未修1年の場合には各担任が指導する学生数は4名であり、未修者について手厚く指導を行っている。クラス担任は、専任教員の中から1クラス2～3名をあて、指導教員は、クラス担任の中から学生毎に1名定められる。クラス担任は、入学時に2年既修者コースの学生とは別にクラス懇談会を開催して、特に未修者としての学修方法等について指導・懇談している。また、指導教員は、常時、個別に、入学後の学修全般に互る履修指導を特に未修者の法学の学修方法に対する不慣れに配慮しつつ行うと共に、奨学金など学修の一環としての生活相談等に応じている。また、年度の終わりにもクラス懇談会を開催して、学習相談や教育成果のよりよい実現のための方策を学生と協議する他、原級留置となった者について、担当指導教員が面談して学修について指導し、面談についての報告書を学務委員会に提出している。

(iv) 弁護士チューター制 後述のように、主に法学未修者の自主的な学修の支援を目的として、1年次においては、同年次配当法律基本科目にかかる法分野である憲法・行政法・刑法・民法・商法の5分野について弁護士チューター制を取り、任意で参加する学生に対して弁護士がゼミを開き、各法分野における基本的な事項の理解を確認するとともに、各法分野における問題についてのレポートの作成方法等の勉強方法についても相談に応じる等の形で支援をしている。

なお、新カリキュラム及び1年次1クラス編成の導入と並行して、2011年度から、①上記のゼミに加え、②「実定法基礎」に「課題指導員」（弁護士）を配置するという形で、従前の弁護士チューター制度が改革・強化された。

以上のように、法学未修者に対して、学習支援として、ガイダンス及び個別に学生に対して行う履修指導・学習相談・各種の助言等が適切に行われている【解釈指針7-1-1-1】とともに、法科大学院における教育への導入として、入学当初から効果的な学習を行うための配慮、及び1年次に配当される法律基本科目の学習を適切に行うための特段の配慮がなされている【解釈指針7-1-1-2】。

(3) 法学既修者に対する履修指導

本法科大学院では、次に述べるような体制によって、法学既修者に対して理論教育と実務教育の架橋を図るための履修指導を行っている。

(i) ガイダンス 前述のように、入学時ガイダンスにおいては、全入学者を対象とする全体的なガイダンスを行った後に、これとは別に2年既修者コースの入学者に対するガイダンスを実施している。特に、エクスターンシップ等の実務基礎科目については、理論教育を主体とする従来の法学教育とは異なる教育内容や教育手法であることから、理論教育と実務教育を効果的に融合させ、教育効果を上げるために、詳しい説明をする等、実務教育を戸惑いなく履修できるようにするための履修指導を行っている。

(ii) クラス担任制・指導教員制・副担任制 2年既修者コースの学生に対しても、未修者コースと同様にクラス担任制・指導教員制をとって懇談会や個別の履修指導を行い、学生の目標とする法曹となるためには多様な履修メニューの中からどのような科目を履修すべきかについて指導・相談・助言を行っている。また、理論教育と実務教育との架橋を図るという観点から、2006年度からは、3年コース2年生と2年コース1年生に、実務家教員を副担任として配置している。その他は未修者の場合と同様である。

(iii) また、後述のように、既修者のレベルアップのため、すべての演習科目（法律基本科目のみ）に「課題指導員」（弁護士）が配置されている。

以上のように、法学既修者に対しても、学習支援として、ガイダンス及び個別に学生に対して行う履修指導・学習相談・各種の助言等が適切に行われている【解釈指針7-1-1-1】。

（4）在学者に対する履修指導

本法科大学院では、入学者だけでなく、在学者に対しても、毎年度当初にガイダンスを、毎年度当初及び終了時にクラス懇談会を実施して、その都度、本法科大学院の理念・目的を確認しながら、学年進行に伴う履修指導を行っている。また、すべての演習科目（法律基本科目のみ）に「課題指導員」（弁護士）が配置されている。

以上のように、在学者に対しても、学習支援として、ガイダンス及び個別に学生に対して行う履修指導・学習相談・各種の助言等が適切に行われている【解釈指針7-1-1-1】。

2. オフィスアワー

授業科目の担当教員は、オフィスアワーを設置しており、その日時、面談の予約の方法等については、年度始めに学生に学生便覧によって周知している《添付資料【資料編】「2013年度学生便覧」36頁、88頁参照》。なお、法学未修者の学修支援を重要な目的の1つとして、2011年度より、1年次配当法律基本科目（必修）担当教員については、原則として講義日の夕方の時間帯にオフィスアワーを設定することとなった。

以上のように、オフィスアワーが設けられ、これが有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時、面談の予約の方法等が周知されている【解釈指針7-1-1-3】。

このほか、教育課程上の成果を実現する上で、特に改善を求めたい事項や苦情がある場合、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、法科大学院の複数の専任教員から構成されるアカデミック・カウンセラー委員会が設置されている。学生は、カウンセラーと直接コンタクトを採ることができるほか、アカデミック・カウンセ

ラー委員会宛のメールによって苦情・改善を要望する事項を連絡することができる（匿名でも可）。申し出のあった事項については、内容に応じて適切かつ迅速な対応がとられ、申し出た学生に不利益が及ばないように配慮されている。そして、これらのことは、学生便覧において学生に周知されている（下記資料1参照）。

資料1 学修に関する注意事項

11 アカデミック・カウンセラー

法科大学院における学修全般については、原則として、指導教員が相談者となり、必要な助言を行うが、特に制度上改善を求めたい事項や苦情がある場合については、アカデミック・カウンセラーが対応する。カウンセラーは、法科大学院の複数の専任教員が担当する。

申し出をする学生は、カウンセラーを直接訪ねるかメール（nlsac@law.nagoya-u.ac.jp）によって連絡することができる。匿名でも差し支えない。

申し出のあった事項については、内容に応じて適切かつ迅速な対応がとられ、申し出た学生に不利益が及ぶことは一切無い。

（出典：2013年度学生便覧」36頁）

3. 弁護士チューター制度・TA制度

3年コースの1年生の学習を支援するために、愛知県弁護士会に所属する若手弁護士が憲法・行政法・刑法・民法・商法の5分野について弁護士チューターとして活動している（週1回90分）（下記資料2参照）。この制度の趣旨や概要については、学生便覧及び入学時のガイダンスにおいて学生に周知している《添付資料【資料編】「2013年度学生便覧」21頁、添付資料第7章「2013年度学生ガイダンス配布資料」参照》。上述のように、弁護士チューターは、任意で参加する学生に対してゼミを開き、特定の法分野において最低限必要な基本的な事項の理解を確認するとともに、授業で分からなかった点や勉強方法についても相談に応じる。なお、弁護士チューターは、年度初めに、当該法分野にかかる1年次配当法律基本科目の担当教員と意見交換を行うが、上記のゼミで使用する教材や取り上げる判例は弁護士チューターの判断で選択している。

また、新カリキュラム及び1年次1クラス編成の導入と並行して、2011年度から、①上記のゼミに加え、②「実定法基礎」に「課題指導員」（弁護士）を配置するほか、③演習系科目（後記の「総合問題研究」の各科目に加え、すべての演習科目（法律基本科目のみ））に「課題指導員」（弁護士）を配置する（なお、②は主に法学未修者の支援を目的とするが、③は全国的に法科大学院修了生の質の低下が懸念されている状況等に鑑み、法学未修者・既修者を問わず、学生全体のレベルアップを図ることを目的とする。下記資料3参照）という形で、従前の弁護士チューター制度が改革・強化された。

その他、最終学年に履修する「総合問題研究（公法・民事法・刑事法）」については、愛知県弁護士会に所属する経験豊かな弁護士が、実務の観点から問題の作成を支援するとともに、講義への参加、課題の添削活動にも協力している（下記資料4参照）。さらに、演習科目の一部及び「民事実務基礎」・「刑事実務基礎（特にそのうちの模擬裁判における

証人役・被告人役)」で授業へ参加し、文書添削（や実技指導）などの方法によって学修活動を支援している。

年度／分野	憲法（基礎）	行政法（基礎）	民法（基礎）	商法（基礎）	刑法（基礎）
2009年度	野田葉子 小田典靖	金岡繁裕	宮田智宏	安藤芳朗	盛田裕文
2010年度	野田葉子	金岡繁裕	縦木良一	安藤芳朗	盛田裕文
2011年度	野田葉子	安藤達也 藤加藤睦雄	縦木良一	川口直也	盛田裕文
2012年度	仲松大樹	安藤達也 加藤睦雄	縦木良一	川口直也	盛田裕文
2013年度	仲松大樹	安藤達也 加藤睦雄	縦木良一	川口直也	盛田裕文

科目	課題指導員
憲法演習	見田村勇磨
行政法演習Ⅰ	小島智史
行政法演習Ⅱ	横地明美
民法演習Ⅰ・Ⅱ	中根雄志 森本真仁 伊藤正晴 寺島隆宏 脇田あや 有田弘信
刑法演習Ⅰ・Ⅱ	盛田裕文
商法演習Ⅰ・Ⅱ	西脇正訓

総合問題研究（公法）	馬場陽 山本晋也 吉浦勝正
総合問題研究（民事法） Ⅰ・Ⅱ	恒川直久 林良周 上松健太郎 日比野穂高
総合問題研究（刑事法）	大瀧保 鈴木哲郎 藤田靖人 長坂早余子 鳥居佑樹 鴨下沙登子

その他、本学大学院法学研究科の研究者養成コースに在籍する院生がティーチング・アシスタント（TA）として学習支援にあたっている科目も少なくない。

以上のように、本法科大学院では、学習支援の体制として、チューター、ティーチング・アシスタント等の教育補助者による学習支援体制を整備している【解釈指針7-1-1-4】。

4. ITツールによる学習支援

本法科大学院では、その目的がITに強い法曹を養成することにあることに相応して、ITツールを用いた教育・学習支援環境が高度に整備されている。

本法科大学院では、法学研究科において元々研究されていた、シラバスを基点としたネット上のITプラットフォームを中心に、利用の実績や改良を重ねてきた投票システム、択一問題システム、及びSTICSなどの既存システムをベースにしたITツールの本格的導入に向けた拡張・改良を重ね、法科大学院開校以降、現在のITツールを実際に運用するに至っている。択一式学習の支援システムである「学ぶ君」も2006年5月から運用を開始した。

また、このように、ITツールを多用することから、学生に対しても入学時にこれらについてのガイダンスを行うとともに、動作環境に適したパソコンの購入を求めている。

そして、入学手続きの直後に、基盤ITツールについての導入教育を行い、学生が入学後直ちにそれらを利用することができるよう便宜を図るなど、IT操作環境に慣れること、そして、それを実際に予習や復習に役立てることに貢献している。本法科大学院で導入しているITツールに関して、以下、(1)から(4)において個別に記していく（無線LAN環境、STICS、DRSについては第10章の記述を参照）。

(1) NLSシラバスシステム

本システムは、シラバス中心に講義で利用する汎用ツールをまとめた、講義のためのウェブ上のプラットフォームである。このシステムは本法科大学院においては全教科で利用し、全教員・全学生が利用している基本システムである。その機能を大きく分けると、「シラバス情報や教務情報のお知らせ機能」、「課題レポート・投票機能(文章作成技能・レベル確認機能)」、「支援機能(各種掲示板)」に分かれる(シラバス機能以外の各機能は、以下の(2)(3)で説明する)。

ここでのシラバス機能とは、基本的には、講義基礎情報や講義概要の提示と修正、講義計画及び講義記録の提示・修正、そして各回の講義資料の提示を行うためのものである。NLSシラバスシステムもこの機能を継承したアーキテクチャーで構成されている。なお、資料をアップロードして提示するだけではなく、リンク集を提示するための機能なども準備されている。これは著作権などの対策にもなっている。その他にも細かい点でGoing Syllabusよりも機能拡張されている。

なお、外部評価者の詳細な調査を支援するために、2007年度からは、外部評価者用の閲覧機能も組み込まれた。この機能は、評価者権限でアクセスすると、データ修正や書き込みなどは一切できないが、存在する全情報の閲覧を可能とするものである。

(2) 匿名課題閲覧及び投票機能(文書作成レベル確認機能など)

この機能は、もともと投票システムとして、本学の法学部や大阪大学の法学部などの授業において、一部の教員により利用されていたシステムの運用経験から、仕様を分析し、改良・拡張を加えて、シラバスシステムに組み込んだものである。2007年度には情報処理学会の「グループウェアとネットワーク研究会」のワークショップにおいて、2つの賞を獲得したシステムであり、評価も高い。

基本的に、毎回の講義では、必要数だけ課題を提示でき、学生はその課題に対して、ウ

ウェブページ上でレポートを提出する。こうして、教員は紙媒体のレポートの収集・整理のような煩わしさから開放され、レポートを閲覧し評価できる。ただし、このままの状態では、学生は他の学生のレポートを見ることはできず、通常のレポートと同じような取扱である。

そこで、登場するのが、匿名による課題閲覧機能である。これは、提出されたレポートを匿名にしてシャッフルし、他の学生に提示する機能である。こうして、他人のレポートを読むことで、自分の状況や問題点、学ぶべき点などを効率的に知ることができる。この時、匿名にしてあるので、恥ずかしさからくる煩わしさは解消できる。逆に、もし、名前を知らせたい学生がいる場合には、単にレポート本体に自分の名前を書き込めばよいだけである。

さらに、これら匿名で配られる他人のレポートに対して、投票を行う機能が準備されている。通常のデフォルトオプションでは、全員のレポートを各グループ6、7点の候補となるようにランダムにグループ分けし、各学生はそのどれかのグループが割り当てられ、それらのみを候補として閲覧し、投票を行う。同じレポート群に対して投票は何度でも行うことができる。また、このままだとグループ数分だけよいレポートが選出されるが、さらにこれらの1位となるものを決選投票にかける機能もある。なお、選ばせるのは優秀なものでなくても、悪いものを選ばせるとか、単に好きなものを選ばせるとか、同じレポート群に対しても様々な選ばせ方があり、それぞれの投票結果はそれぞれの「投票箱」という概念で保持される。

投票機能を用いた典型的な利用方法としては、例えば、講義の中で教員による添削を行う場合には、従来は全員のレポートに目を通して、教員が講評することになるが、実際には講義時間中にすべてを読み添削することは困難である。しかし、投票機能を使って、事前に良いものを絞らせて、数点に絞るか、あるいはトーナメント決選機能によって、1つに絞って、それを添削してみせれば、少なくともある一定以上の優秀なレポートを書く能力のあるものに対しては、有効な添削が時間内に可能である。その一方で、そのレベルに達しない学生は、その一番よいものはもちろん、何点もの他人のレポートを読むうちに、自分との違いや他人の優れている点が直接認識できるので、特に添削しなくても、ある程度のレベルにまでは達するか、少なくともテクニックや問題を認識することができる。

(3) Study Group支援機能

Study Group支援のために、NLSシラバスシステムには3つのタイプの簡易掲示板が用意されている。それぞれ、①お知らせ掲示板、②通常掲示板、③メール掲示板である。

①お知らせ掲示板 教員側から学生側に一方的にアナウンスするための教務事務的な利用のための掲示板である。従って、学生は書き込みできない。

②通常掲示板 学生や教員が自由に書き込める掲示板であり、教員はいくつでも開設することができる。添付ファイルも可能である。書き込まれたメッセージは、教員と当該学生のみが削除権限を持つ。また、特定のグループの学生のみをクロードにしたい掲示板については、教員がその掲示板に学生IDを登録することで、他から閲覧・書き込みができない掲示板とすることができる。これも掲示板ごとに自由に設定できるので、学生グループをいくつか作った後、そのグループごとのミーティングの掲示板として利

用可能である。

③メール掲示板 従来、教員と個別の学生とのコミュニケーションは、対面か電子メールしか手段がなかった。電子メールの場合、様々な業務メールと同じメールボックスに入るため、教員が担当するすべての教科で、すべての学生とやり取りすることになると、そのメールの整理も大変な労力になる。また、同じ学生でも、授業科目が異なったり、何日も離れた日に応答があったりすると、直前までどういう話の流れであったかなど、思い出しにくく、混乱してなかなか整理できない。このような問題を一気に解決するツールがメール掲示板である。操作イメージは、Webメールのような形式をとるか、又は、各授業科目につき学生個人ごとにクローズド掲示板を用意するというものである。このメール掲示板を利用することで、自動的に授業科目ごと、又は学生ごとにメッセージが整理保存されるので、実質的には、自動的に分類整理された電子メールのメールボックスと同じ働きとなる。学生とのやりとりが、各授業科目につき、最大で1年、多くの場合は半年であることを考えると、電子メール用の通常のメールボックスでは、項目ばかりが増えて、取扱いが煩雑になるだけであり、その点でこのメール掲示板は洗練されたソリューションであるといえる。授業の個人フォロー以外の利用方法で特徴的な利用の仕方としては、レポート添削を学生と教員の間で何度もやり取りして、推敲していくために使用する例がいくつか報告されている。

(4) 「お助け君ノート」、「学ぶ君」

以上に加え、本法科大学院独自のプロジェクトに基づき開発された固有の学習支援システムとして、「お助け君ノート」、「学ぶ君」がある。このうち、「お助け君ノート」は、主として法学未修者用に法律基本科目の授業全体をビデオ収録するものであるが、収録されたビデオと各学生の持つパソコン上のノートとは無線LANによって結ばれ、ノート上で不明箇所等にインデックスを付しておけば、後に自習室に帰ってパソコンをLANに接続した時に、不明箇所としてインデックスを付した箇所から録画を再生することができ、復習を効率的かつ正確に行うことが可能となっている。特に法学未修者にとっては強力な学習支援ツールとなっている。このシステムは下記の資料5にあるように利用度が高く、特に未修者の定員が削減された後に利用度が増加傾向にある。これはまさに本システムが効果的な学習支援ツールであると学生により認知されている証左であろう。

資料5 講義収録システム収録データアクセス数

	2008年度	2010年度	2011年度	2012年度
4月	712	834	5,580	6,975
5月	1,438	2,302	12,949	25,485
6月	1,176	2,233	12,989	26,811
7月	1,691	2,661	13,216	24,634
8月	1,544	4	3,948	4,845

9月	24	518	2,983	5,626
10月	1,149	2,615	33,351	22,291
11月	1,758	2,923	26,352	22,500
12月	13,920	3,578	22,142	21,081
1月	88,959	17,568	31,586	17,196
2月	35,916	2,749	4,632	15,296
3月	209	2,831	2,216	13,829
年間合計	148,496	40,816	171,944	206,569

(2009年度はサーバを入れ替えたためデータがない。)

なお、「お助けくんノート」は、DRSとともに、学生の学習支援ツールであると同時に、教員にとってはFD支援ツールにもなる。自らの授業内容を後日振り返り、分析、反省することによって、より効果的な教育のあり方を追求する手段としても用いることが可能となっている。

また、法科大学院形成支援プログラム「自分の技量を随時確認できる多様な環境構築」プロジェクトにより、本法科大学院独自のシステムとして開発され、2006年5月から運用が開始された「学ぶ君」システム（Web上で実施可能な択一問題システムであり、学生の法的知識に関する理解度データを教員・学生双方に提供しているもの）は現在でも提供されている。これにより、学生自身は自己の理解度、弱点を認識することが可能となり、また、教員は、学生全体の弱点を把握し、記憶型の基本的知識の説明時間を短縮することができ、効率的・効果的な授業を展開することができる。

このシステムの要である択一問題データベースについては、本法科大学院だけは蓄積される問題数に限りがあるため、本法科大学院の教員が中心となり他の法科大学院の教員の参加も得て組合を設立し、問題作成、蓄積を共同で行っている。システムの利用についても、本法科大学院だけでなく、他の法科大学院も利用できるようにしており、2013年3月現在、参加大学数10校、問題数計11,065問という規模で運営されている（下記資料6、資料7参照）。

科目	問題数
憲法	1,373
民法	3,043
刑法	1,397
商法	853
民事訴訟法	2,022
刑事訴訟法	749
行政法	1,281
知的財産法	60
労働法	287

計	11,065	
---	--------	--

資料7 名古屋大学法学教育支援システム（学ぶ君システム）参加大学一覧（2012年度）

	大学
1	名古屋大学法科大学院
2	南山大学法科大学院
3	同志社大学法科大学院
4	愛知学院大学法科大学院
5	獨協大学法科大学院
6	静岡大学法科大学院
7	中央大学法科大学院
8	信州大学法科大学院
9	名古屋大学法学部・総合法政専攻
10	静岡大学人文学部法学科

5. まとめ

以上のように、本法科大学院では、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されている。

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

1. 経済的支援

学生に対する経済的支援のための制度としては、まず、「授業料免除」がある。これは、授業料を全額又は半額免除するという全学的な制度であるが、本法科大学院においては、対象が法科大学院生であることに鑑み、学業にインセンティブを与えるという目的とともに、社会人入学者については、いわゆる家計基準について、就業時の前年度の収入を基準とすることは妥当でないことから、その選考については、家計基準と学力基準の両方を考慮するという特別な基準を設け、半額を免除している《添付資料【資料編】「2013年度学生便覧」43頁参照）。具体的には、未修者コース（3年コース）と既修者コース（2年コース）とを別枠とし、各学年10名程度の枠で認めている（下記資料8参照）。また、2013年度から、学力基準の比重を高める措置が採られている《添付資料第7章「専門職大学院（法科大学院）授業料免除取扱要項」、「専門職大学院（法科大学院）授業料免除選考基準」参照》。

資料8 授業料免除状況

	2008年度		2009年度		2010年度		2011年度		2012年度	
	前期	後期								
未修1年	8	8	10	10	5	5	6	6	7	7
既修1年	3	3	4	4	4	3	6	6	6	6
未修2年	10	10	8	8	9	9	5	5	7	7
既修2年	4	4	3	3	3	3	4	4	6	6
未修3年	8	9	9	9	8	7	10	10	6	6
合計	33	34	34	34	29	27	31	31	32	32

なお、名古屋大学大学院法学研究科と三菱東京UFJ銀行との間で締結した契約に基づいて、2010年度までは、本法科大学院の学生のみを対象とした独自の「教育ローン」制度一本法科大学院の学生（又は入学予定者）については、同銀行の通常の教育ローンより借入金利を特別に優遇するという内容のものも設けていたが、関連割賦販売法令の改正に伴う法科大学院側のリスクの増加、提供開始後利用者が一人もいなかったこと、他の貸与奨学金と比較しても必ずしも利率が有利なわけではなかったことなどから、2010年に協定の再締結をしないこととした。これにより、2011年度より当該ローンについては提供を中止することとなった。

他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介としては、まず、日本学生支援機構の奨学金第1種（無利子）、第2種（有利子）があり、それについて、その応募の紹介を行っている。2008年度～2012年度の採用実績（各年度における新規採用者数）は下記資料9のとおりである。

資料9 日本学生支援機構奨学金採用実績

年度／種別	第1種	第2種	第1種・第2種併用	備考
2008年度	25	1	7	
2009年度	40	2	3	
2010年度	13	2	8	併用 1名辞退
2011年度	37	1	11	第1種 3名辞退 併用 1名辞退
2012年度	22	2	9	

また、本法科大学院は、中部弁護士会連合会・名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）が後援する「NPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶ」の奨学金の支給対象法科大学院となっており、その応募の紹介も行っており（下記資料10参照）、2008年度入学生2名、2009年度入学生1名、2010年度入学生1名、2011年度入学生3名、2012年度入学生2名、2013年度入学生2名が本法科大学院から採用されている。

さらに、地方公共団体及び民会奨学事業団体が貸与・給付する奨学金の募集があったときは、その都度、その応募の紹介を行うこととしている。

資料10 ちゅうぶ奨学生について

●NPO 法人奨学金（NPO 法人ロースクール奨学金ちゅうぶ奨学生）

名古屋大学法科大学院は、NPO 法人ロースクール奨学金ちゅうぶ（後援：中部弁護士会連合会・愛知県弁護士会）の奨学金支給対象法科大学院です。同 NPO 法人では、弁護士が不足している地域で、将来弁護士として働く意志のある中部地区の法科大学院生を奨学金というかたちで応援しています。詳しくは NPO 法人のホームページ

http://www.geocities.jp/lawschool_sc/index.html をご覧ください。

（出典：本法科大学院ウェブサイト（<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/ls/idea/fees.html>）から抜粋）

以上のように、学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めている。

2. 学生生活に関する支援体制の整備

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメント、メンタルケア、カウンセリング等の相談助言体制については、名古屋大学の全学の機関として設置された「保健管理室」、「学

生相談総合センター」、及び「セクシュアル・ハラスメント相談所」を法科大学院の学生も利用する形で対応している。

保健管理室では、内科医師による健康相談(月から金)と、精神科医による精神健康相談(月・金)を行っており、身体と精神の両面について、学生が容易に相談することができるような体制を整備するよう全学的に努めている。

学生相談総合センターは、学生相談部門、メンタルヘルス部門、就職相談部門からなっている。学生相談部門では、臨床心理学の専門家が、学業・進路・対人関係などの学生生活上の悩みや課題についての相談及びカウンセリングを行い、学生自身で問題解決の糸口を見つけるための援助を行う。メンタルヘルス部門では、精神科医が、不眠・抑うつ・不安などの精神的な悩みの相談に薬物療法も含めて対応し、また、学生の指導にあたる教員及び保護者の対応の仕方についても相談に応じている。いずれの生活相談体制も、専門家が配置され、毎日開室されており、学生が講義等の合間に容易に相談に行くことができるような体制を整備するよう全学的に努めている(名古屋大学学生相談総合センターのウェブサイト<http://gakuso.provost.nagoya-u.ac.jp/>参照)。さらに、本法科大学院では、クラス担任も、学習支援の一環として、休学等の生活相談についても助言を行なっている。

名古屋大学は「名古屋大学ハラスメント防止基本宣言」に基づいて、全学的にセクシュアル・ハラスメント等の防止に取り組んでいる。同宣言の精神を具体化して、各種ハラスメントを防止する体制を整備するために、「名古屋大学セクシュアル・ハラスメント防止対策ガイドライン」を策定した(下記資料11参照)。

上記ガイドラインに基づいて、全学の組織として「セクシュアル・ハラスメント相談所」が設置されており、セクシュアル・ハラスメントに関し専門的な対応のできる相談員を複数配置した。相談室は毎日(月から金)午前9時半から午後4時まで電話やFAXでの相談を受け付けており、電子メールでも相談をすることができる。また、部局ごとに、専門研修を受けた教職員が窓口担当員として配置され、相談の受け付け、相談所の紹介を行っている。

上記の各施設を利用しうることを、学生に対して学生便覧に明示し《添付資料【資料編】「2013年度学生便覧」40頁参照》、また入学時のガイダンスにおいてハラスメントに関するリーフレットを配布《添付資料第7章「2013年度学生ガイダンス配布資料」参照》することにより周知している。

資料11 名古屋大学ハラスメント防止基本宣言(平成13年10月16日制定)

名古屋大学は、『学術憲章』において、「人間と社会と自然に関する研究と教育を通じて、人々の幸福に貢献すること」を大学の使命とし、そのための研究と教育の基本目標及び社会的貢献の基本目標を明らかにしている。また、「大学運営の基本方針」としてすべての教職員や学生の学問研究の自由を保障するとともに、各構成員が大学の理念や目標の策定と実現に積極的に参加すること、自らの不断の努力によって大学の発展に寄与することを求めている。

こうした大学運営のあり方を支える上で、大学のすべての構成員が、互いに他の者を対等な人格と認め、その自由や権利を尊重しあうことが不可欠である。大学で日常的な活動は、個人的な信頼関係や指揮命令に基づく協働作業とが交錯する場において行われ

る。しかしながら、そうした場合は、セクシュアル・ハラスメントやいわゆるアカデミック・ハラスメント等の人権侵害の起こる空間にもなりうる。名古屋大学のすべての構成員は、このことを十分に自覚して、大学の良好な環境の維持発展に努めなければならない。

教育・研究活動に関わる大学運営において、地位や影響力を有する者は、それらを有効に活用することで、すぐれた成果を挙げ大学に貢献することが期待される。とりわけ教員は、学生に対する教育・指導・評価といった権限を有している。しかし、そうした権限や影響力を濫用し、又は職務を逸脱して、教育・研究指導を受ける者や職務に従事する者の人格や権利などを侵害することは、決して許されない。人類の幸福に貢献するという名古屋大学の崇高な使命を全うすべく、大学のすべての構成員は、自由と権利を享受すると同時に、厳しい自己規律を維持しながら教育、研究、就業活動に従事すべき義務を負っている。

他方で、ハラスメントの被害者は、深刻な苦痛を被るだけでなく、日常の生活を取り戻すまでに長い時間を要するなど、経済上も健康上も重い負担を負う場合がある。それはまた、大学全体にとっても大きな損失をもたらす。なぜならば、有為な人材の育成が滞り、教職員や学生の能力が十分に発揮されないことになり、さらには、これまで名古屋大学の先人たちが築いてきた職場や教育・研究環境を破壊することにもつながるからである。

大学では、何よりもハラスメントが発生しない環境を作ることが大切である。しかし、不幸にもハラスメントが生じた場合には、大学は速やかに被害者の権利を回復し、良好な環境を取り戻すために、当事者による自主的な解決への援助、専門家による相談、あるいは関係機関の連携協力により柔軟でかつ適切な対応を行うなどして、誠実に問題解決に取り組まなければならない。

名古屋大学は、以上のように、大学のすべての構成員の厳しい自己規律と誠意ある協力に基づき、ハラスメントの徹底的な防止と、その対策の実施に努める。

(出典：名古屋大学ハラスメント相談センターのウェブサイト

(<http://www.sh-help.provost.nagoya-u.ac.jp/declare.html>) から抜粋)

以上のように、学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう学生の学生生活に関する支援体制の整備に努めている。

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

1. 名古屋大学では、全学的に身体に障害のある者の受験機会の確保、入学後の学習・生活支援のための施策をとっており、本法科大学院においても、受験機会の確保に加え、以下のような支援体制を採っている。

2. 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備

本法学研究科の建物は、いわゆるユニバーサルデザインを採用しており、身体に障害のある者用に、室内への出入口を段差のないバリアフリーの引き戸にし、本来は固定席である講義室の出入口側最前列を車椅子で受講できるよう移動式座席とし、移動用にエレベーター及び階段昇降用エレベーターを備え、緊急呼出ボタン付の多目的トイレを1階に設置している。このように、本法科大学院では、身体に障害のある者の修学のために必要な基本的施設・設備の整備充足に努めている。

3. 修学上の支援、実習上の特別措置。

入学後の修学に関しては、入学試験に合格後、学務委員会、学生生活委員会が本人に本法科大学院の設備等を説明し、十分事情を聴取した上で組織的な対応をすることとしているが、現在までのところ、実際に特別措置を要する者は入学していない。

なお、2012年度末現在で本法科大学院の学生による利用実績はないものの、名古屋大学学生相談総合センターには、障害学生支援室が設置されており、同室への相談を経て、本法科大学院に入学した障害学生が一定の修学支援（手書き・パソコンノートテイク等）を受けられることも可能である《第7章「障害学生支援室ウェブサイト」》。

4. まとめ

以上のように、本法科大学院は、身体に障害のある学生に対する支援体制の整備に努めている。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

本法科大学院では、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めている。

学生が目指す法曹のイメージを持つのは、まずもってすでに実務法曹の職業に就いている教員の開講する科目を受講することによるものと思われる。そのためには実務家教員の開講科目が充実していることが必要となる。本法科大学院においては、実務家の専任教員5名及び実務家の客員教員・非常勤教員が開講する科目がそれにあたる。すなわち実務家教員により単独で又は研究者教員との共同によって開講される「民事実務基礎Ⅰ」「民事実務基礎Ⅱ」「刑事実務基礎」「法曹倫理」「ロイヤリング」「エクスターンシップ」「模擬裁判（民事）」「知的財産法Ⅰ」「知的財産法Ⅱ」「知的財産法演習」「企業法務Ⅰ」「企業法務Ⅱ」「総合問題研究（民事法）Ⅰ」「総合問題研究（民事法）Ⅱ」「総合問題研究（刑事法）」などの受講によって、学生はそれぞれの職業イメージを豊かにすることができる。また全科目に共通して、授業担当者によるオフィスアワーが行われており、さらに「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」など科目によっては、実務家教員が、期末試験終了後、学生との個別面談をして、学生の能力、適性、進路に関する相談を受けている。とくに「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」は必修科目であることもあって、ほとんどの学生がオフィスアワーを利用している状況である。

さらに卒業生を含む学生の職業支援のために、本法科大学院は、「キャリア支援委員会」（2012年度から、「就職・キャリア支援委員会」）を設けている。2013年度におけるこの委員会の構成メンバーは、実務法曹養成専攻長（法科大学院長）の他、派遣裁判官（1名）、派遣検察官（1名）、専任弁護士教員（2名）、研究者教員（3名）の法科大学院教員及び本法学研究科総合法政専攻所属の企業出身の専任教員（1名）の合計9名である（2008年度～2012年度においても基本的には同様の形で構成されている）。

就職・キャリア支援委員会は、学生や修了生の進路・就職の相談やアドバイスを行うこと、法曹としての多様な専門性を取得するための支援策を行うこと、それらの施策についての調査研究を行うことを職責としている。例えば、自分の適性との関係でどの法曹職が合っているのか、弁護士事務所のどこがどのような活動を行っているのか等の相談や、学業の途中で法律家としての適性が危ぶまれる者について、企業ないしは公務員等への方向転換の相談などもこれに含まれる。

具体的には、各担当教員のオフィスアワー等を利用して学生が気軽に相談できる体制を作り上げている他、2008年度（2007年度修了生）以降修了生に「ジュリナビ」への登録（ジュリナビIDの取得）を呼びかけており、また、2011年度には本法科大学院修了生専用のウェブページを開設し、キャリア支援にかかる各種の情報（特別講義・演習・講

演、セミナー、研究会等の開催予定に関する情報、公務員の採用にかかる情報、企業の求人にかかる情報等)の提供を行っている。特別講義・演習・講演とは、修了生がその能力・適性に応じた法曹等への進路を決定することができるよう、きっかけを与えるために開催されるもので、修了生が司法試験を受験した後、合格発表までの間に実施している《下記資料12及び添付資料第7章「2012年度法科大学院関係のキャリア支援企画の実施状況(報告)」参照》。なお、これらの特別講義・講演等の開催日時・場所・取扱い内容等は、(新)司法試験終了後に行われる本法科大学院同窓会の総会・懇親会の場で修了生に告知しているほか、修了生のメーリングリスト等により修了生に通知されている(2011年度以降においては前述の修了生専用のウェブページにおいても告知されている)。

これらに加え、本法科大学院では、修了生から希望者を募り、日本法教育研究センター(ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジア)の日本法講師として派遣することにより、修了生に、異文化に接しつつ教育を行う体験をする機会を提供している。

また、今後、修了生の活動領域の拡大に係る業務等の増加が予想されることから、「就職問題」を所掌することを明確にするために、前述のように2012年度から「就職・キャリア支援委員会」に名称を変更している。

資料12 キャリア支援にかかる特別講義・演習・講演等一覧

開催年度	種別・取扱いテーマ等	担当者(主体)
2008年	「紛争予防処理法制研究」	トヨタ法務会議
2008年	特別演習「民事事実認定の基礎」	青木晋教授
2008年	特別演習「法文作成」	小川宏嗣教授
2008年	特別講義「司法修習、就職への対応」	小川宏嗣教授
2008年	特別演習「刑事事実認定」	小栗健一教授
2008年	検察官の講演、検察庁見学	小栗健一教授
2008年	法律相談セミナー(相談実務研究会)	菅原郁夫教授
2008年	特別演習「保全処分の基本的な理論と実際(倫理問題を含む)」	森際康友教授 加藤倫子教授
2008年	特別講義「知的財産法研究」	鈴木將文教授
2008年	特別講義「決算書の読み方」	浜田道代教授 牧口晴一税理士
2008年	特別講義「米国民事訴訟法」	ベネット准教授
2008年	特別講義「国際交渉」	松浦好治教授 菅原郁夫教授
2009年	講演会「証券取引等監視委員会の活動状況」 (証券取引等監視委員会事務局野山次長及び金融庁橘氏による講演)	中東正文教授 鈴木將文教授
2009年	企業法務シンポジウム	中舎寛樹教授

		鈴木將文教授 中野富雄准教授 (文科省、法科大学院協会と共催)
2009年	名古屋高等検察庁における企画 (模擬証人尋問のモニター)	小栗健一教授
2009年	特別演習「刑事事実認定の基礎」	小栗健一教授
2009年	特別演習「保全処分の理論と実際」	森際康友教授 加藤倫子教授
2009年	特別講義「司法試験合格後の取組みについて」	小川宏嗣弁護士 加藤倫子教授 竹内裕詞教授
2009年	特別講義「民事弁護関係の書面について」	竹内裕詞教授
2009年	特別演習「民事事実認定の基礎」	武部知子教授
2009年	特別講義「国際法と入管難民法」	小畑郁教授
2009年	特別講義「知的財産法の基礎」	鈴木將文教授
2009年	特別講義「憲法訴訟の実務」	愛敬浩二教授 本秀紀教授
2009年	特別講義「労働訴訟の実務」	和田肇教授
2009年	講義「ビジネス法務研究」 (トヨタ法務会議による大学院の講義の聴講)	波江野弘客員教授
2009年	特別講義「決算書の読み方」	牧口晴一税理士
2010年	特別演習「民事事実認定の基礎」	武部知子教授
2010年	名古屋高等検察庁における企画 (模擬証人尋問のモニター等)	小栗健一教授
2010年	特別演習「刑事事実認定の基礎」	小栗健一教授
2010年	特別演習「保全処分の理論と実際」	加藤倫子教授
2010年	特別講義「民事弁護関係の書面について」	竹内裕詞教授
2010年	特別講義「司法試験合格後の取組みについて」	加藤倫子教授 竹内裕詞教授
2010年	特別講義「当地の弁護士の取り組む人権活動」	竹内裕詞教授
2010年	演習「ビジネス法務研究」 (大学院の演習科目「紛争予防処理法制研究Ⅰ(ビジネス法務研究1)」(2単位科目)の聴講)	トヨタ法務会議 (波江野弘客員教授が中心)
2010年	特別演習「国際企業法務」	中東正文教授
2010年	特別講義「決算書の読み方」	牧口晴一税理士
2010年	特別講義「知的財産法の基礎」	鈴木將文教授
2010年	特別講義「国際法と入管難民法」	小畑郁教授
2010年	特別演習「抵触法最新判例研究」	横溝大教授

2010年	特別セミナー「模擬法律相談セミナー」	菅原郁夫教授
2010年	サマースクール「アジアの法と社会2010」	CALE・法務省法務総合研究所
2011年	Special Seminar“Important Issues in International Arbitration”	横溝大教授
2011年	特別演習「抵触法最新判例研究」	横溝大教授
2011年	「名大LS修了生勉強会」 (民事裁判修習に向けた導入的な勉強会)	島崎邦彦教授
2011年	特別講義「決算書の読み方」	牧口晴一税理士
2011年	名古屋高等検察庁企画「検察庁見学説明会」	白井玲子教授
2011年	座談会「公害・薬害訴訟被告代理人に聞く」	塚本宏明弁護士

本法科大学院では、以上のように、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、就職・キャリア支援委員会の活動を通じて、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めている。

《添付資料

- ・ 第7章「2013年度学生ガイダンス配布資料」
- ・ 第7章「クラス担任及び指導教員一覧（2008年度～2013年度）」
- ・ 【資料編】「2013年度学生便覧」
- ・ 第7章「2012年度TA一覧」
- ・ 第7章「専門職大学院（法科大学院）授業料免除取扱要項」
- ・ 第7章「専門職大学院（法科大学院）授業料免除選考基準」
- ・ 第7章「障害学生支援室ウェブサイト」
- ・ 第7章「2012年度法科大学院関係のキャリア支援企画の実施状況（報告）」

参照》

2 特長及び課題等

(1) 特長

本法科大学院では、ITを使った教育環境、ITツールによる学習支援体制が整備されていること、弁護士チューター制度が整備されていること、学生が主体的に進路を選択できるように情報提供やガイダンス等を行う体制が整備されていることが優れた特長である。

(2) 課題等

特になし。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院は、収容定員210名(2009年度までは240名)に対して必要とされる専任教員数(14名(2009年度までは16名))を上回る20名の専任教員を置いている。また、非常勤教員は、法律基本科目以外で、かつ、専任教員及び兼任教員では担当することが困難な科目に限り、必要な限度で、厳正な業績・資格審査を行ったうえで採用している。

専任教員及び兼任教員の名簿は、専門分野、担当科目、略歴・資格、主要業績、社会的活動、所属学会、法科大学院での教育の抱負等を付して、また、非常勤教員の名簿は、専門分野、担当科目、略歴、資格、主要著作を付して、ウェブサイト上で公開している《第8章「法科大学院ウェブサイト『教員組織』」、様式1「開設授業科目一覧」、様式3「教員一覧」、第8章「法科大学院非常勤講師一覧(2009年度～2013年度)」参照》。

基準 8-1-2 : 重点基準

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本法科大学院の専任教員には、教育上又は研究上の業績を有する者、高度の技術・技能を有する者あるいは特に優れた知識及び経験を有する者で、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者を、法学研究科教授会において厳正な業績・資格審査を行ったうえで、選定し配置している(基準 8-1-3 に係る記述を参照)。

本法科大学院の専任教員は、研究者教員 15 名、実務家教員 5 名の合計 20 名である。そのうち法学研究科総合法政専攻の専任教員でもある者(以下「兼専教員」と称する。)は 4 名であり、専任教員(基準 8-1-2 に定める専任教員の数 14 名)の 3 分の 1 を超えていない《様式 3 「教員一覧」参照》【解釈指針 8-1-2-2】。また、本法科大学院の専任教員の中には、他の専攻(総合法政専攻)の専任教員を含んでいない【解釈指針 8-1-2-1】。

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3 に係る状況)

本法科大学院の専任教員の採用、昇任は、名古屋大学教授会規程第2条第4号に定めるとおり、法学研究科教授会の管轄事項であり、かつ、名古屋大学大学教員選考基準に定める基準にしたがって審査することによって行われる。教員選考基準第3条以下では、教授・准教授等の資格に応じて、それに相応しい研究上の能力かつ教育上の能力を有することが要求されている。非常勤教員の採用の際の選考基準についても、上記と同様である。

法学研究科の教授会における教員採用・昇任手続においては、当該人事ごとに、候補者探索委員会、選考委員会、審査委員会を設置して慎重な人事を行うとともに、全教員に情報を開示したうえで、担当する授業科目に関して研究上・教育上必要とされる能力を有しているか否かにつき厳正な審査を行っている。さらに、法科大学院の専任教員については、実務法曹養成専攻会議において、業績・資格審査及び選考を行ったうえで、法学研究科教授会に付議している。以上のように、教員の担当科目に関する教育上の指導能力等を適切に評価するための体制をとっている《第8章「名古屋大学教授会規程」、
「名古屋大学大学教員選考基準」参照》。

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

1. 本法科大学院は法学研究科実務法曹養成専攻の1専攻のみで設置され、収容定員は210名であって、本基準により求められる専任教員数は14名であるところ、本法科大学院の専任教員は20名であり、そのうち16名が本法科大学院に限り専任教員として取り扱われ、他の4名は兼専教員として取り扱われている（基準8-1-2に係る記述参照）。このように、本法科大学院では、基準8-2-1により専攻ごとに置くものとされている専任教員は法科大学院について1専攻に限り専任教員として取り扱われており【解釈指針8-2-1-1】、かつ、基準8-2-1に定める数を超えて、専任教員が置かれている【解釈指針8-2-1-3】。

2. 本法科大学院の専任教員は、2013年度において、19名が教授、1名が准教授であり、専任教員の半数以上が教授である【解釈指針8-2-1-2】。

基準 8-2-2 : 重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8-2-2 に係る状況）

法律基本科目については、下記資料のように、いずれも当該科目につき研究・教育上の知見と実績を有し適切に指導できる専任教員が置かれている。

なお、本法科大学院の入学定員は 70 名である【解釈指針 8-2-2-1 は該当なし】。

資料 1 法律基本科目の専任教員（*は兼専教員）

法律基本科目	専任教員名
憲法	愛敬浩二
行政法	紙野健二、下山憲治
民法	千葉恵美子、尾島茂樹、丸山絵美子*
商法	小林量、今井克典
民事訴訟法	宇野聡
刑法	橋田久
刑事訴訟法	小島淳

（出典：2013 年度学生便覧 22 頁）

基準 8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3 に係る状況)

本法科大学院では、すべての各科目別区分について専任教員が配置されており、また、年齢構成に著しい偏りはなく、科目別配置等のバランスが適正である。

まず、法律基本科目及び実務基礎科目については、下記のように、すべての科目につき専任教員が置かれ、専任教員が単独で担当しているか、専任教員が兼任教員と分担して担当している。また、基礎法学・隣接科目については、専任教員1名が1科目につき配置されている。さらに、展開・先端科目については、既述のように、本法科大学院では、企業法務に強い法曹等、その養成する法曹の目標の観点からこの科目群を重視していることに基づき、「消費者法」、「環境法Ⅰ」、「環境法Ⅱ」、「環境法演習」、「租税法Ⅰ」、「租税法Ⅱ」、「租税法演習」、「比較公共訴訟論」、「知的財産法Ⅰ」、「知的財産法Ⅱ」、「知的財産法演習」、「企業法務Ⅰ」、「ビジネス・プランニング」、「民事執行・保全法」、「倒産法Ⅰ」、「総合問題研究（公法）」、「総合問題研究（民法）Ⅰ」、「総合問題研究（民法）Ⅱ」、「総合問題研究（刑事法）」、「先端分野総合研究」、「テーマ研究Ⅰ」、「テーマ研究Ⅱ」の22科目について、専任教員を配置している。なお、いずれの専任教員も各科目について高度の教育上の指導能力を有し、本法科大学院の教育の理念及び目標に応じた教育を実践できる者である（評価基準 8-1-2 に係る記述を参照）《添付資料様式1「開設授業科目一覧」、【資料編】「2013年度学生便覧」22, 23頁参照》【解釈指針 8-2-3-1】。

また、教員の年齢構成は、2013年5月1日現在で、専任教員20名のうち、60歳代2名、50歳代9名、40歳代8名、30歳代1名からなっており、年齢構成に著しい偏りはない【解釈指針 8-2-3-2】。

また、本法科大学院では、法律基本科目及び実務基礎科目を教育上主要な科目と位置づけているところ、下記資料にあるように、すべての科目につき専任教員が置かれ、専任教員が単独で担当しているか、専任教員が兼任教員と分担して担当している。さらに、必修科目については、下記資料2にあるように、その授業の約9割が専任教員により担当されており、その割合は本基準の定める7割を超えている。

資料2 2013年度必修科目の担当教員

憲法基礎Ⅰ	(兼任)	民事訴訟法ⅠA	(専任)	商法演習ⅡA	(専任)
憲法基礎Ⅱ	(専任)	民事訴訟法ⅠB	(専任)	商法演習ⅡB	(専任)
行政法基礎Ⅰ	(兼任)	民事訴訟法ⅡA	(専任)	刑法演習ⅠA	(専任)
行政法基礎Ⅱ	(専任)	民事訴訟法ⅡB	(専任)	刑法演習ⅠB	(専任)
民法基礎Ⅰ	(兼任)	憲法演習A	(専任)	刑法演習ⅡA	(専任)
民法基礎Ⅱ	(兼任)	憲法演習B	(専任)	刑法演習ⅡB	(専任)
民法基礎Ⅲ	(専任)	行政法演習ⅠA	(専任)	民事実務基礎ⅠA	(専任)
民法基礎Ⅳ	(兼任)	行政法演習ⅠB	(専任)	民事実務基礎ⅠB	(専任)

民法基礎Ⅴ (専任)	行政法演習ⅡA (専任)	民事実務基礎ⅡA (専任)
民法基礎Ⅵ (専任)	行政法演習ⅡB (専任)	民事実務基礎ⅡB (専任)
商法基礎Ⅰ (専任)	民法演習ⅠC (専任)	刑事実務基礎A (専任)
商法基礎Ⅱ (専任)	民法演習ⅠD (専任)	刑事実務基礎B (専任)
刑法基礎Ⅰ (専任)	民法演習ⅠE (専任)	法曹倫理A (専任)
刑法基礎Ⅱ (兼担)	民法演習ⅡC (専任)	法曹倫理B (専任)
刑事訴訟法ⅠA (専任)	民法演習ⅡD (専任)	(以下、選択必修科目)
刑事訴訟法ⅠB (専任)	民法演習ⅡE (専任)	ロイヤリング (専任)
刑事訴訟法ⅡA (専任)	商法演習ⅠA (専任)	エクスターンシップ(専任)
刑事訴訟法ⅡB (専任)	商法演習ⅠB (専任)	模擬裁判(民事)(専任)

* (専任)と表記されているものには、専任教員と非常勤(兼担)教員が共同で担当するものを含む。

** 2013年度入学者に適用されるカリキュラムに基づく。

(出典：2013年度学生便覧 22、28-29頁)

全必修科目数	53	
専任が担当する必修科目数	47	(47/53≒0.887)

基準 8-2-4 : 重点基準

基準 8-2-1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-2-4 に係る状況)

専任教員 20 名のうち、5 名が実務家教員で、その全員が 5 年以上の実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する者であり、教員の 2 割以上 (2 割 5 分) を占めている。

検察庁からの派遣である白井玲子教授は刑事分野について、裁判所からの派遣である岩井直幸教授は民事裁判分野について、成瀬伸子教授及び川合伸子教授は弁護士として裁判実務一般について、経済産業省出身の鈴木將文教授は知的財産分野について、それぞれ 5 年以上の実務経験を有し、かつそれぞれ検察官、裁判官、弁護士、行政担当者として、高度の実務能力を有している。

派遣検察官教員は、「刑事実務基礎」、「総合問題研究 (刑事法)」、派遣裁判官教員は、「民事実務基礎 I」、「総合問題研究 (民事法) I」、弁護士教員は、「民事実務基礎 II」、「法曹倫理」、「ロイヤリング」、「模擬裁判 (民事)」、「総合問題研究 (民事法) II」、「エクスターンシップ」、経済産業省出身の教員は「知的財産法 I」、「知的財産法 II」、「知的財産法演習」を担当しており、それぞれ実務経験と関連のある科目を担当している【解釈指針 8-2-4-1】。

本法科大学院におけるみなし専任教員は 3 名であり、基準 8-2-4 に規定する実務家教員 5 名の 3 分の 2 以内である。みなし専任教員は、全員が 1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当するとともに (裁判官教員は 6 単位、検察官教員は 12 単位、弁護士教員は 6 単位)、専攻会議構成員として専攻会議に出席し、本法科大学院における教育課程の編成その他本法科大学院の組織の運営について責任を担う者である。なお、本法科大学院は、組織上法学研究科の 1 専攻であることから、みなし専任教員は、全体の教授会の構成員でもあり、教授会にも出席している【解釈指針 8-2-4-2】。

基準 8-2-5

基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-2-5 に係る状況)

実務家教員 5 名のうち、4 名は、検察官、裁判官又は弁護士として法曹の実務経験を有する者であり、その占める割合は 3 分の 2 以上である。また、残りの 1 名も司法修習を修了し、立法作業や国家間紛争 (WTO パネル手続) の政府内担当者としての経験を有している (基準 8-3-1 に係る記述を参照)。

8-3 教員の教育研究環境

基準 8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられていること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

2004 年度以降 2013 年度に至るまで、専任教員として本法科大学院の授業を担当する教員について、授業負担が年間 30 単位を超えた者はいない。

2013 年度において専任教員で 20 単位を超える者は 2 名で、各 21.3 単位、24.4 単位であり、30 単位を超えていない《添付資料様式 3「教員一覧」参照》。過去 4 年についても、2009 年度に専任教員で 20 単位を超えた者は 2 名で、各 22 単位、22 単位、2010 年度は 2 名で、各 28 単位、20.5 単位、2011 年度は 1 名で、20.5 単位、2012 年度は 1 名で、24.4 単位である。このように、各教員の授業負担は、適正な範囲にとどめられている【解釈指針 8-3-1-1】。

基準 8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

本法科大学院では、研究科全体として既に研究専念期間（サバティカル）を制度化していた（2009年度までの旧サバティカル制度については、下記資料3参照）が、2010年10月から新たなサバティカル制度を導入した（下記資料4参照）。

2010年の新サバティカル制度の導入は、名古屋大学特別研究期間規程の改正を契機とするものである。なお、2009年度までに旧サバティカル制度の対象者はほぼサバティカルを取得していたこと、新サバティカル制度への移行（準備）期間も必要であったことなどから、2010年度にはサバティカルは実施されなかったため、新サバティカル制度は実質的には2011年度から運用されることとなった。

新たな制度によれば、本学において3年以上継続勤務した者は、教授会の決定により、①教授会への出席、各種委員（全学・部内各種委員、各種入試監督及び入試委員を含むが、科目指定の入試出題委員等は除く）としての業務及び当該期間中の講義の免除（期間は半年（半期））、又は、②上記のうちの期間内の講義以外の業務の免除（期間は1年間（通年））のいずれかを受けることができる。

2009年度において、旧サバティカル制度におけるAサバティカルを取得した法科大学院専任教員は1名である。また、2011年度以降、新サバティカル制度における半年又は通年のサバティカルを取得した法科大学院専任教員は6名である（下記資料5参照）。

資料3 研究専念期間（サバティカル）の保障について

2005/3/9 執行部

1. 趣旨

教育や行政の仕事が多忙化する中で、本学研究科教員の研究の質の向上に資するために研究専念期間（サバティカル）制度を導入する。

2. 種類

① Aサバティカル

- ・半年又は1年の間、行政の仕事を免除される。
- ・教授会の出席、各種会議の出席については、原則として免除されるが、申し出に基づき出席も可とする。

② Bサバティカル

- ・半年又は1年の間、行政の仕事に加え、教育も免除される。
- ・教授会の出席、各種会議の出席については、原則として免除されるが、申し出に基づき出席も可とする。

③ Cサバティカル

- ・1回につき最長2年間、海外研修に従事できる。
- ・原則として、何らかの基金（外部基金）による助成を条件とする。

3. 取得条件

①の場合

- a. 研究科長を終了して2年以内
- b. 在職期間が10年を経過した場合（B、Cサバティカルを取得した場合、終了後から

計算する)

c. 特に過重な行政あるいは教育負担を負っている場合には、これが6ないし8年に短縮される。

②の場合

a. 在職期間が15年を経過した場合（Cサバティカルを取得した場合、終了後から計算する）

b. 特に過重な行政あるいは教育負担を負っている場合には、これが10年に短縮される。

c. Aサバティカルを取得した場合、その期間は15年に加算される。

③の場合

原則として基金を獲得すること
若手を優先する。

4. サバティカル期間の代替等

- ・サバティカルを取得している間は、原則として非常勤講師等の手配をしない。
- ・サバティカル期間中は、原則として学外非常勤講師は認められない（海外の大学での教育活動を除く）。また、学外委員については、できるだけ控えるよう努めるものとする。

5. その他

- ・サバティカル期間中、又は原則として終了後1年以内に研究成果を公表する（*）。
* 著書の場合、3年以内に刊行する（Cサバティカルの場合、これが望ましい）。
法政論集その他雑誌への論文掲載の場合、1年以内に脱稿する。
- ・運用の詳細は、別途定める。

資料4 新サバティカル制度に関する内規（2010年2月17日教授会承認）

サバティカル制度に関する内規

（趣旨）

第1条 名古屋大学大学院法学研究科における6月の特別研究期間（サバティカル）（以下「サバティカル」という。）については、名古屋大学特別研究期間規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。

（期間）

第2条 サバティカルの期間は、4月1日から9月30日まで（前期）又は10月1日から3月31日まで（後期）とする。ただし、規程第7条第2号の規定にかかわらず、その期間を延長することができない。

（人数）

第3条 1年間でサバティカルを取得することができる人数は、前期3人以内、後期2人以内とする。

（資格の行使）

第4条 規程第5条第2号の規定によりサバティカルの資格を付与された者は、その資格を行使しようとする場合には、前年の10月末日までに、所属する教員グループ会議の長に申請しなければならない。この場合においては、授業、教授会その他委員会等の職務のうち免除を希望するものを通知するものとする。

（推薦）

第5条 各教員グループ会議は、サバティカルの取得の申請を希望する者の中から、それぞれの研究・教育その他の部局運営上支障のない範囲内において、前年の11月末日までに、規程第10条に定める様式により研究科長に推薦する。

2 研究科長は、前項により推薦のあった者の中から、研究科全体の研究・教育その他の部局運営上支障のない範囲内において、教授会の議を経て、総長に推薦する。ただし、教授会その他委員会等の職務だけを免除された者については、総長に推薦することを要しないものとする。

(職務免除の除外)

第6条 サバティカルの取得の承認を得た者は、教授会の承認を得て、その期間中免除された授業の一部を行うことができる。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、サバティカルに関し必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この内規は、2010年10月1日から施行する。

(出典：2010年2月17日教授会資料)

資料5 専任教員の研究専念期間（サバティカル）取得実績

年度	前期	後期	合計	研究科全体
2009年度	取得者なし	小島淳	1名	12名
2010年度	実施なし	実施なし	---	---
2011年度	中舎寛樹	中舎寛樹、鈴木將文	2名	5名
2012年度	紙野健二、千葉恵美子、酒井一、橋田久	紙野健二、千葉恵美子、酒井一、橋田久	4名	5名
2013年度	取得者なし	取得者なし	0名	2名

基準 8-3-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8-3-3 に係る状況)

後述するように(基準 9-1-2 に係る記述参照)、法科大学院の事務体制は、法学部・法学研究科と共通であり、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助している。特に、文系教務課法科大学院担当には、法科大学院の教員の教育上の職務を補助するために、法科大学院専任の掛長 1 名と非常勤職員 1 名を配置しており、通常の教務・学生関係事務のほかに、課題、補講、小テストに関する情報一覧表の作成等も行っている。また、教材準備室には、非常勤職員 2 名を配置し、これらの職員が専任教員の教材作成に必要な図書・判例等の検索・借出・複写等を行って教材を作成する体制をとっている(基準 10-1-1 に係る参照)。さらに、非常勤職員については、非常勤職員 2 名を配置して、教材作成補助等を行っている《添付資料第 8 章「教育研究支援室(321 室・320 室)担当業務について」参照》。

本法科大学院では、以上に加えて、法科大学院の教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、講師 1 名、特任准教授 1 名、特任講師 1 名、研究員 2 名、事務補佐員 1 名を採用し配置している。講師は、コンピューターの熟練者であり、本法科大学院のウェブサイトの維持・管理、特に NLS シラバスシステムの維持・管理だけでなく、授業自動収録システムの管理、IT を利用した授業の補助、教員・学生に対する利用ガイダンス、利用上の相談などを行っている。また、特任准教授・特任講師は、実務技能教育に関する教材の開発等を行っており、研究員はその職務を補助している。さらに、事務補佐員は、Web を利用した自習ツール(「学ぶ君」)の開発、利用マニュアルの作成、ガイダンス等を行っている(下記資料 6 参照)。

本法科大学院では、以上のような職員を配置することによって、教員の教育上及び研究上の職務を補助している。

資料 6 講師・特任教員・研究員・事務補佐員名簿

職位	氏名
講師	富崎おり江
特任准教授	吉岡すずか
特任講師	石崎千景
研究員	長田理
研究員	大橋禎子
事務補佐員	川島祥子

《添付資料

- ・第 8 章「ウェブサイト『教員組織』」
- ・【資料編】様式 1 「開設授業科目一覧」
- ・【資料編】様式 3 「教員一覧」
- ・第 8 章「法科大学院非常勤講師一覧(2009 年度～2013 年度)」

- ・【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2008年4月～2012年3月）」
- ・第8章「名古屋大学教授会規程」
- ・第8章「名古屋大学大学教員選考基準」
- ・【資料編】「2013年度学生便覧」
- ・第8章「学内行政サバティカル取得時期一覧」
- ・第8章「新サバティカル制度 取得者一覧」
- ・第8章「教育研究支援室（321室・320室）担当業務について」

参照》

2 特長及び課題等

(1) 特長

高度の教育上の指導能力を備えた専任教員 20 名が、科目や年齢等に関し適切なバランスのもと配置されている。

(2) 課題等

特になし。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

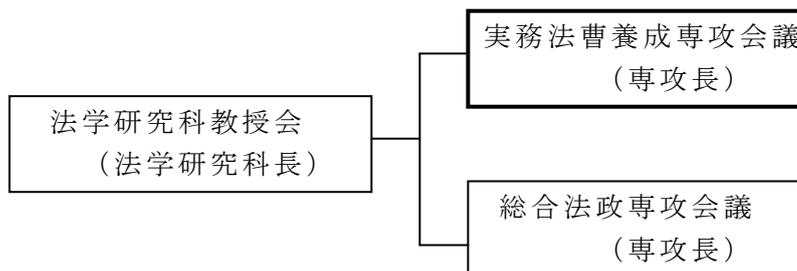
（基準9-1-1に係る状況）

本法科大学院は、法学研究科の実務法曹養成専攻として設置されており、法科大学院の運営に関する重要事項を審議するために、実務法曹養成専攻会議が置かれている。ここで、運営に関する重要事項とは、教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項を指す《添付資料第9章「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻（法科大学院）会議内規」参照》【解釈指針9-1-1-1】。

専攻会議は、法科大学院の専任教員及び兼専教員で構成されており、構成員は、現在20名で、19名が教授、1名が准教授である。事務職員は、文系事務部長及び各課（総務課・経理課・教務課）の法学研究科担当掛長が出席して記録作成及び必要に応じての説明を行う（事務職員は専攻会議の構成員ではない。）（下記資料1参照）【解釈指針9-1-1-2】。

また、本法科大学院には、実務法曹養成専攻長（法科大学院長）が置かれている。専攻長は、まず、研究科教授会において法科大学院の専任教授及び兼専教授の中から選挙により専攻長候補者を選出し、次いで、専攻会議においてその候補者に対する信任を行って選出している。

資料1 法学研究科実務法曹養成専攻会議の位置づけ



さらに、法科大学院の運営に係る重要事項の分野ごとに、専任教員により構成される各種委員会を設置し、専攻会議又は教授会での審議事項に係る原案の策定や各種措置の執行の管理等を分担して所掌している。例えば、教育課程、教育方法、成績評価等については、法科大学院学務委員会が所掌し、同委員会が専攻会議に諮るための方針案の策定や学内規則等に基づく措置の執行等を行っている（共通的な到達目標を踏まえた教育課程の編成及び授業計画の作成・実施並びに到達目標を踏まえた成績評価及び修了認定についても、同委員会が中心となって専攻会議でのFDの実施等により、適切に対応し

ている。)

なお、専攻会議において審議する運営上の重要事項のうち、カリキュラム改革、修了認定、入試、教員人事等の特に重要な事項については、法学研究科全体の決定とするため、専攻会議の決議を経て研究科教授会で審議する。その他の事項については、研究科教授会に報告する。研究科教授会において、法科大学院の運営に関する事項が専攻会議の議を経ることなく審議されることはない。また、法科大学院の教育環境の整備に関する専攻会議の審議結果は、名古屋大学における予算編成上も尊重され、法科大学院に配慮した特別の予算措置等として実現されている（基準9-1-3に係る記述参照）【解釈指針9-1-1-3】。

基準 9-1-2

**法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に
応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。**

(基準 9-1-2 に係る状況)

本法科大学院は、法学研究科の実務法曹養成専攻として収容定員 210 名で設置されており、事務体制は法学部・法学研究科の事務体制と共通である。名古屋大学では、2007 年 4 月に文系事務部が統合され、法学部・法学研究科の事務部は、その一部として組織されているが、文系事務部各課には、以下のように、法学部・法学研究科担当（以下、「法学部担当」という）が置かれており、また、法科大学院については、掛長が置かれている。

文系事務部では、事務部長の下に、総務課、経理課、教務課の 3 課が置かれ、さらに総務課には、総務グループと図書グループが置かれている。各課には、文系 6 学部・研究科をそれぞれ担当する事務職員が配置されており、法学部担当としては、事務部長 1 名、掛長 5 名（法科大学院担当 1 名を含む）、主任 1 名、事務職員 2 名、図書職員 2 名、非常勤職員 11 名が配置されている。総務、図書、会計関係の事務については、各課の法学部担当者が学部・研究科関係の事務と法科大学院関係の事務とを分担しながら円滑な処理に当たっている。教務学生関係の事務については、法科大学院事務専任の掛長 1 名と非常勤職員 2 名を配置し、入学試験関係事務、教務関係事務、学生関係事務、教材作成補助事務などを行って、法科大学院独自の教務学生関係事務が適切に行われるよう配慮している《添付資料第 9 章「文系事務部事務組織」、「法学部・法学研究科関係事務の職務分担」参照》。

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

本法科大学院は、国立大学法人名古屋大学が設置しているため、文部科学省から大学本部を経て法学研究科に予算配分される運営費交付金によって運営されており、他の研究科等と同様、教育活動等を適切に実施するための財政的基礎が与えられている【解釈指針 9-1-3-1】。

法科大学院の設置にあたっては、大学予算において、設立準備経費 500 万円、非常勤職員雇用経費 300 万円、教育研究環境整備費 400 万円、建物整備経費（自習室の整備）4,000 万円が予算措置された。各年度に法学研究科に配分される予算においては、法科大学院の演習用の教室及び自習室の机、椅子等の什器類の購入、エクスターンシップの運営、データベースの使用料、学生のコピー費、教材等の各種印刷費、消耗品等の予算が計上・執行され、法科大学院の教育を適切に実施できるよう配慮されている。特に、非常勤講師予算については、名古屋大学では 2007 年度から全学的に予算措置を講じないこととされているが、法科大学院については、設置の趣旨に則った少人数教育、双方向的・多方向的授業、理論と実務とを架橋する教育を適切に行う必要があることから、例外的に、年間 700 万円程度の予算措置が講じられている《以上につき、添付資料第 9 章「平成 24 年度運営費交付金等予算」参照》。

2012 年度予算額 7,504,026 円

2013 年度予算額 7,371,889 円(見込)

また、法科大学院の教室・自習室については、法学研究科の施設だけでは十分対応することができないことから、法学部棟に隣接する文系総合館の施設を法科大学院の教室として優先的に使用することができるよう全学から配慮を受けているが、さらに自習室の状況を改善するために、法学部棟外のアメニティハウスの 2 階を自習室に改修するための工事予算が計上され、2006 年度に竣工して現在使用している（基準 10-1-1 に係る記述参照）。

以上のように、名古屋大学では、大学予算を法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用する配慮がなされている【解釈指針 9-1-3-1】。

なお、これら以外に、本法科大学院では、2004 年度から 2006 年度まで、法科大学院形成支援プロジェクト 2 件（共同事業 1 件、単独事業 1 件）の採択を受けて、IT ツールを利用した新しい教育方法に関するシステムの開発を行った。そのうち 1 件（「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト（PSIM）」）については、その後、専門職大学院等教育推進プログラムの採択を受け（2007 年度～2011 年度）、さらに 2012 年度からは一般経費に組み替えられる形になり、現在も継続中である（基準 5-1、基準 10-2 に係る記述参照）。

名古屋大学では、概算要求に際して、総長をはじめとして理事、大学本部が意見を聴取するシステムがとられており、法科大学院の財政上の事項についてもその機会に意見が聴取されている。また、法科大学院設置の当初から現在に至るまで、総長、総務担当理事、財務担当理事、施設担当理事等の役職者及び大学本部の各担当部署と法科大学院との間では、常時、緊密な連絡・協議が行われており、これらを通じて前述のような法科大学院に配慮した特別の予算措置等が実現している。以上のように、名古屋大学では、

法科大学院の運営に係る財政上の事情について、法科大学院の意見を聴取する機会が常に設けられている【解釈指針9-1-3-1】。

《添付資料

第9章「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻（法科大学院）会議内規」

第9章「文系事務部事務組織」

第9章「法学部・法学研究科関係事務の職務分担」

第9章「平成24年度運営費交付金等予算」

参照》

2 特長及び課題等

(1) 特長

本法科大学院は、法学研究科の一専攻として、他の専攻及び法学部と連携をしつつも、独立性・自立性を確保しながら、運営されていること、事務体制や財政的基礎についても、全学的に一定の配慮がなされ、教育活動等を行う上で支障がない措置が確保されていることが特長である。

(2) 課題等

教育環境の整備や広報活動等の一層の促進の観点から、事務体制と予算上の措置の一層の充実が課題である。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

1. 教室、演習室、実習室

本法科大学院は、実習室については、法廷教室（模擬民事法廷、模擬刑事法廷、模擬円卓法廷（ラウンドテーブル法廷））3室は、法科大学院専用であるが、教室、演習室については、本法科大学院は法学研究科の一専攻であることから、法学研究科の講義室・演習室を法学研究科全体で使用している。また、本学には、文系学部の共用棟（文系総合館）があり、その4階ワンフロアにつき、法科大学院のための優先使用権が全学的に認められており、これも使用している。

これらの教室については、全室について無線LANの設備が設置され、学生は無線LAN対応のノートパソコンを持ち運ぶことによって、いつでも、どこでもインターネットから必要な情報を取得することができる環境が整っている。今後、判例情報を含む多くの法情報がインターネット経由で提供されることが益々増加することが予想されるが、学生にはそれらの環境にいち早く適応し、十二分に新たな情報リソースを利用できる環境が提供されている。

また、すべての講義室及び一部の演習室にはプロジェクター、DVD/ビデオ再生装置が設置され、多様なプレゼンテーション形態に対応した講義が可能になっている。教員はこれら教育支援ツールを用いることによって、より効果的な授業を行うことができ、今後法曹実務においても多用されることが予想されるプレゼンテーションツールにいち早く精通することが可能となっている。

なお、2010年度においては、文系総合館4階の各教室のスピーカースystemを改修し、無線マイク2本を常時教室内で使用できるようにした（文系総合館は、文系6部局が共同で管理しているため、このような改修については本来6部局で費用を負担すべきものであるが、法科大学院の教育環境の早急な整備という観点から、今回の改修については法学研究科が単独で費用の全額を負担した）。また、2011年度末に法学部棟3階及び4階に2台ずつ無線LANアクセスポイントが設置されたことにより、無線LAN環境はさらに充実したものとなった（これにより、教員研究室・コモンスペース等において教員に質問等をする際にも、学生が個人のパソコンを用いて名古屋大学無線LANネットワーク経由でインターネットにアクセスし、シラバスシステムや判例データベースを利用できるようになった）《各教室の配置・面積については、添付資料【資料編】「2013年度学生便覧」78～80頁、添付

資料第10章「法科大学院使用教室一覧」参照》。

また、法廷教室等では、STICS、DRS等の最新のIT設備が備えられている。STICS(Stream Indexing and Commenting System)は、模擬法廷やロイヤリングなどの実習形式の授業の際に、DRSやビデオカメラで撮影したロールプレイの映像等を専用のサーバに登録し、それをインターネット経由で配信するシステムで、本法科大学院を主幹校として複数の大学が共同で行った法科大学院形成支援プロジェクトに基づき開発されたものである。

また、このシステムは、教員や専門家、あるいは学生同士、本人の質問などをスレッド形式の掲示板として提供して、これを映像と連動させたシステムでもある。さらに、閲覧中の映像の任意の場面にコメントを付与することも可能である。配信される映像は、事前に一定時間毎のシーンに区切られており、コメントはそれぞれのシーンに対して付与される。また付与されたコメントを一覧表で表示することも可能である。コメントを付与した人物による抽出のほか、コメントが付されたシーンのサムネイルをクリックすることで、該当場面から再生を始めることも可能である。

STICSは、実務技能を場面として映像で収録したものをインターネット上で公開・共有できる点が最大の特徴である。場所を問わず利用できるため、学外の専門家からコメントを受けたり、自宅で自分のパフォーマンスを振り返ったりすることが可能となる。また、ランダム・アクセスが可能のため、必要な場面をすぐに再生できる他、授業者が事前にシーンにコメントを付与しておくことで、当該場面の意義を学生に伝達しておいたり、コメントへの返信を通してオンラインで双方向的にやりとりを行ったりすることができる。

典型的な利用方法は次の通りである。まず、実習を行い録画する。これをサーバにアップロードする。学生は、構内あるいは自宅などから、Webブラウザを使い、インターネットを通じてアクセスし、その映像を見て自らの反省材料にする。これだけでも、客観的に自分を見ることができるので、効果がある。一方、教員は、映像の中で、良い点や悪い点、その他、問題箇所や重要箇所、何らかの説明を加えたい箇所など、学生同様Webを利用してアクセスし、それらの箇所にコメントを付す。学生は、このコメントを読んで、再質問したり、逆に教員からの問いかけに対し、答えたりすることができる。学生相互で意見を付すこともできる。スレッド掲示板なので、関連するコメントへのコメントのような形でツリー状にWeb画面が整理される。このコメントは、各映像のポイントごとに付加され、映像の進行とともにそれに応じて自動的に変化していき、コメントの読み書きしたい箇所などで停止させて用いる。停止画面情報とコメントの一部がセットとなって一覧表示できるので、従来インデックス化が難しかった非言語的コミュニケーションである映像のインデックスとしても有効である。見たいところを意味的な補助情報付きで探すことができるからである。さらにこのシステムは直接関わった学生と教員だけでなく、広く専門家や他大学の教員、学生からもコメントを得ることや紹介することができるので、実技教育が客観化されることにもなる。

現在では、これらの映像データについては、ロイヤリング等の学習教材も含めて、複数の法科大学院間で共有し、開発・蓄積・利用を共同で進めるPSIMコンソーシアムが設立されており、本法科大学院はその主幹校となっている。

また、DRS(Digital Recording Studio)も、高度な実務技能教育の支援ツールである。法科大学院における実務技能教育に関しては、単に言葉による情報伝

達を行うのみではなく、ロールプレイ、シミュレーションといった体験型学習が必要である。DRSはそれらパフォーマンスを正確に記録し、容易に再生することを可能とするものであり、的確な評価に基づくよりよいフィードバックを可能とするものである。具体的には、教室には複数台のカメラが設置されており、それらを用いて撮影を行う。4方向からのカメラにより、裁判官席、被告(弁護人)席、原告(検察官)席、証人席の映像をそれぞれ独立して撮影できる。ここでは、天井に設置された複数のカメラが自動的に話者をとらえ切り替わるといった先進のシステムが導入されている。これにより、先の4つの映像に加え、各席に設置されたマイクの音声に合わせて自動的に切り替えを行い、発言のあった席を中心に収録した映像を撮影することも可能である。

映像は専用のハードディスクにMPEG2形式で保存され、収録直後から記録されたすべての映像を、演習の直後に見直すことができるため、即時のフィードバックが可能であり、また、民事及び刑事模擬法廷のDRSでは、映像の収録中に複数のインデックスを付すことができるため、収録後に振り返りを行う際には、そのインデックスを用いて該当場面を容易に検索し、提示することも可能である。なお、2005年以降の継続的なシステム改良の取り組みにより、現在では、発言内容を自動で文字(逐語)化し記録するシステムも搭載されている。このシステムにより、発話をもとにした場面の検索が可能になり、必要箇所の再生に要する時間が短縮されることとなった。

以上のように、「教室」、「演習室」及び「実習室」は、本法科大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができる規模、質及び数が備えられ、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている【解釈指針10-1-1-1、解釈指針10-1-1-7】。

2. 自習室

本法科大学院では、本法科大学院専用の自習室を法学研究科棟に4室(904号室、907号室、908号室、909号室に計128席)、アメニティハウス2階3室に計167席)設け(下記資料1参照)、在籍している全学生に1人1つの机、椅子が与えられている他、修了生についても自習室のスペースに余裕がある限りで自習室の利用を認めている【解釈指針10-1-1-5】。この自習室についても、全室に無線LANが配備されている。このように、自習室については、学生総数に対して十分なスペースが確保されている。

自習室は24時間利用可能であり、図書室も法科大学院生の需要に応えられるよう、9時から20時まで利用可能(3月、8月は9時から17時まで)であり(昼休み時間も利用可能である)、また、土曜日についても13時から17時の間開館し(3月、8月を除く)、自習室と図書室との連携の確保に努めている《添付資料第10章「法学図書室利用案内(実務法曹養成専攻用)」参照》。また、自習室には学生の便宜を考え、後述のように基本的図書を設置している。この図書の中に法令集、判例集は一部しか含まれていないが、これも後述のように、本法科大学院では法律データベース(LEX/DBインターネット、Vpass等)を整備している他、本学では教員、学生一般がLexisNexisJP、Lexis-Nexis等の利用が可能であり、自習室にはLANが設置されていることから、これにより法令・判例の検索・

閲覧は支障なく行える環境となっている。

以上のように、本法科大学院では、「自習室」については、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されているとともに、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている【解釈指針10-1-1-2】。また、学生が図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、「自習室」の配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されている【解釈指針10-1-1-2】。

資料1 法科大学院自習室席数

建物	法経共用館				アメニティハウス				合計
	904	907	908	909	ルーム1	ルーム3	ルーム4	ルーム5	
席数	32	14	42	40	124	0	25	18	295

3. 図書館

法科大学院専用の図書館は、現在のところ有していないが、法学研究科全体として教員による教育・研究及び学生の学習に必要な図書及び資料を所蔵している。そして、法学研究科で図書室の管理を掌理する図書委員会に法科大学院の教員も加わり《添付資料第5章「法科大学院委員会一覧」参照》、図書室の管理に参画しており、法科大学院に所属する教員及び学生は、それぞれの図書室利用案内にしたがって、教育・研究・その他の業務に支障なく図書室を利用することができる。

また、法科大学院独自の図書委員会を設け、自習室の蔵書の充実をはかり、法科大学院院生図書委員会による自習室図書の自主的管理を指導している。

図書室には、教員の教育・研究及び学生の学習のために、図書約24万冊、雑誌約1,700種類、視聴覚資料2,500点以上を備え、また自習室には、法科大学院の学生の学習専用に図書を配置し、学習に必要な図書4,000冊以上を備えている（下記資料2参照）。

自習室の図書については、法科大学院図書委員会の指導に基づき、学生が利用規程を作成し、自主的に管理している《添付資料第10章「法科大学院自習室図書利用規程」参照》。自習室に設置されている判例集は一部のものに限られるが、Web上の法科大学院授業関係のページに「ロー・ライブラリー」を設けて、法律データベース（LEX/DBインターネット、Vpass、法律時報、法学教室）が整備されている他、本学では、教員・学生一般が、LexisNexisJP、Lexis-Nexisその他11の法律データベースの利用が可能であり《添付資料第10章「ロー・ライブラリーのウェブサイト」、「LexisNexisJP、Lexis-Nexis等のウェブサイト」参照》、これらに簡単にアクセスできるので、勉学上の支障はない。

資料2 法学図書室蔵書数（2013年3月31日現在）

種類	内訳	冊・種類・点数
図書		240,521
	和書	141,665

		洋書	98,856
雑誌			1,753
		日本語	1,503
		外国語	250
視聴覚資料			2,556
		マイクロフィルム	1,736
		マイクロフィッシュ	448
		カセットテープ	2
		ビデオテープ	102
		CD・LD・DVD	159
		マイクロプリント	109

図書室は、通常、平日の9時から20時（3月、8月は9時から17時）、土曜日は13時から17時（3月、8月は除く）まで利用可能である（日・祝日・年末年始・入学試験日、一斉夏季休暇日は休室）。図書室の図書などは、Web上の法学図書室のページから簡単に検索可能であり、書庫へは、教員・学生を問わず、利用時間内には自由に入ることができる他、教員については、書庫について磁気カードによる入庫システムを採用することにより、休日についても書庫の利用が可能となっている。図書の貸出については、教員が1年以内で200冊以内、法科大学院の学生が1週間以内で3冊以内である。自習室の図書は、自習室の利用時間と同様、24時間利用可能である。自習室の図書・雑誌・判例集についても、Web上の法学図書室のページから簡単に検索可能であり、同Web上での検索用にリスト化されない図書については、法科大学院のウェブサイトはそのリストを掲載している。また、前述のように、学生、教員は、LEX/DB等の法律データベースの利用が可能である。

図書室には、検索用のコンピューター6台（閲覧室5台、書庫内1台）及び複写用のコピー機（大学設置2台、生協設置2台）を設置する他、自習室横に、生協設置の複写機4台（法経供用館に2台、アメニティに2台）を置いている。法科大学院の学生には、学修用の複写のために、1人毎年1,000枚分のコピーカード（生協設置機で使用）を配布している。

これらにより、本法科大学院では、教員及び学生が図書館所蔵の図書及び資料を活用する体制を整えており、これにより教育・研究・学習の効果をあげることができる。

以上のように、本法科大学院の図書館には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が適切に備えられ、その適切な管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器が整備されている【解釈指針10-1-1-3】。また、本法科大学院の図書館は、本法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にある【解釈指針10-1-1-7】。

また、図書室には、文系総務課図書グループ（法学研究科担当）として、専門的能力を備えた職員が配置されており（掛長1名、図書職員2名、非常勤職員3名）、全員が司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている【解釈指針10-1-1-4】。

4. 教員室

教員室に関しては、専任教員（実務家の専任教員及びみなし専任教員を含む）には、1日24時間、1年中利用可能な研究室を各自個室1室与えられており、各部屋の大きさは24㎡である。各室に有線LANが引かれ、これによりNLSシラバスシステム等の各種教育ITツールや各種法律情報データベース等の利用が可能となっている。また非常勤教員については、非常勤教員控え室が教材準備室の隣に用意され、机、椅子、ソファ、コピー機等が備えられ、教材の作成等非常勤講師の依頼に対応する非常勤の職員が2名配置されており、授業の準備を十分かつ適切に行えるスペースが確保されている他、同室にも有線LANが引かれている《添付資料【資料編】「2013年度学生便覧」79頁、80頁研究室等の配置図、第8章「教育研究支援室（321室・320室）担当業務について」参照》。

以上のように、各常勤専任教員につき1室が備えられ、各教員室には研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されており、また、非常勤教員については、教員室として、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるスペースを確保している【解釈指針10-1-1-5】。

5. 学生との面談スペース

各教員室には、研究机や椅子の他、面談用のテーブル、椅子、ソファ等が備えられ、各教員のオフィスアワーはほぼ研究室で行うことのできる状況である。また、法学部棟の2階、3階にあるコモンスペースや、ロイヤリングの面談等に使用する法律相談室（910号室）があり、授業で使う時間を除けば、ここでも学生との面談に応じることができる《添付資料【資料編】「2013年度学生便覧」79頁、80頁の研究室等の配置図参照》。

以上のように、本法科大学院では、教員が学生と面談できる独立したスペースが確保されている【解釈指針10-1-1-6】。

6. 施設の管理

上述のように、本法科大学院の図書館を含む各施設は、当該法科大学院の専用であるか、又は、本法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にある【解釈指針10-1-1-7】。

《添付資料

- ・【資料編】「2013年度学生便覧」
- ・第10章「法科大学院使用教室一覧」
- ・第5章「法科大学院委員会一覧」
- ・第8章「教育研究支援室（321室・320室）担当業務について」
- ・第10章「法学図書室利用案内（実務法曹養成専攻用）」
- ・第10章「法学図書室利用案内（教員用）」
- ・第10章「法科大学院自習室図書利用規程」
- ・第10章「ロー・ライブラリーのウェブサイト」
- ・第10章「LexisNexisJP、Lexis-Nexis等のウェブサイト」

参照》

2 特長及び課題等

(1) 特長

本法科大学院では、法廷教室において、DRS, STICS 等の IT を使った教育環境が非常に整備されており、わが国の大学において最先端のものである点、学生の自習室が整っていることが優れた特長である。

(2) 課題等

法科大学院専用の建物を有していないことから、大学内のスペースをやりくりしながら運営している状況にあるが、教育環境のさらなる整備のためには、専用の図書館、講義室を有することが求められよう。

第11章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準11-1-1に係る状況）

本法科大学院では、教育の内容・方法の改善・充実を組織的に図っていくために、自己点検及び評価を行うこととし、自己評価委員会を設置している《添付資料第5章「法科大学院委員会一覧」、「法科大学院各種委員会職務内容一覧」参照》。同委員会は、本法科大学院の教育活動等の状況について、自己点検・評価業務の統括業務を行い、その活動成果として、2006年4月、2007年12月、2008年5月及び2013年3月に自己点検・評価報告書を作成し、全国の法科大学院へ配布するとともに、本法科大学院のウェブサイトの「名大法科大学院とは」のページ【2】（http://www.law.nagoya-u.ac.jp/idea/fd_act.html）で公表している《添付資料【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2008年4月～2012年3月）」参照》。

自己評価委員会は、自己点検及び評価を総括するものと位置づけられ、本法科大学院の全般的な改善を目標としている。具体的には、評価項目を設定し、自己点検及び評価を実施している。評価項目は、以下のとおりである《添付資料【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2008年4月～2012年3月）」参照》【解釈指針11-1-1-1】。

- （1）本法科大学院の理念と目的
- （2）教育内容（教育課程の編成、専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況を含む。）
- （3）成績評価及び修了認定（成績評価の状況を含む。）
- （4）教育改善
- （5）入試（入学者選抜の状況を含む。）
- （6）教育環境（学生の在籍状況を含む。）
- （7）修了者の進路及びキャリア支援

また、本法科大学院は、自己評価委員会をはじめとする各種委員会及び実務法曹養成専攻会議が連携協力して、自己点検・評価の結果を活用し、教育面をはじめとする法科大学院の運営全般の改善に取り組んでいる。具体的には次のとおりである《添付資料第5章「法科大学院委員会一覧」、「法科大学院各種委員会職務内容一覧」参照》【解釈指針11-1-1-2】。

(1) 自己評価委員会が、上記のとおり自己点検及び評価を総括する。そして、以下の各種委員会から業務の実施状況を把握し、分析・評価を加えたうえで、要改善点を各委員会にフィードバックしている。

(2) 教育改善委員会が、教育活動の改善に係る業務を総括する。すなわち、同委員会は、本法科大学院として定めた「教育内容・教育方法の改善・充実計画」《添付資料【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2012年度版）」79頁参照》にしたがって、授業評価アンケートの実施、教育改善集会及びクラス懇談会の開催、教員FDの実施等に当たっている。さらに、毎年度、教育活動の改善に関する状況を報告書にとりまとめて教員に配布するとともに学生の閲覧に供している《添付資料【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2012年度版）」80頁参照》。

なお、当初は、学務委員会の下部委員会として、授業評価アンケート実施委員会及び教育方法改善委員会を組織したが、その後、2007年度から、教育内容等の改善をさらに推進すべく、授業評価アンケート実施委員会と教育方法改善委員会を統合して教育改善委員会を設置したものである。

(3) 成績評価ワーキング・グループは、教育改善委員会と連携しつつ、入試成績、学業成績及び（新）司法試験成績の相互関係等、教育活動の改善に資する実証的なデータの収集、検証、分析を行っている。その成果は、教員FDや教育改善集会における説明・指導でも活用されている。

(4) 学務委員会は、カリキュラム編成、定期試験の管理、学生の異動等を所掌する基幹的な委員会であるが、自己点検・評価との関係では、教育活動の改善策の実施面を担当している。

(5) 学生生活委員会は、学生が学習に集中できるよう環境条件を整備することを任務としており、その面での改善策の実施を担当している。

(6) その他、入試委員会、エクスターンシップ運営委員会等が、それぞれの所掌に係る業務を実施するとともに、その改善に努めている。

(7) 自己評価委員会は、自己分析及び評価の結果について、毎年度、実務法曹養成専攻会議において報告をし、また、その結果を踏まえた改善策の履行に関する重要事項については専攻会議で審議をし、専攻会議の教員の意見の反映及び教員への情報の周知徹底を図っている。

改善の具体的な実施方法としては、自己評価委員会及び教育改善委員会が、自己評価の結果について、学務委員会等の関係する委員会に報告し、その改善を実現する体制となっている。この体制は、例えば自己評価委員会の建議によりキャリア支援委員会が設置されたこと、成績確認制度が設けられたこと、自己評価委員会及び教育改善委員会の建議により定期試験の全科目についての採点基準の公表が実現したこと、自己評価委員会の建議により、共通的な到達目標の学生への周知、同目標を踏まえた教育課程の編成・学習指導の実施・成績評価及び修了認定に関し、学務委員会による方針の策定や教員への周知徹底が行われたこと等からも有効に機能しているといえる。

基準 11-1-2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 11-1-2 に係る状況)

本研究科では、活動の方向・あり方を検討するに際しては、外部者による評価を受けることが必要との観点から、従来から二つの外部評価システムを構築してきた。

一つは「名古屋大学法学部懇談会」制度であり、これは、名古屋大学大学院法学研究科・法学部の教育・研究活動、国際学術交流、社会との交流等について、幅広い観点から公正かつ客観的に検討して頂き、その改善についての率直な意見・提言を得ることを意図して置かれた外部評価制度であり、懇談会委員については、学界、経済界、法曹界、地方公共団体、マスコミ、市民団体などの有識者にこれを委嘱してきた。第1回の懇談会は1997年7月23日に開催され、爾後1998年6月12日、2000年10月31日、2001年12月、2005年3月17、29、30日と現在まで計5回が開催されている《5回目の議題・委員については、添付資料第11章「名古屋大学法学部懇談会要項」、「2004年度名古屋大学法学部懇談会」参照。報告書例として、添付資料第11章「2000法学部懇談会一名古屋大学法学部の改革への取組み・将来構想一」参照》。これは法学研究科全体を対象とするものであることから、本法科大学院もその検討の対象となり、実際2005年度に開催されたものでは検討対象とされている《添付資料第11章「2004年度名古屋大学法学部懇談会」参照》。

もう一つのシステムは、1998年に設置した「名古屋大学法学部教育研究アセスメント委員会」制度である。この委員会は前記「名古屋大学法学部懇談会」制度と異なり、法学・政治学の教育研究の専門家に委員を委嘱して行う、いわゆるピア・レビュー (peer review) である《添付資料第11章「名古屋大学大学院法学研究科教育研究アセスメント委員会要項」参照》。こちらについてはこれまで1999年2月と2009年3月に開催された。2009年の委員会では法科大学院も検討の対象とされており、その報告書は法科大学院のウェブサイトの自己点検・評価に係るページ上で公開している《添付資料第11章「名古屋大学大学院法学研究科教育研究アセスメント委員会報告書表紙、委員会委員名簿」参照》。同委員会の委員には、人格識見が高く、かつ、本法学研究科の発展に関心及び理解のある本研究科外の者の中から、本研究科教授会の議に基づき本研究科長が委嘱することとなっており（「名古屋大学大学院法学研究科教育研究アセスメント委員会要領」第2条第2項）、弁護士として法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者が含まれている【解釈指針 11-1-2-1】。なお、同委員会については、2013年度中の開催を予定している。

11-2 情報の公表

基準 11-2-1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

(基準 11-2-1 に係る状況)

1. 本法科大学院の教育理念、教育活動等の状況等について、社会に向けて積極的に発信し、広く社会に周知を図るために、本法科大学院では、広報委員会を設置し《添付資料第5章「法科大学院委員会一覧」、「法科大学院各種委員会職務内容一覧」参照》、同委員会を中心に広報活動を行っている。

公表の方法としては、① ウェブサイト (<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/lis/>)、② 説明会の開催、③ 法科大学院パンフレット、及び④ 法学部広報誌(「Lawing」年1回発行)がある。

①は法学部・法学研究科のウェブサイトの一部として構成され、情報提供手段の実質的中心となっている。具体的には、(i) トップページ、(ii) 「名大法科大学院とは」、(iii) 「教育の課程と方法」、(iv) 「修了者の進路・活動」、(v) 「教員組織」、(vi) 「入試情報」及び(vii) 「Q&A」の7つの部分からなり、本法科大学院に関する幅広い情報を提供している(下記資料1参照)【解釈指針 11-2-1-1】。

資料1 名古屋大学法科大学院ウェブサイトの構成

(i) トップページ

サイト全体の構成や新着情報等を提供している。また、本法科大学院に関する問い合わせ先を提示するとともに、本ページを通じて質問を提出することも可能としている。

(ii) 「名大法科大学院とは」

「法科大学院長からのメッセージ」、「教育の理念と目的」、「名大法科大学院の特色」、「法科大学院研究プロジェクト」(実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト(PSIM)等の紹介)、「FD活動・自己点検」(「名古屋大学法科大学院自己点検・評価報告書」、外部評価システムの説明、FD研修の実施状況等)及び「授業料・奨学金等」の各ページからなる。

(iii) 「教育の課程と方法」

「カリキュラムの概要」、「授業科目の展開」、「授業の方法と修了要件」、「授業担当教員から」、「教育ソフトウェアツール」、「エクスターンシップ」及び「学習等の支援体制」の各ページからなる。

(iv) 修了者の進路・活動

修了者の進路に関し、修了者数、(新)司法試験合格者数及び(新)司法試験合格者の活動状況を紹介している。また、同窓会と協力して同窓会に関する情報(「同窓会だより」等)を掲載するとともに、「修了生専用ページ」を設け、法科大学院が企画するキャリア支援関係の行事をはじめとする各種イベント、研究会、求人等の情報を修了生に向けて提供している。

(v) 教員組織

授業担当教員のリストと担当科目を示すとともに、各教員に関する情報を提供している。

(vi) 入試情報

「求める学生像」(アドミッション・ポリシー)と「入学試験のプロセス」を示すとともに、過去の入学試験結果及び入試問題に係る情報を提供している。

(vii) Q&A

本法科大学院に関して予想される質問についての説明を載せている。

次に、②と③は主として入学志願者を対象にし(昨年度の説明会の開催状況については、下記資料2参照)、また④は広い意味での名古屋大学法学部関係者、来学者、交流のあった国内外の研究者・学生などをも念頭において、法学研究科の中の法科大学院の活動を紹介している《添付資料第11章「Lawing」参照》。特に、③のパンフレットでは、本法科大学院に係る基本情報(解釈指針11-2-1-1の全項目)を掲載している【解釈指針11-2-1-1】。

資料2 2012年度説明会開催一覧

1. 6月17日(土)辰巳法律研究所主催 「2012 ロースクール進学合同説明会」

14:00～17:00

於：東京・辰巳法律研究所

2. 9月8日(土)名古屋大学法科大学院主催 「法科大学院説明会」

14:00～16:00

於：名古屋大学法学部第3講義室(名古屋市千種区不老町)

なお、各種雑誌等のメディアからの取材・原稿依頼への対応についても、基本的には広報委員会が窓口となって行っており、情報公開の一端を担っている(下記資料3参照)。

資料3 法科大学院関係記事掲載例(2012年度)

- ・『法科大学院入試ガイド2013年版』 リクルート刊
- ・『法科大学院徹底ガイド2013年度』 日経ムック刊
- ・『日経大学・大学院ガイド2013年入門編』 日経BP刊
- ・『法科大学院データブック2012』 TAC(株)刊

さらに、前述のように、「法科大学院自己点検・評価報告書」や外部評価の報告書(「名古屋大学法学部研究教育アセスメント委員会報告書」)をウェブサイト上で公開しており、これらを通じても、本法科大学院に係る情報が広く社会に提供されている。

2. 教員に係る情報については、まず、上記のウェブサイトにおける教員組織のページにおいて、専任教員及び兼任教員について、それぞれの専門分野、研究テーマ、略歴・資格、主要業績、所属学会、社会的活動及び教員からのメッセージを提示している。また、非常勤講師についても、経歴・資格及び主要業績を掲載している。

さらに、専任教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等及び公的活動等については、法学研究科の自己点検・評価報告書とは別に作成した法科大学院独自の自己点検・評価報告書（2006年4月、2007年12月、2008年5月、2013年3月）に収録してこれを全国の法科大学院に配布している。

また、専任教員及び兼任教員の教育上又は研究上の業績等については、名古屋大学のウェブサイト上の「研究／産学官連携」（教員情報）においても公表している。

さらに非常勤教員については、各年度の学生便覧に一覧表を設けて氏名・所属・資格等を公表している。《添付資料第11章「自己点検・評価報告書第2部教員レポート例」、【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2008年4月～2012年3月）」、様式3「教員一覧」、第8章「法科大学院非常勤講師一覧（2009年度～2013年度）」参照》。

以上の方法を通じて、本法科大学院では、各教員がその担当する専門分野について高度の法学専門教育を行うために必要な教育上の指導能力を示す資料を公開しており、かつ、専任教員については、専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動を示す資料も公表している【解釈指針11-2-1-2】。

基準 11-2-2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 11-2-2 に係る状況)

本法科大学院は、評価の基礎となる情報を、適宜、調査、収集しており、これら資料と、2008年5月及び2013年3月に作成した自己点検・評価報告書(基準 11-1-1)に定める事項に関する情報を記載したパンフレット等を法学部棟1階倉庫、法経共用館1階倉庫及び文系総合館2階文系総務課総務グループ(法学部担当)のスペース内に保管している。

これら評価の基礎となる情報は、大学全体の文書管理に関する規程類及び「法学研究科での行政文書の取扱いに関する申し合わせ」(下記資料4参照)により、評価を受けた時から5年間保管することとしており、保管中は、評価機関の求めに応じて速やかに提出できる状態にある【解釈指針 11-2-2-1】【解釈指針 11-2-2-2】。

資料4 法学研究科での法人文書管理に関する申し合わせ

2006年4月19日 研究科教授会決定

名古屋大学法学研究科における法人文書管理については、「名古屋大学法人文書管理規程」、「名古屋大学の情報公開における開示・非開示の審査基準」(以下「審査基準」という。)及び「教員が保有する行政文書の取扱い方針」(以下「取扱い方針」という。)に定めるもののほか、次のとおり定めることとする。

1. 外部機関が行う認証評価に用いられた法人文書は、教員が保有する文書も含め、評価の時から5年保存するものとする。

2. 開示若しくは一部開示又は不開示の別、開示の場合の開示期間については、法人文書の類型に従い、審査基準及び取扱い方針に基づき取り扱う。

《添付資料

- ・第9章「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻(法科大学院)会議内規」
- ・【資料編】様式3「教員一覧」
- ・第5章「法科大学院委員会一覧」
- ・第5章「法科大学院各種委員会職務内容一覧」
- ・【資料編】名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書(2008年4月～2012年3月)
- ・【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書(2012年度版)」
- ・第11章「名古屋大学法学部懇談会要項」
- ・第11章「2004年度名古屋大学法学部懇談会」
- ・第11章「2000法学部懇談会一名古屋大学法学部の改革への取組み・将来構想一」
- ・第11章「名古屋大学大学院法学研究科教育研究アセスメント委員会要項」

- ・ 第11章「名古屋大学大学院法学研究科教育研究アセスメント委員会報告書表紙、委員会委員名簿」
- ・ 第11章「Lawing」
- ・ 【資料編】「法科大学院パンフレット」(2013年度)
- ・ 第1章「名古屋大学法科大学院ウェブサイト」
- ・ 第11章「自己点検・評価報告書第2部教員レポート例」
- ・ 第8章「法科大学院非常勤講師一覧(2009年度～2013年度)」

参照》

2 特長及び課題等

(1) 特長

自己点検・評価の体制を整備し、実際に機能し、成果を挙げている。また、ウェブサイト、説明会、パンフレット等を通じて、幅広い情報を公表している。

(2) 課題等

特になし。

別添資料一覧

資料名	
《章別資料》	
第1章	「法科大学院ウェブサイト」『教育の理念と目的』
第2章	「法を学ぶ2013」 「法情報ガイダンス配付資料」 「補講一覧」
第3章	「受講者数一覧」 「2012年度エクスターンシップ説明会資料」 「2012年度エクスターンシップ派遣先」 「法科大学院生教育研究賠償責任保険のご案内」 「エクスターンシップの実習についての手続及び留意事項」 「エクスターンシップ評定書作成の依頼について」 「評定書」「実習日誌」 「NLSシラバスシステム「全講義一覧」ページ」 「2011年度2012年度『過去の定期試験問題(法律基本科目)』」 「入学者ガイダンス配付資料」 「中間試験、補講及び課題等の一覧例」 「2013年度名古屋大学法科大学院シラバス作成(改訂)のお願い(詳細版)」 「集中講義日程」 「2013年度履修登録表」 「学生の履修登録状況(2008年度～2012年度)」
第4章	「成績に関する取扱い1、2」 「成績分布表(2008～2012年度)」 「成績確認願」 「学生公表用成績分布表」 「学生配布用GPA一覧表」 「期末試験実施要領」 「2008年度～2012年度 期末試験時間割」 「必修科目再受験者数一覧」 「実務法曹養成専攻学生による同専攻以外の授業科目の履修等についての取扱要領」 「南山大学大学院法務研究科と名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻との教育連携(単位互換)についての協定書」 「第2次選抜試験(法律科目試験)問題(2010、2011、2012、2013)」 「既修者選抜試験問題(2009)」
第5章	「PSIM報告書」 「法科大学院委員会一覧」 「法科大学院各種委員会職務内容一覧」 「FD研修参加報告書様式」
第6章	「第2次選抜試験(小論文試験)問題2009、2010、2011、2012、2013」 「法科大学院ウェブサイト『入学試験案内』」
第7章	「2013年度学生ガイダンス配布資料」 「クラス担任及び指導教員一覧(2008年度～2013年度)」 「2012年度TA一覧」 「専門職大学院(法科大学院)授業料免除取扱要項」 「専門職大学院(法科大学院)授業料免除選考基準」 「障害学生支援室ウェブサイト」 「2012年度法科大学院関係のキャリア支援企画の実施状況(報告)」

第8章	
	「法科大学院ウェブサイト『教員組織』」
	「法科大学院非常勤講師一覧(2009年度～2013年度)」
	「名古屋大学教授会規程」
	「名古屋大学大学教員選考基準」
	「学内行政サバティカル取得時期一覧」
	「新サバティカル制度取得者一覧」
	「教育研究支援室(321室320室)担当業務について」
第9章	
	「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻(法科大学院)会議内規」
	「文系事務部事務組織」
	「法学部法学研究科関係事務の職務分担」
	「平成24年度運営費交付金等予算」
第10章	
	「法科大学院使用教室一覧」
	「法学図書室利用案内(実務法曹養成専攻用)」
	「法学図書室利用案内(教員用)」
	「法科大学院自習室図書利用規約」
	「ローライブラリーのウェブサイト」
	「Lexis Nexis JP、Lexis-Nexis等のウェブサイト」
第11章	
	「名古屋大学法学部懇談会要項」
	「2004年度名古屋大学法学部懇談会」
	「2000法学部懇談会—名古屋大学法学部の改革への取組み将来構想—」
	「名古屋大学大学院法学研究科教育研究アセスメント委員会要項」
	「名古屋大学大学院法学研究科教育研究アセスメント委員会報告書表紙、委員会委員名簿」
	「Lawing」
	「自己点検評価報告書第2部教員レポート例」

《資料編》	
学生便覧	
	2012年度名古屋大学法科大学院学生便覧
	2013年度名古屋大学法科大学院学生便覧
募集要項	
	平成25年度名古屋大学法科大学院学生募集要項
名古屋大学法科大学院パンフレット	
	2013年度名古屋大学法科大学院パンフレット(NAGOYA LAW)
教育の現況・改善報告書	
	名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書(2012年度版)
自己点検・評価報告書	
	名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻 自己点検・評価報告書(2008年4月～2012年3月)
成績分布データ	
	成績分布データ(2012年度)
様式1～4	
	様式1「開設授業科目一覧」
	様式2「学生数の状況」
	様式3「教員一覧、教員分類別内訳」
	様式4「科目別専任教員数一覧」
シラバス	
	2012年度 シラバス(講義概要講義計画)
	2013年度 シラバス(講義概要講義計画)